

平成14年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日		平成14年9月17日
招 集 場 所		厚 岸 町 議 場
開 閉 日 時	開 会	平成14年9月18日 午前10時00分
	延 会	平成14年9月18日 午後 6時30分

1 出 席 議 員 並 び に 欠 席 議 員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	稲 井 正 義	○	11	谷 口 弘	○
2	塚 田 丈 太 郎	○	12	高 畠 一 美	×
3	田 宮 勤 司	○	13	鹿 野 昇	○
4	佐 藤 淳 一	○	14	安 達 由 圃	○
5	岩 谷 仁 悦 郎	○	15	菊 池 賛	○
6	真 里 谷 誠 治	○	16	音 喜 多 政 東	○
7	池 田 實	○	17		
8	小 澤 準	○	18	中 屋 敦	○
9	木 村 正 弘	○	19	佐 齋 周 二	○
10	室 崎 正 之	○	20	松 岡 安 次	○
以上の結果 出席議員 18名 欠席議員 1名					

1 議 場 に 出 席 し た 事 務 局 職 員

事 務 局 長	議 事 係 長	
大 平 裕 一	高 橋 政 一	

1 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	若 狹 靖	監 査 委 員	今 村 實
助 役	大 沼 隆	教 育 長	富 澤 泰
収 入 役	君 澤 英 二	教委管理課長	田 辺 正 保
総 務 課 長	斉 藤 健 一	教 委 生 涯 学 習 課 長	柿 崎 修 一
企画財政課長	黒 田 庄 司	監査事務局長	阿 野 幸 男
税 務 課 長	大 野 榮 司	農委事務局長	松 浦 正 之
町 民 課 長	古 川 福 一	教 委 体 育 振 興 課 長	澤 向 邦 夫
保健福祉課長		教委指導室長	大 場 和 典
環境政策課長	西 野 清	水 道 課 長	山 崎 国 雄
農 政 課 長	福 田 美 樹 夫	病 院 事 務 長	大 野 繁 嗣
水 産 課 長	小 倉 利 一	特別養護老人 ホーム施設長	藤 田 稔
商工観光課長	久 保 一 將	デイサービス センター施設長	玉 田 勝 幸
管 理 課 長	松 澤 武 夫	保 健 福 祉 課 長 補 佐	大 崎 広 也
建 設 課 長	北 村 誠	町民課長補佐	米 内 山 法 敏
税務課長補佐	豊 原 隆 弘	地籍調査係長	河 合 孝 芳
病院事務次長	林 讓 治		

1 会議録署名議員

18 番	中 屋 敦		
19 番	佐 齋 周 二		

議 長	ただいまより平成14年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。 開会時刻 10時00分
議 長	直ちに本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
議 長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、18番中屋議員、19番佐齋議員を指名いたします。
議 長	日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。 これより9番、木村議員の一般質問を行います。 9番、木村議員。
9 番	通告申し上げました点につきましてご質問申し上げたいと存じますが、その前に、昨日までは当議会随一で、NHKのアナウンサーでさえ一目も二目も置くぐらいの発言の立派な方々でございましたが、本日は打って変わって、我が家族でさえ、おやじ、その話何とかならんか、なまりが多く濁りが多くて、さっぱり何を言っているのかわからんと言われている私でございますので、何とかひとつその点ご理解の上、ご質問の意をお酌み取り願いたいと存じます。 それで、1つ目、保健福祉政策についてでございますが、私が申し上げるまでもなく、今、我が国の社会では高齢化の問題、これに対する社会福祉の問題が一番の大事な課題であります。 そこで、私は中間入居施設といううたい方をしておりますが、これは現在ある施設に入る以前の、しかし、1人では生活が心もとない人がたくさんございますが、こういう方々が共同で、そしてプライバシーを守りながら、ともに、また活動もするというような施設をつくる必要があるのではないか。これを早急にひとつ研究して、この施設は、町の財政上非常に厳しいものもあると思いますが、民間資本を活用してもいいし、民間に運営をさせてもいいし、町が独自でやってもいいと。柔軟な発想の上でやっていただきたい。 しかも、入居者には応分のできる限りの負担をお願いする。すべてが公の費用に

においてこれを賄うことはもう不可能な状態に近づいておりますので、その辺はよく研究して、自己責任も大いに求めながらそういう対策をしていくということが必要でないかと思われませんが、この辺についてのお考えをお伺い申し上げたいと存じます。

2つ目は、中心市街地活性化についてに伴うものでございますが、この間、中心市街地活性化構想の中の予算の概要の説明もありましたが、あれだけで済むのか。厳しい町財政の中で余りにも大きな財政負担を伴うようなおそれはないのか、その辺を十分に注意しなければならない点だと思いますが、その辺についての町長の見通しをお伺いしたい。

もう一つは、産業との関連と申し上げておりますが、この間の構想の中で、最も厚岸町の基幹産業の大事な位置にレジャー公園を設けるような案がございました。いくら市街地活性化で町並みをきれいにしても、これを支える消費が伴わなければ、ただ絵に描いたもちのような結果になるならば、ただ税金のむだであります。この辺をどのようにお考えか。

市街地を立派にしたから繁盛するというのでなくて、立派にしたところにたくさんの消費行動が伴って、初めてそれが目的達成するものでございますが、その辺との兼ね合いをひとつどのようにお考えか、これをお伺いしておきたいと思えます。

やはり産業は産業の利というのがございます。その辺をレジャーに使うならば、せっかくつくった活性化の市街地も、それは生きたものにはならないと思えますが、その辺のお考えをお伺いして第1回の質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 おはようございます。

9 番、木村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、保健福祉対策について。住民の高齢化比率の上昇は最大の社会問題であるが、その対策の一つとして中間入居施設の設置を早急に実現することが重要と思われるが、町の考えをとの質問であります。

平成12年における町の高齢者数は約 2,600人、高齢化率は20.5%であったものが、本年8月末では高齢者数は 2,783人、高齢化率は22.4%であり、平成17年においては高齢者数は約 3,000人、高齢化率は約25%となり、町民4人に1人は65歳以上という高齢社会が推測されております。

平成14年6月の介護保険給付実績では、210人が在宅サービスを利用し、103人が施設サービスを利用している状況にあり、特別養護老人ホーム心和園の待機者は9月10日現在で町外21人も含め84人となっております。この待機者の状況としては、すぐにでも入居したい方から将来的に入所をしたい方まで、その必要度はさまざまであります。

介護保険制度の理念は、介護が必要な状態となっても可能な限りその居宅において日常生活を営むことができるように配慮されなければならないとされ、特別養護老人ホームや痴呆性老人等の生活の場の確保が課題となっており、特に中間施設と言われております痴呆性老人グループホーム等は国においても積極的に推進しており、町においても有効かつ重要と認識いたしております。

この痴呆性老人グループホームについては、現在、町内の事業者が設置に向けて検討しているという情報を得ておりますが、個室化に伴うホテルコストと言われる家賃により利用者負担が増大する等の問題もあり、これらについて町としてどのような支援ができるのかなど検討いたしておるところでもあります。

高齢者、とりわけ痴呆性老人が在宅生活を営む上で有効とされる痴呆性老人グループホームの設置については、現在、見直し作業を進めている介護保険事業計画の中で方向性を明確にしていきたいと考えております。

次に、厚岸町中心市街地活性化基本計画については、国が衰退・空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を生かしつつ市街地の整備・改善と商業等の活性化を柱とする総合的・一体的な対策を、関係省庁、地方公共団体、民間事業者が連携し、地域の振興と秩序ある整備を図るため制定された、いわゆる中心市街地活性化法に基づき取り組もうとする計画案がまとめられ、先般、議員各位にもお示ししたところであります。

その中でも、北海道を通じ国へ提出する基本計画には具体的な事業の記載は必要ではありませんが、厚岸町として実際に取り組むことが可能なのか、有利な補助事業及び起債対応、さらには、民間が行う事業手法についても役場庁内の関係課による連絡調整会議で種々検討し、今現在考えられている事業の事業費及び財源内訳を参考として説明をいたしました。質問者が言われるとおり、町負担の財政見通しは心配ないのかとの質問であります。とりわけ湖南地区で想定されております事業などは、道道別海厚岸線のルート変更とセットになってこそ市街地全体の活性化や

商店経営の近代化、公共事業、民間活力による投資が見込まれ、町の経済活性化に甚大な効果をもたらすものと考えておりますが、一方では財政破綻を招きかねない相当な財源を必要とするものであり、庁内連絡調整会議においても、昨年、財政運営基本方針を策定し、本年度を始期とする財政改革の途上である中、さらなる行財政改革が求められるなどの種々議論があり、これら事業の遂行に当たっては、北海道との事業調整はもとより、町民の理解を深めながら、厚岸町の財政状況を踏まえ慎重に対応してまいりたいと考えております。

さらにはまた、産業との関連であります。質問者が言われたとおり、厚岸町のまちづくりは中心市街地の活性化のみならず、基幹産業であります水産業、農業の発展なくしてなし得るものではありません。厚岸町中心市街地活性化基本計画案でも、第4章に中心市街地活性化の基本コンセプトとして、中心市街地活性化の目指す将来像の中で豊かな海の資源と商業が融合したまちづくりとしており、厚岸町は北海道を代表する水産物の産地として知名度が高く、中心市街地は漁港や漁場である厚岸湖に接していることから、豊かな海の資源を活用した食文化の創出や地場産品の消費拡大、水産業との連携を強化し、商業の魅力拡大を目指し、産業全体の経済的波及効果を図ろうとしているものであり、これらの具体的な事業展開としては、関係機関や関係者との協議のもと、熟度の増したものから取り組むことが必要と考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長

9番、木村議員。

9番

今、町長からいろいろお話ありましたが、町長、何点何%はやめましょう。大体何%でいいですからね。コンマのことまでは要らないんです。ちょっとお年寄りが今年はお亡くなりになる数が多いなと思えばコンマの何%あれだし、今年は割合に元気だなと思えばふえますから、コンマの数字は将来展望のためには余り価値ないと思いますから、大まかでその辺は。

さて、今、間もなく3人に1人の年寄りになりますね、もう何年もなく。それから、戦後生まれの団塊の世代と称される方々も、あと10年もすると、ぼちぼちいわゆる65歳になりますな。そのころ急速に老人人口がふえまして、これは3人に1人となります。年寄り3人、若い者3人、子ども3人と。とても若い人は負担しきれません。これは細かい数字を試算しなくてもわかるんですわな。負担しきれないで

す。個人の家庭を見てもそのとおり。我が厚岸町も国の平均よりも、田舎はどこの田舎もそうですが、老人人口の比率は高い。

その中で、今、前から国は、老人も公の施設ばかりじゃなくて、個人の家庭で老後送りせよという。それはある面ではわかりますが、現在の家族構成からいきまして、老人2人、息子夫婦、子どもがいたら、もし私がちょっと時々痴呆になりましたら、家族は面倒見切れないんですよ、これ。

また、そこに訪問介護という問題がございますが、訪問介護はあくまでもその日のうちの何時間です。一昼夜見るわけにいかないです。そこで、このような施設が必要でないかと。言葉は乱暴ですが、10人、20人一まとめにして、そこに担当者が1人、2人交代でいれば、何十人も1回で面倒見られる。このような政策が合理的ではないか。

老人が3割近くなって、全部訪問看護を受けるようになれば、訪問介護50人も100人もいて、交通を歩いて、これは不可能になってくるのさ。その場合を想定しつつ物事を考えていこうじゃないかというのが私の提案でございます。

それから、痴呆がございますね。朝から晩まで痴呆なら明らかに痴呆で承知するんですが、時々発生するのがあるんですね。私も、もうぼちぼちかかってきました。ぱっと忘れるんですな。ぱっと忘れちゃう。それを過ぎると、私もまだ若い者に負けないだけしっかりしていると言いながら、ぱっと忘れるんですな。これがもう少し高じますと目離しできないんです、目離しできない。訪問したときがそうだよ。これ何も心配したもんでないのが、その人が帰った後に起きるんですわ。そうになったら、家族も周囲もいくら心はちゃんと介護しようとしても、現実的にこれ不可能な時代が来ます。もうぼちぼちなっている。

おやじが85、息子が60、ぼちぼち弱ってきますな。そうすると、老人を面倒見るために息子夫婦もまいっちゃう。孫はどこかへ行っていない。このような現状がぼちぼちこの我が町も見受けられてきております。このようなことを解決するために、こういうことを大いに研究する必要があるのではないか。

それから、今までは国の施策によりますと、運営まで補助が来ますから、それも確かにいいですが、1人そういう施設で、プライバシーを守ってやるのに、1人500万円の施設費でできる。その補助金はちょうど1,000万円もかかります。むだなコストがかかるものをつくっておる。そんなのは社会的な罪悪ですな。それです

から、私は民間の力も使えと。町が金なかったら、どこかの大手の建設会社に15年償還でつくって見たらいい、こういう目標だけ示して。今の工費の設計の半分でできますな、これ。

それからもう一つは、先ほども申し上げましたが、入る人はまだまだどうもこうもならない人じゃないから、応分のできるだけの負担をしてもらう。全部が町費であれば全部ただ、国もただだからいいんじゃないくて、できるだけの負担をしてもらう。それで嫌な人は来なくてもいいというぐらいの厳しい見方をしなければ、国民全部が依存心だらけになったら受ける人おりませんな。ただは一番いいかもしれないけれども、そのただのためにはだれが負担しなきゃならん。国民1億全部がただ、ただであれば、一つも福祉に手を差し伸べることができない社会になってしまう。こういうことは許されるものではなくて、それこそ社会的に罪悪です。本当に大事な人に手を差し伸べるための福祉は、だれかが、それ以外の人頑張って努力していかなければ福祉政策ということは不可能でありますから、その辺も兼ね合わせて、こういうものを大いにひとつ研究していただきたい。

いろいろな制度がございますから、民間の人がやっても、民間の人がやる場合には、またやりやすいような町のいろいろな意味の政策も当然必要でありましょうし、そういう配慮は当然大事なことだと思いますから、官がやるよりは民がやり、要はそういう需要にこたえられるような施設といいますか、機関があればそれでいいと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

それから、中心市街地の問題でございますが、今、町長のお話ししていることは前から何回も説明を受けております、わかります。ただ、ここに、この間もちょっと話したんですが、大事な場所に釣り公園とかレジャー公園なんていうのを絵に描いておりますね、絵に。それは今ちょっと書いてだけで、後から変えるからいいんだよなんていうのではちょっとまずいんですよ。

ワークヒアリングといいましたか、たくさんの人が集まっていろいろな意見を聞かせるのは、私は英語、イングリッシュ、英語が弱いものですから、日本語——日本語もちょっと余りよくないですけども、なおさら外国語は弱いものですから。しかし、どんなものがあるかと思って私も行ったことがございます。聞きに行きました、参考のために、勉強をするために。随分いろいろな意見が出ます。よくこれ程の意見を持っているもんだなというぐらい出ます。私らも持っているんです。た

だし、これ言ったって無理だとか、これ言ったって通る話でないと思うこともどんどん出るんですな。

私のテーブルでこれありました。君、それを言ったって、今の社会で我が町でできるかと。いや、それは考えなくてもいいんだと、ただ言えればいいんだから言うというんですな。これは無責任というものだ、君。幼稚園の子どもに絵をかくのと違う。一定の大人が集まって、この港に公園つくるというんですな。この裏です、この辺あいているから。これどういう使い方されているかわかるのかと言ったんです。また、厚岸の産業のどういう位置を占めているのかわかるのか。たまたまなぎで天気がよくて、船が出入りしないところはあいていますから、そこで眺めて、冬は使えませんね。夏は冷たいビールでも飲みながら、カモメの姿を見ながら眺めるのは、これはいいでしょうが、しかし、それやって暮らせるほど我が町は豊かでございますね。

今も中心市街地困っている。困るって、私知らんけれども、困るというんですな。物売れなくて困る。買いに行かなきゃ売れないわな。当たり前なんだ。その買いに行くためには何が大事かといったら、分配所得がなければ消費はできませんな。いわゆる可処分所得というものですな。この辺をどうするかによって、将来のこの中心市街地が真に活発な市街地として永遠に繁栄するか、つくった途端に終わりか、決め手になるような気もしてならないのでございますが、それをただ申し上げたい。

これは町民の意識の問題もございます。遊び場だけのまちづくりをして、働く方には関心を示さない。町や国の補助金だけ頼りにしている。こういう手法でやったときは、国も町も個人の家庭も減ぶのは歴史上明らかでございます。これは私よりあなたが詳しいはずだけれども、詳しいんだから言えればいいんですな、本当は。ところが、なかなか言ったら人気悪いものですから言えない。そうか、そうかと言って、たくさんの人の意見を吸い上げて絵に描いてやろうとしても、現在の日本のような状態になる。この辺を町長ひとつ……。

これ民主主義の悪いところで、町民の意見を君だめだとどんどん否定すると、決して木村正弘と投票してくれませんか、選挙になった場合。これは恐ろしいんですよ。しかし、真に国を思い、町を思い、厚岸の将来を思うならば、ある程度のことはしっかりと町民に話をする。また町民も、本当の中身がわかると、これは我々も我慢するところは我慢する、負担しなきゃならんものなら負担して当たり前だ

よというふうになるんですから、ひとついい話をするのと同時に厳しい話も徹底してわかりやすく。

何十何点何と、これやったって我々わからんですよ。私も小さいときは数学、数字は好きな方なんですけど、むだな数字は、数字の遊びはやめましょうというんですよ。数字遊びはやめましょう。そうじゃないはずなんです。それは、町民もそれを言えばわかるんです。きちっと説明なさって。できないものはできない、できるものはできる。

そしてもう一つは、これは町民にやってほしいと。カキ食べる場所はたくさんあるんですが、カキを提供する場所を町民はつくらないで、カキ食べさせる場所が少ないから何とかせい。カキを売るのは町民なんだ。町の職員が行ってカキを売るべきじゃないです。その辺がこの中心市街地活性化の中にももしあるとすれば、これは将来は立派な城が住む人のいない廃墟になりかねないおそれがありますから、この辺に対する進め方をひとつ、考え方をお聞かせ願いたい。

政策は、考え方によって政策をつくるんですからね。抽象的な話になりますが、考え方をしないで政策はつくれませんね。その辺はありますからこういうことを申し上げるのでございますが、その辺も町長のお考えをもう一度伺いしたいと思います。

議 長
助 役

助役。

中間入居施設に関するご質問について、私の方からご答弁をさせていただきます。

世界の中で5人に1人の高齢者がいるという国は、現在まだありません。日本は、もう間もなく5人に1人の方がお年寄りの社会を迎える。これは世界で初めてのことであります。我が厚岸町については、もう既に5人に1人の方が65歳以上の高齢者という状況になっております。これが間もなく4人に1人、3人に1人になる。このお年寄りの方たちを支える若い人たちでもって、要するに3人の高齢者に対して1人の若い人がその高齢者を支えていかなければならないという社会に到達しようとしているということでもあります。

特に、痴呆性老人と言われる方については、この出現率というのがあります。65歳以上の方でどのぐらいのパーセンテージで痴呆になるかという数字があります。これが5%弱とされています。そうしますと、厚岸の現在の高齢者数から割り返すと、100人を超える方が痴呆になる、もう既になっておられるという推測が立つ

わけであります。

この方たちはどういう行動をするかという、ご質問者が言われておりますとおり昼夜逆転、昼と夜が逆転するとか、あるいは異常な行動を示すとか。この方たちを介護するのは家族、それから地域。この家族だけではなくて、地域でも相当心配されている状況がもう既に厚岸町内でもあらわれているということでもあります。当然、核家族というものが進んできておりますから、この痴呆になった方を介護する方も高齢者と。老老介護といいますが、老人が老人を介護しているという状況が今あります。

そこで、町長のご答弁にもありましたとおり、この方たちに入居していただいて、そこで一緒に生活していただくと。しかも、なおかつ、その入居施設の中では自分でできることは自分でやっていただくと。要するに、自分の身の回りのこと、できること、洗濯ですとか、シーツですとかというものの折り畳みを自分たちでも積極的にやっていただくと、そういう考えのもとで痴呆性老人のグループホームというものがあります。

これは補助を受けるためには、9人1セットの単位、ワンユニットと言われておりますけれども、そういう制約というものがあります。ただ、現在、厚岸町のある事業者がこれを設置したいという意向があるというふうに私どもの情報で参っております。北海道に問い合わせをいたしましたところ、もう既に来年度の補助金の予算枠というのがある程度固まってしまっている。新たに来年すぐやりたいと言っても補助はいただけませんよと。16年度であれば何とかかなるというような道の担当者の回答でございました。

この事業者は、補助をいただかなくても、みずからの力でこれを建てたいという意向があるようであります。そうしますと、国からは補助が入っていませんから、この施設を建てるために相当な建設費用がかかるわけであります。それから、9人の方たちに入っていただくためには、それなりのスタッフが必要になってきます。そうしますと、入居していただく方にはそれ相応の、ホテルコストといいますが、負担をしていただかなければ、その施設は運営できないという状況が考えられます。

そこで、いろいろ費用を計算したんですが、この入っていただくためには、家賃、食事代、それから維持管理費というものが当然かかってくるわけです。そのほかに人件費と。それから、施設を建設するに当たった建設費用というものが負担をして

いただく金額の中に計算されて入ってくるわけであります。そうしますと、お一人約10万円ほどのお金が、負担をしていただかなければならない計算になると。これは大ざっぱな計算になりますが。介護保険の適用ですとかいろいろ受けることができますけれども、それにしても10万円程度のお金が、負担が必要だろうというふうに言われております。

その事業者は、その10万円の負担を厚岸町の入居していただける方をお願いができるかどうかというところで、今、相当悩んでおられるようであります。そこで、町としてはどういう援助ができるかというのを、多少その例などを今、情報収集を急いでおりまして、できるものであればその援助も検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、ご質問者が言われるとおり、こういうサービスを今後もずっと継続していくということになりますと、町も相応の負担というものが生じてくるわけでありますから、今後の財政状況なども考えて、このサービスの提供を維持・継続できる度合いというのはどの程度なのかということをよく検討しながら、この支援策というものを講じていかなければならないのかなというふうに考えております。

議 長

建設課長。

建設課長

私の方から、中心市街地活性化計画の進め方というか、そういう方向性の中で説明させていただきます。

質問者が言われるとおり、中心市街地活性化計画そのものは従来の事業手法と変わらしまして、民主導の中——今までは行政のある程度押しつけだとか、いろいろと形ありますけれども、民間の方々の発想、そういうものをまとめた形の計画。それで、住民のコンセンサスを十分得た計画にしてください。そして、5年以内に事業着手可能なものをきちっと出してくださいという形で言われているものでございます。その中において、先ほど質問者も言われているとおり、住民のワーキンググループ、住民とのワークショップを重ねながらこの計画ができ上がってきていると。

その中においても、絵にかいたもちにならないようにという形の中で庁内調整会議でいろいろ進めてきているわけございまして、当然その中においても、先ほど答弁させていただいたように、計画があるからやるというんじゃなく、それぞれの内容によっては、当然積み重ね、関係機関との十分な詰めをやっていない限り、事業実施というのは不可能だろうという感じで考えております。

そういうことで、質問者が言われました、ちょうど湖北地区の市場周辺の漁港機能そのものについては、たまたま中長期計画という形の中でいくと、5年では当然実施可能じゃなく、6年以降、さらに10年以降という形で、かなり長いスタンスで考えていかなきゃならない問題ですし、その中においては、住民の方々とのコンセンサスの中では、当然そこが将来的に漁港機能として第二大橋ができたり、それから湖南地区の漁港機能が整備されたことにより、そこが空き地が出てくるとか、あくとか、そういう形になったときには、漁港計画の中でも当然生産性ばかりじゃなく、そこに都市との交流という形の中の計画も位置づけも必要になってくる時代が来るという形の中で、そこに一応絵を載せさせていただいたと。

当然これらについては生産者なり、買い受け人さんなり、さらには、もちろん関係機関、国であるとか北海道、いろいろな関係機関と漁港整備計画の中に位置づけられていかない限り、絵にかいていても実施不可能でございます。当然こういう内容については、そういう関係機関との十分な詰めをしながら、そして計画づくりをしていって取り進めていくと、そのように考えております。

あらゆる事業そのものが短期のものであっても、まだまだマクロ的な表現といえますか、大きな表現で事業費等をあらわしていますけれども、事業の実施に当たっては、さらなる関係機関との調整をしながら、そしてやっていかなきゃならない。さらにまた、効果の検証もある程度した上で事業実施に移っていかなきゃない、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 9番、木村議員。

9番 今、老人の対策問題で助役さんの方からある程度の、確定ではないけれども、そういう構想も、意欲を持っている方もいると。これは非常にいいことだと思います。先ほど私は、公であれ、民間であれ、その社会的な役割を果たすものさえできれば目的は達成ですから、大いにいいことだ。そして、こういうことには町もできるだけの、町単独でやってもできないとか、単独で町がやっても相当な町財政の持ち出しもあることございますから、ある程度の、今、助役の方から話がありました、どの程度のことが町としてできるのか、いろいろこれはまた研究する課題がたくさんあるでしょうが、そういうところの設備には固定資産税を免除してやるとか、あるいは運営費の一部を補助してやるとか、公でやってもかかるものは民間でやってもかかる。どっちが払っても財源の額は同じだという考え方もできますからね。

町長、私の話、乱暴な例えですから、わかりませんか。何言っているか、わからないかな。公でやって持ち出しある場合には、民間がやって必要なその金額をやっても、町の財政支出は同じなのね。そうでしょう。それですから、考えてやる必要があるんじゃないですかということを申し上げているんです。

そして、民間がやれば手かからないですな。あとは頭痛くしなくてもいい、町長は。そういうのを活用するということも非常に大事ですから、大いにひとつ研究して、そういうことをやろうとする意欲と構想を持っている人を大いに大事にして頑張ってもらいたいということを、ひとつ町側のそれなりの努力もまた必要でないかと思えますから、その辺頑張ってもらいたいと思います。

10万円というのはちょっと高いようですが、託児所にやっていけば3万円、4万円かかりますね、託児所に。託児所に子どもをやっても、普通で3万円、4万円かかっているようですね。高いのは四、五万円かかっているそうですね、四、五万円も。あれ日中だけね。夜あとは家庭で生活している。これは24時間そこに入るんだから、5万円や8万円かかってこれは当たり前だね。

子どもを学校にやってちょっとやれば、5万円、7万円の出費はかかっているね、あれ。学校にやると。年寄り入れたときはただで、子どもを学校にやるときは5万円でも月10万円でも払ってやるということにはなりませんから、応分の負担力あるはずなんです。自分は辛抱しても負担してもらおうというぐらいでなければ、今の日本人の生活、まだ足りない、まだ足りない。子どもが足りないのを全部公でやったら、これ初めからできないから、これはやらない方がいいなという。つくった瞬間に持てなくなってやめるぐらいなら、始めからやらん方がいい。このぐらいの考え方でこれから進めなければ……。

生意気なこと、わかったこと言うなと言うけれども、現実にそうなるはずですから。今、約3人に1人ですわね、4人に1人。もう間もなく3人に1人。持てやせんです。何ぼ親孝行の息子でも持てないですわな。家庭のために働かなきゃならん。親が2人、夫婦で働いたって、仕事しなきゃ見切れませんわな。そういう場合にはこれ非常に必要だと思いますので、ひとつ一層の努力をお願いしたいと思います。

なお、市街地活性化の問題でございますが、私、全部否定しているわけでないですからね、否定。しかし、これをしていくためには、それなりの関係者及び町民の覚悟、これなくしてはせつかくの努力も真の目的を達成することができないと思

いますから、あえて申し上げる次第でございますが。

タクシー少ないから心配だという人があったんですわ。おまえ年間何ぼタクシーに乗っているかと言ったら、何も乗ったことない。タクシーに乗ったことなかったら、タクシーなんて持てないから減車しますわな。

厚岸に立派な料理屋がないから、旅の人が来ても連れていくところがないと。あんた何回行っているんだと言ったら、行かないんですな、辛抱で。そうすると、店つくって立派な材料を置いて、マグロのトロを置いて、来て食べてくれる人がいなければ、この店閉鎖して当たり前でしょう、これは。そして、そういうところに行ったこともないで、自分は一銭も浪費をしないでだれかに求めておるのがこのワークヒアリングにたくさん見受けられましたから、あえて申し上げるんです。

これ絶対できないんですわ。東京で遊び場ありますな、アメリカ資本で。何と言いましたか。ディズニーランド。関東 4,000万人弱いるからなっているんですわ。あれ厚岸につくったら、1年ももたないで倒産ですわな。

宮崎の、私も何回も遊びに行ってきましたが、パシフィック何だか、あれもだめですな。市・県、何十億円と債権放棄して、何とか、シーガイア。大海水浴場、ゴルフある、ホテルある、国際会議場ある。世界じゅうの人を集めて宮崎の繁栄を願う。やったけれども、何年たちましたか。私も余り有名だから行ってきました。二、三年前になりましたな。県が何千億円と債権放棄。たくさんありました、銀行関係。それが恐ろしいんですよ。

ところが、遊びに行くと、そういう中身を見ないで、あれは立派だな、あそこのまちいいよ、こんないいものあるわ。厚岸町に来ると、それに比較して我が町は何もない。町は何やっているんだという声がたくさんあるんです。これじゃだめなんですよ。こんな声ばかり集めたら、町つぶれちゃいますからな。これだけは間違いないですから私あえて憎まれ口をたたくんですが、町民もできるだけ自己努力。

この間もある本を見ました。私が言ったから、あなたたち、ばかやろう、何言っていると言いますが、この人ならあなた文句言わないでしょう。1万円札にかいてあるあの人です、写真。依存する人ばかりであれば全部が依存して、その依存を受ける人はだれもいなくなる。それで終わりなんですな。ところが、日本人は今、依存するばかり多くなって、努力して一生懸命やるやつは、これはばかだと言うんですわな。こうなったら国家もたないです。そういう人間は国も町も心ないと同じだ

と、これ書いてあるんですよ。

今あえて言うのは、立派な町をつくろうとしている、これはわかります。それを反対するものではございませんが、今言う町の財源と、もう一つは、つくったものに魂を入れるために、こんなのなら反対だ、こんなのならいいわと。自分の負担や努力がゼロであればいいと。ちょっと負担する、ちょっと都合悪いのはノーということが起きれば、せっかくの努力も水泡に帰しますから、この辺をひとつこれからのまちづくりの説明でも、ワークヒアリングでもはっきりと申し上げながら、皆さんの理解を得て、また努力を求めて、町民の努力を求める、そういう姿勢が必要でないかと思いますが、これに対する町長のお考えをお伺いしておきたい。

これは一担当課長の問題でなくて、町長の政治姿勢の問題になると思いますが、いかがでしょう。

以上申し上げて、3回目の質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 まず、中間入居施設に関連してのグループホームのことについて答弁させていただきます。

ただいま助役等から答弁がございましたとおり、民間においてそういう考えがあるようであります。私も助役からその報告を受けております。今、準備段階と私は受けとめております。町といたしましても、これを実現すべく積極的に支援、協力を申し上げてまいりたい。しかし、運営等においても、財政を含め大変なことであると思いますので、その財政的なことについてもいろいろとご相談を受けながら、本格的な施設になるようできるだけの協力を惜しまない、そのように考える次第であります。

また、中心市街地活性化問題であります。私自体は市街地は町の顔だと思っております。しかしながら、今日、衰退化、さらにはまた空洞化いたしておる現実であります。そういう中で、何とかこの厚岸町の顔を昔の顔、すなわち景気のいい時代の活性化にならないのかなという民間、そしてまた、そこに住む人方からの声があったわけであります。

当時、ご承知のとおり、松葉町市街地の問題が発端となったわけであります。その中で、おかげさまで国において中心市街地活性化基本計画というものができたわけであります。町といたしましても、前澤田町長、この基本法に基づいて何とか新

しいまちづくりをしようということが今日まで続き、私の時代を迎えたわけであり
ます。先般、基本計画を皆さんにお示しをいたしたとおりであります。

その中で、やはりご心配いただきます財源の問題があります。私といたしまして
は、このことを十分に踏まえながら何とか活性化に結びつけていきたいと考えてお
ります。その手法として、まず道道の移管を考えております。さらにはまた、活性
化法を利用した財源の捻出も考えておるわけであります。

現段階の基本計画では、約 100億円という膨大な資金を要するわけであります。
当然これには民間のTMOとの関連があるわけでありますけれども、自主財源少
なくして立派なまちづくりができるようにこの基本計画を何とか実施いたしたい、
そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議 長 以上で、木村議員の一般質問を終わります。

次に、3 番、田宮議員の一般質問を行います。

3 番、田宮議員。

3 番 第3回の定例会に当たりまして、私は4つの項目について一般質問をするもので
あります。

1 つは、医療制度の改悪と診療報酬引き下げが行われておりますけれども、これ
に伴った町民の医療への影響と町立病院の経営への影響について、3 項目について
お尋ねをいたします。

1 つは、医療費の高負担に伴う受診抑制による健康への影響と町立病院の経営へ
の影響見込みはどうなるのか。

2 つ目は、診療報酬の引き下げに伴う減少見込み。同じく、採算割れによる診療
の縮小が行われるのではないのか。さらには、患者への影響とその対策についてお
伺いをするわけであります。

3 つ目は、高齢者の償還払い、高額医療費制度が新たに導入をされて、高齢者は
一たん限度額を超えた分も含めて窓口で立てかえ払いをしなければならないわけ
であります。今までの状態から急激な変化になるわけでありまして、この点で町とし
て政策的に措置ができないかどうかということであります。

2 つ目は、後発医薬品についてであります。

これは新薬に対して、新薬の免許が切れた時点で、主に中程度の薬品会社で同じ
薬品がつくられるわけですが、価格が新薬に比べて約50%ぐらいになるとい

うふうに言われております。この問題については、さきの議会でお尋ねをいたしておりますが、その後、この問題について対策が立てられたかどうかお伺いをするわけであります。

その次は、支援費制度についてお尋ねをいたします。

支援費といいますのは、障害者の皆さんにサービスを提供する、今までは措置制度で行われておりましたけれども、今度は障害者の方が事業者と直接契約をする。自己負担と合わせて、かかった費用について支援費という形で援助するわけですが、この支援費は、国は障害者の生活実態に見合った額にするように要求すべきではないかというふうに考えるわけであります。

この時点では国の基準案がまだ未定でありましたが、去る12日に厚生省は基準案を示しております。

次に、これまでのサービス水準と利用料は絶対に後退をさせない、そういうふうにしていただきたいと。

次に、障害者の生活実態を反映した認定をすべきと考えますが、この点ではいかがでありましょうか。

次に、申請や契約が困難な障害者がサービスから落ちこぼれないよう、現行の措置制度を柔軟に活用していただきたいというのが4点目であります。

5点目は、自分で契約が困難な障害者への支援策を十分に考えていただきたいということであります。

最後は、合併問題であります。

9月6日、釧路支庁において行われました合併問題担当者による勉強会——これは新聞報道が言っている名称であります、当町からは黒田企画財政課長が出席をされたようではありますが、この勉強会なるものの内容と今後の方向性についてお尋ねをいたします。

その次に、合併の問題がいよいよ俎上に、まないたに上がってくるのかなというふうに考えられるわけでありますが、本来、合併は住民がみずからの意思で自主的に適切に判断していくものでなければならないと考えております。住民が意思を示す場合、住民に市町村合併をめぐるの公正で的確な情報資料が十分に提供されなければならないと考えますし、それはもともと行政の最小の責任ではないかというふうに思うわけであります。

提供される情報資料はどんなことを基準にすべきであるのか、私は次の４点について提案をいたしたいのであります。住民の利益という観点から考えて、利便性、サービスや住民負担、こういうものはどうなるのか、合併によってですね。それから２つ目は、住民の自治という観点から、住民の声が行政や議会へきちんと反映されるかどうか。３つ目は、地域の将来について、こういう観点で、地域の経済や合併単位となったそれぞれの町村がどうなっていくのか。さらには、自治体財政、将来の見通しはどうなるのか。こういう問題について具体的な比較なり、あるいは数値なり、統計資料を提示することがどうしても必要ではないかと考えるわけでございますが、これについてご答弁をいただきたいのであります。

以上で、１回目の質問を終わります。

議 長
町 長

町長。

３番、田宮議員のご質問にお答えをさせていただきます。

最初に、医療費の高負担に伴う受診抑制による健康への影響と経営への影響見込みについてのご質問であります。

今回の改正により、１０月から７０歳以上の高齢者の自己負担が、外来の一般所得で３,２００円から１万２,０００円へ２７６％増、入院が３万７,２００円から４万２００円へ８.１％増となり、入院・外来ともに大幅な負担増となります。また、平成１５年からは健康保険本人負担が２割から３割に負担増となります。

一般論として、負担がふえることにより経済的な問題で受診が抑制され、医学的な管理がおろそかになることによって、結果として健康に影響を与えることは考えられますし、厚生労働省の患者調査では、前回９７年に健保本人の負担割合が２割に引き上げられたとき、３５歳から６４歳の患者が前年に比べ１２.４％減少したという調査結果が出ており、受診抑制による経営への影響も避けられないものと考えております。

次に、診療報酬引き下げに伴う減収見込み。同じく、採算割れによる診療の縮小はないか。患者への影響と対策についてのご質問でございますが、本年４月の診療報酬引き下げにより、今年度４月から７月までの収益は対前年比、入院で約９.２％、外来で約７.９％減となり、現時点で試算いたしますと、約８.９％減の９,７１５万６,０００円の収入減となると予想されます。

また、今回の引き下げでは検査、画像、透析治療、手術料等、採算が難しい状況

にもありますが、地域の中核病院として職員一丸となって良質で今までと変わらない医療に取り組んでいく所存であり、患者への影響はないものと考えておりますので、ご理解願います。

次に、高齢者の償還払いは放置できないと考えるが、政策的に措置できないのかとのご質問にお答えいたします。

法律の改正前におきましては、老人医療受給対象者の医療費は1割負担で、その一部負担限度額は診療機関ごとに1カ月当たり3,200円または5,300円の定額となっており、これを超える医療費については現物給付として処理しておりましたが、今回の改正によりましてこの診療機関ごとの一部負担限度額の設定が廃止され、診療機関においては所得に応じた負担割合により医療費の1割または2割を徴収し、医療費総額に対しての限度額設定に改正されます。

また、年の途中で70歳に達する者がいる場合は、70歳に達する月に再度所得判定を行い負担割合を決定することや、受給対象者の増減がある場合には、改めて所得判定を行い負担割合を決めることになります。

こうしたことから従来の現物給付方式は、診療機関側の技術的な問題も含め、制度的にも措置できない状況でありますので、ご理解いただきたいと存じます。

なお、入院につきましては、従来どおり一部負担限度額を超えた医療費については現物給付となっております。

次に、2番目の後発医薬品について対策は立てられないかとのご質問であります。が、町立病院で現在使用している医薬品の1割弱は後発医薬品であります。後発医薬品で日本薬局法に収載されている薬品の場合には、製剤と成分等についての基準が明記されており、後発医薬品ではその基準をぎりぎりクリアしている製品が多いと言われております。いずれにいたしましても、後発医薬品の扱いにつきましては医師の処方せんにもかかわることですので、経済的な問題もあわせ慎重に対処していきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

質問の3番目の支援費制度についての1点目の、国の支援費は障害者の生活実態に見合った額にするよう要求すべきであると考えているということですが、市町村は、申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況などを勘案し、申請のあったサービスの目的、機能と照らし、支援費の要否を決定することになります。この決定の際には、居宅生活支援費であれば支給料と支

給期間を、施設訓練等支援費であれば障害区分と支給期間を定めることとされております。しかし、利用者負担の確定的な考え方がいまだ国から示されておらず、国は来年度予算の編成方において公表するとしております。

これまでの支援費制度に関する説明会では、特別な障害特性を有する方に対する支援費の加算があると聞いておりますが、なお詳しい情報の提供を求めていると考えております。

次に、2点目の、これまでのサービス水準と利用料は絶対後退させないとのことでありますが、サービス水準の確保は利用者にとって最も大事なことであり、利用者の生活実態や求めていることに関し適切な状況把握に努め、また事業者との連絡・連携を密にし、支援費の支給決定事務に当たりたいと考えております。

また、利用者負担については、厚生労働大臣が定める基準を超えない範囲でそれぞれ町が定めることになっておりますが、この基準の公表を待つて慎重に検討してまいります。

次に、3点目の障害者の生活実態を反映した認定をすべきと考えるがとのことでありますが、支援費の支給決定に当たっては面接を基本とし、家族や施設職員の意見等を考慮することになっており、来月1日の機構改革にあわせ障害福祉係を新設し、業務の窓口を一本化したいと考えております。

また、障害者の生活実態をより適切に把握させていただくためには、ケアマネジメントの手法が有効であると考えことから、現在、障害者ケアマネジメント従事者の研修を行っており、適切なサービス量等の決定をするための準備を取り進めております。

次に、4点目の、申請や契約が困難な障害者がサービスから落ちこぼれないよう、現行の措置制度を柔軟に活用することについてであります。緊急にサービスを必要とし、支援費の支給申請を行う暇がない場合や、虐待などにより本人が申請できない場合など、現行の措置制度を適用できることとなっており、サービスから落ちこぼれることがないよう、可能な限り柔軟な対応をしてまいりたいと考えております。

さらに、自分で契約が困難な障害者への支援策についてであります。自分で契約が困難な障害者への支援策としては、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業があり、これらの制度の周知を図り、制度の活用を呼びかけてまいりたいと存じま

す。

質問４番目の市町村合併問題についてであります。去る９月６日、釧路支庁において合併問題を担当する課長会議があり、厚岸町からは企画財政課長が出席をし、報告も受けております。

その内容は、釧路市を中心とする合併協議に加わらない４町、つまり厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町が実務者レベルで、まずは任意に話し合いの場や勉強の場、相互の情報収集の場を設けてはどうだろうということであります。こういう場を設けることは事前に釧路支庁から町長に打診があり、私も他の町長もちろん同意の上でありますので、その会議の中で実務者の勉強会を継続的に実施していく方向で一致したと聞いております。

ただ、隣接する４町といえども合併に対する見解は当然ながらまちまちであり、その中の議論としては、初めに市町村合併ありきではなく、釧路圏域における４町の行政的役割や広域連携による町民サービス拡充の可能性などを中心に勉強する一方、それぞれの町民に提供する情報資料の具体化手法なども勉強してみようということのようであります。

いずれにいたしましても、その勉強会の設置要綱や名称、テーマ、進め方などはまだ決まっておらず、４町合併担当課長レベルでこれから詰めていくということがあります。

次に、合併の是非は主権者である町民が自主的に判断するのが民主主義のルールであり、そのためには行政が提供する判断材料や資料が一面的であったり恣意的であってはならず、あくまでも公正かつ的確でなければなりませんとのことですが、まさしくご質問者のご指摘のとおりであり、行政の責任者として最も重要にして決定的な要件であります。

しかし、４町合併担当のまちまちな話の中でも、町民の皆さんに説明する際に提供する情報資料がとかく一般論の域を超えられなかったり、危機的財政状況の説明に終始しがちで、非常に難しいため、今後、相互に勉強する必要があるという点では一致したそうであります。そういう意味においても、ご質問者が今ご提案された４点の基準は正論であり、今後、４町で勉強会を進める上でこの４点の基準をしつかりと念頭に置くよう担当に指示するつもりですし、私としても、町民の皆さんと合併問題を論議する際は、仮定するパターンについて、この４点の基準を充足する

議 長
3 番

具体性を持った情報資料をできるだけお示しできるよう、事務方ともども努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

3 番、田宮議員。

なるたけ要点を絞って2回目の質問を申し上げたいというふうに思うのでありますが、今回、医療費にかかわる負担、保険料も含めて、特に現役の人については来年の4月から3割になると。それだけにとどまらないで、保険料そのものも今度は総報酬制、こうすることで、月給だけではなくてボーナスからも一括して保険料を取ると。大きな負担増になるわけですね。

それから、69歳以下、70歳以上、大きく分けてそういう分け方になりますが、これはそれぞれ負担がふえるわけでありますね。上限が引き上げられる、こういうことであります。

ただ、3歳未満、いわゆるゼロ歳から2歳までは3割負担が2割負担になると、こういうことであります。

私は、特に70歳以上の高齢者の医療費の増嵩について心配を——これは高齢者ばかりではもちろんありません、医療費が非常に高くなることによって受診を抑制する、控える。結局、風邪程度では病院へ行かない。病院へ行くのは、肺炎になってから病院へ行くんだというふうなことになりかねないような状況が生み出されるのではないのかと。事実、97年ですから平成9年の引き上げの際には、現役の人で35万人の患者が減ったと、いわゆる病院に行かなくなったというようなことが言われております。十二、三%減少したというんですね。今回も同じような状況が起きるのではないのかな。

ですから、結局政府の、国の医療費の引き上げの根本的な問題は、いわゆる増大する医療費をどう抑え込むか、こういうことで医療費を上げるわけですね。だから、国民の健康がそのことによって損なわれているということについては、私は考えていないのではないのかというふうに思うんです。

そうすることで、特に高齢者の場合は今まで定額でありましたから、町立病院に行く場合には院外処方も含めて3,200円で終わったわけですね。今度は1割ですから、かかってみなきゃわからないということになりますね。

それから、釧路の市立病院であるとか労災、これは200床以上でありますから

5,200 円ですね。今までは 5,200円に汽車賃を持っていけば大体医者にかかれた、払ってこれた。今度は 1 割負担でありますから幾らかかるかわからない、こういう状況であります。

さらに、高額医療費制度が 1 割の人と 2 割の人と二本立てになるわけですね。その境目は、国保の場合でも課税所得が 124万円、夫婦 2 人、年収で 637万円未満の場合は 1 割負担、それ以上になると 2 割負担、こういうことのようにあります。国保の 1 割、2 割の判定は町でやられるわけですね。

今まではそれだけ払えばよかったんだけど、今度は限度額が一般の場合は 1,200 円に、1 万 2,000円になりますね。それから、今まで 3,200円納めればよかったんだけど、今度は上限額が 1 万 2,000円、約 4 倍に上がるという状況であります。そういうことから言いますと、今までと比べると急激な変化なんですね。これは後先になりましたけれども、こういう点で償還払いについては何らかの措置が考えられないだろうかということで申し上げているわけであります。

それから、受診抑制に伴って経営にもやはり大きな影響が出てくるおそれが十分あるわけであります。この辺については具体的にどのくらいの見込みというのはご答弁の中になかったのではないかと思います、その辺について伺いをします。

それから、診療報酬の引き下げに伴う見込みであります、町立病院では 9,000 万円を超える減収見込みだと。これはもちろん診療報酬の引き下げでありますから、患者については一定の負担減になりますね。そういう特典はありますけれども、しかし、医療の質がどうなっていくのか、こういう不安が 1 つにはあるわけありますね。

それから、今言ったように町立病院の大幅な減収。これは年度途中でありますから、最終的にどの程度の減収になるかというのは定かではありませんが、4 月から 7 月まで約 3,000万円。ですから、それに 3 を掛けて年間で約 9,000万円の減収というふうにはじき出されたわけあります。

資料も出していただきました。これを見ますと、例えば長期入院者については、6 カ月を超えると入院の基本料の報酬を 85%しか払いませんよと、診療報酬ですね。15%は患者負担だと、6 カ月を超えると。しかも、通算でいきますから、釧路の脳神経外科、あるいは市立、あるいは労災、こういうところから町立病院に転院をしてくるという場合には、前の病院でどのくらいの入院日数だったのか、それも加算

をして合わせて6カ月以上、こういうことになるんですね。

病院は、この人は今までどういう病院にいて、過去何カ月いたのかという調査をする義務づけをされるわけですね。そして、証明書を出さなきゃならないというようなことも徹底して、6カ月以上の長期入院者については自己負担をさせると。これは3年間に5%ずつ上げていく仕組みになっているようであります。一般的に4万円から5万円の負担増になるのではないのかというふうに言われているわけあります。

本来この長期入院というのは、一般的には社会的入院というふうに言われていますね。それは、病院で治療を受けなくても済むんだけど、しかし、退院したからといって引き受けるところがない。そのために長期入院を認めているわけなんです。今度は6カ月たったら、これまででもそういう傾向、だんだん点数が減らされて採算が合わなくなってくる。だから、3カ月たったら出すとか、6カ月たったら出すというのが従来からも行われてきたけれども、今度は徹底した方策でやられるわけですね。

それから、外来の医療の場合には、外来に何回も通うと病院としては診療報酬がどんどん下げられていく。これ資料をいただきましたけれども、1回目では65点だけれども、2回目あるいは3回目で59点、4回目以降は30点というふうに病院の収入が、これは30点というのは1点10円でありますから、それぞれの治療や検査やそういうものは点数制になっていますから、そういうものがそういうふうに減らされる。

ですから、特に整形やなんかはそうですね。リハビリ、何回も何回も行けば、だんだん下がっていくと。すると、病院としては採算割れになりますから、もうからないわけですね。やめましょう、こういうことになりかねないわけであります。

町長は、そういう点では今までの診療の仕組みを崩さないというふうに言っておられます。その点もう1回確認をしたいのでありますが、状況としては非常に厳しい状況が強いられてくるわけでありましたが、この点についてもう一度お伺いをしたい。

それから、慢性維持透析についても、今までは4時間未満、4時間から5時間、5時間以上というふうに3ランクに分かれていたけれども、今度は一本になってしまいうわけですね。その分、病院としても収入が減ると。それから、食事加算がなく

なる。これは患者さんにとっても大きな問題ではないのかと。この辺ちょっとお伺いしたいんですが、そういう問題があるわけですね。そういう点について、もう一度お伺いをしたいわけであります。

それから、診療報酬の点でもう1点は、これは厚岸の町立病院の外科がそれに相当するのかよくわかりませんので、教えていただきたいのでありますが、施設基準が設けられた。例えば、心臓の手術であれば、年間50例なら50例していなければ、施設基準が見合っていないということで、手術をしても診療報酬が30%削られてしまう。ペースメーカーは、この釧路管内で2つの病院しか手術ができないというような仕組みになるようであります。その点についてお伺いをしたいということであります。

その他ありますが、そういうことについてひとつお伺いをしたいのであります。

次に、後発医薬品についてであります。10%ほど使用しておられるということであります。私はもっと具体的に、町立病院で何品目の薬品を使っておられるのか、それが、その一つ一つについて後発品が使えるものが幾らあるのか、そういうことを具体的にきちんとお調べになったのかどうかということについてお伺いをいたします。

それから、次は支援費制度の実施であります。この対象者については、保健福祉課にお伺いをしますと、施設でサービスを受けられる方は従来から何人というのはわかっているようでありますが、問題は在宅のサービスを必要とする障害者は何人いるのか、あるいは障害児が何人いるのか。これは何か調査中というふうなお話でありましたが、どうなっているのかということをお伺いしたい。

いずれにしても、国の支援制度というのは、言い出したんだけど、具体的な手だてというのは非常におくれているんですね。基準はこの前、12日にやっと明らかになったという状況であります。この点については新聞で見ましたので、保健福祉課の方には資料としてお渡しをしましたが、それをごらんになって、現状とどういうふうになるのか、ご答弁できれば答弁をしていただきたいのであります。

利用料は今までよりも高くなるようなことにしないでいただきたいということをお願いしましたが、そのことについてももう1回お答えをいただきたい。

それから、認定は、これは厚生労働省が示す勘案事項についてチェックしていくわけですね。これは町がなさるわけですね。そして、認定をして、支援が必要か

どうか。そして、支援が必要となれば、支援費は幾らなのかというのは保健福祉課でお決めになるんだというふうに思いますが、そのことについて実態に見合ったですね……。例えば、家族がいるから、その部分については認定が厳しくなる。言葉はちょっと悪いかも知れないけれども、それも加味して全体を見るということではなくて、障害者自体の状況がどうなのかということをきちんと見るということが必要ではないかというふうに言われておりますけれども、その点についていかがでしょうか。

それから、この措置制度を柔軟にという点では、町長ご答弁いただいたように、虐待とかそういうようなことがあった場合には今までの措置制度の活用は認められておりますので、そういう場合の、そういう点については先ほどご答弁があったので、きちんとやっていただきたい。

あと、契約が困難な障害者をどうするのかという問題です。国が言っているのは、さっき町長ご答弁になったように、後見人制度があるのではないかと、あるいは社会福祉協議会の支援事業があるのではないかと、こういうご答弁なんですが、後見人制度は家庭裁判所に申し立てをしなければならぬわけですね。約10万円かかるというふうに言われております。それから、福祉協議会の福祉の支援事業であります、厚岸の社会福祉協議会で直接やるわけでないんですね、これはね。道の社会福祉協議会が町に委託をしてやるような何か話であります、そして、従来から2名の方が、男性1名、女性1名の方がそういう仕事に何か携わっておられると。その方を利用するのではないだろうかというのが厚岸の社会福祉協議会から出てきた答弁でしたが、今言ったような後見人制度利用というのはなかなか大変ですね。

それから、現状は必ずしも整っている状況ではありませんので、これはもう少し具体的に考えていただかないと困るのではないかとということでもあります。

あとは、合併の問題については、町長からご答弁をいただきましたので、よろしくをお願いをしたいというふうに思います。

以上であります。

議 長

町民課長。

町民課長

初めに私の方から、高齢者の償還払いの問題についてお答えをさせていただきます。

町長の答弁の中では、大変困難だということについてお答え申し上げております。

それにつきましては、「お医者さんにかかるとき、あなたの負担はどう変わる」というカラー刷りでお配りしていますけれども、これを若干説明させていただき、この説明の中から大変困難だということについて説明にかえさせていただきたいというふうに思います。

今、ご質問者からる説明の中でこの内容に触れておりましたから、私からは重複を避けたいと思いますけれども、これを開いていただいたら、この右側の平成14年10月1日実施、国民健康保険制度・老人保健制度の改正のご案内のところに、老人保健制度ということに書いてあります。70歳以上の方は今までは病院ごとの設定額がありましたから、それで終わりだったんですけれども、言ってみれば一般の方と同じように、老人の方も原則2割、1割という形の中で全部高額医療の形をとらざるを得ない。

ですから、その計算方式も非常にこのとおり複雑であります。それぞれの外来の負担を差し引いた残りの問題、あるいは残ったものを今度はまた合算をする。一通り、二通り、三通りにも計算をして、最終的に本人の個人負担額となる。残りはお返しをするという方式にならざるを得ない。

そういう意味では、従来までの現物給付の制度をこう考えますと、病院側で、例えば釧路の病院にかかって、厚岸町の町民だけをさせてほしいということには、ご答弁で申し上げたように技術的に大変難しくなるだろうし、その計算のコンピューターシステムの改革も非常に難しいというふうに聞いております。そういうことで、なおそれ以外にこの問題を整理できるものがあれば研究させたいというふうに思いますけれども、大変困難な状況だというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。

ご質問にもありましたように、私どもも実は、この今回の医療改革によって受診抑制により病気が悪化し、こういった意味では、医療費との関係で申し上げますと、こういった問題の中では病気が悪化するまで待ってしまう。その結果、高度医療を受けなければならない、高い医療を受けなければならない。同時に、この完治にも日数を要する。こうしたことによって、なお医療費が増大をするのではないのかなという懸念も持っております。

同時に、これは町民の皆さん方の負担の問題も増でありますけれども、こういった今回の医療制度は、私ども事務に携わる者にとっても大変な問題であります。こ

の10月1日の改正におきまして今、事務作業を行っておりますけれども、申し上げましたように、こういった償還払いのお客が大変ふえてまいります。それに私どもの窓口担当者が対応しなければならない。その数がどうふえていくのか。今でも大変窓口を訪れる方が多ございまして、窓口も混乱をして、待っていただく時間も多くなっておりますのに、加えてこういう状況が10月1日からなりますと、窓口が相当混乱するだろうというふうに思っていますし、この辺についてお客様にどう不便をかけないような対応ができるのか、私ども大変頭の痛い問題で、今、担当者が中心となって検討を重ねております。

こういったいろいろな問題も含めた医療改革でありまして、わけても今ご質問にありました償還払いについては大変な問題でありますけれども、こういった国会の中で制度改正がされた中では、私どもとしては大変このご質問にお答えできない点について心苦しく思いますし、この改正によってどうしてもできないということについてもご理解を賜りたいというふうに思います。

議長

病院事務長。

病院事務長

それでは、田宮議員さんの医療費の高負担に伴う受診抑制による健康への影響と経営への影響との内容の質問でございますけれども、これにつきましては今、町民課長の方からも、今回、大幅な医療制度の内容は説明をいただいたところでございますけれども、それに伴って病院として相当診療抑制されるのではないかとというご質問でございます。

当然、先ほど町長の方からも答弁申し上げましたように、過去の実績の中で12%の大きな診療抑制になったという数値もあるわけでございますけれども、当病院も、これだけの高齢者等の負担がふえれば、当然抑制も生じるだろうという考えではおるわけでございます。

それで、具体的に病院に対してどれだけの影響があるかということ、なかなか数字では難しいわけでございますけれども、単純に外来を見ますと、平成14年で約8万8,000人ほどの外来患者数を見込んでございまして、それが約12%減収となった場合、1人頭約4,800円の単価でございますから、5,000万円ほど減収になるのかな、そう想定をしているところでございます。

それと、診療報酬の引き下げに伴う減収見込みと、それによる診療の縮小とか患者への影響と対策ということでございますけれども、当然、今回の大幅な診療報酬

引き下げについては、資料を出させていただいておりますけれども、病院にとっては9,000万円ほどの、見込みではありますけれども、示させていただいてございます。それで、今後の収入、ただ収入減がそれでいいのかということになりますと、そうはいかない面もございますけれども、それなりの診療内容の中で増収になる部分も種々、医局とも検討をしていかなきゃならないとは考えてございます。

特に、今回の診療報酬の引き下げにつきましては、先ほど質問者のおっしゃっており、透析の関係も、これも時間帯によって点数が大幅に取れたものが、一本化になりまして、かなり安く抑えられたと。それから、外来の再診料もだんだん下がっていくと。それとか、リハビリにつきましても、ある程度の回数制限で、あとはもう点数が取れなくなるということが、今回の診療報酬が大幅に下げられている当病院としての内容ではございます。

ほかにもありますけれども、そういう中で質問者のおっしゃりますような、じゃ診療を縮小するのかということでございますけれども、決してそのような質を下げるとは考えておりませんし、現在のとおりのような質の診療を行っていききたいと、こう考えているところでございます。

それと、手術料の関係でございますけれども、まだいろいろ当病院もその件については検討中というか、いろいろ今、勉強中のところでございますけれども、特に今回100品目の手術内容が3割減少になる対象となつてございます。それで、当病院も何とかこの項目のうちに、今まで実際実施している手術内容につきまして、約2件ぐらい申請をすれば100%手術料が取れるものもあるわけでございます。その点も今、外科の担当も、いろいろできるだけ取れるような方向で内容を検討しているところでもございます。いずれにいたしましても、この手術につきましても、3割減ということは地方病院にとっては大変大きな打撃をこうむることとなつておる内容でございます。

それと、後発品の関係でございますけれども、当病院につきましては1割弱使用しているということでご答弁申し上げたわけでございますけれども、今800品目が町立病院で今、医薬品を使用してございまして、そのうちの57品目を使っているような状況でございます。

先ほど質問者のどれだけ後発医薬品の使用できるものがあるかということにつきましては、そこまではちょっと今、資料を持ち合わせておりませんので、ご理解を

議 長
助 役

いただきたいと思います。

助役。

私からは支援費制度にかかわるご質問にお答えをしたいと思います。まず、現在、厚岸町の対象者の把握をどのようにしているかというご質問でありますけれども、現在、私どもで把握している数値につきましては、まず身障者にかかわっては、手帳を交付されている方が現在 577人、600人弱いらっしゃいます。このうち、この支援費制度にかかわってくると思われる方、重度の障害をお持ちの方というふうに思われますけれども、280人ほどになるかと思います。それから、障害をお持ちのお子さんについては、10人弱。それから、知的障害者につきましては、これはこれまでは北海道が措置権者ということでありましたので、現在のところまだ釧路支庁を通じて私の方に情報提供がされておられません。これは推測でありますけれども、該当者は約60人程度となるのではないかというふうに予測をしております。

この支援費制度にかかわります具体的な手だてに関する国からの基準等を示すというふうに言われていた事務については、大変町としては、担当としては遺憾に思っているわけでありまして、流れてくる情報が非常に遅いというふうに多少いら立ちを覚えているところであります。

実は、9月12日に都道府県レベルのこの支援費の担当者課長の会議が行われたようでありまして、その夜にインターネットを使って基準案というものを全国の市町村に配信しているということでありました。その配信している内容を見ますと、A4版の紙で数百ページに及ぶものであります。これは私の方ですぐにプリントアウトいたしまして簿冊として持っておりますけれども、内容を残念ながら精読する時間をまだ持ち得ておりません。

それと、基準額に関する基準案というものを示したんですが、これはまだ変動の可能性があると、確定ではないというご案内でした。これをもとに、じゃこれからのこの支援費にかかわる利用者負担というのはどのようになるのか、支援費というのはどの程度の額になるのかということは、今の段階でははっきりした数字をお示しすることはできないという状況でありますことをご理解をいただきたいと思えます。

概要でありますけれども、利用料というものが高くなるのかというご心配があると思っておりますけれども、従来の措置制度で、その時代に負担をいただいていた額にそ

う大きな変動はないのではないかというふうに言われておりますけれども、これもまだ確定ではございません。

それから、この支援費の認定というものは町が行うわけでありまして、この要否の決定について、あるいは支援費の額の決定についてということで、ご質問者はその該当者みずからの障害の程度に応じてこの認定をすべきではないかということでございましたけれども、これは実は厚生労働省が勘案事項ということで、厚生労働省令というものがございまして、この勘案事項が何種類かございます。居宅生活支援費であれば8の項目、施設訓練等支援費であれば、これも8つの項目についてそれぞれ厚生労働省令で定められているものがございます。私どもの事務作業としては、この厚生省令で定める事項を勘案しながら、この支援費の決定事務作業に当たっていくということになるかと思えます。

それから、これまでの措置の活用についてでありますけれども、先ほど町長の方からのご答弁をいたしましたとおり、緊急にサービスを必要とする場合、あるいは虐待などによって本人が申請ができないというような場合が想定されますので、これについては措置ができるということになっておりますし、可能な限り柔軟な対応をしてみたいと。そのためにも、この10月1日から厚岸町の機構改革にあわせまして、保健福祉課内に新たに障害福祉係というものを新設をさせていただいて、そこで業務の窓口を一本化して、この対応に当たっていききたいというふうに考えております。

それから、契約困難者に対する対応でありますけれども、確かにご質問者のおっしゃいますとおり、申し立てにかかわる費用というものが10万円前後かかるようでありますし、それから、社会福祉協議会が契約手続を行う援助をするという内容について、この内容についてもまだ私どもの方には詳しくは情報が参っておりません。参っておりませんが、この金銭管理について本人の自己負担がかかるというような内容があるようでありますので、この辺を情報をきちっと把握して、この契約困難者に対する対応あるいは周知、これを図ってまいりたいと、そういうふうに考えております。

議長 昼食のため暫時休憩いたします。田宮議員の3回目の質問は午後からいたします。再開は1時です。

休憩時刻 1 1 時 5 2 分

議 長	本会議を再開いたします。再開時刻 1 3 時 0 0 分
	田宮議員の一般質問、3 回目の質問を行います。
	3 番、田宮議員。
3 番	大分ご答弁をいただきましたからあれであります、3 回目に若干お伺いをして
	おきます。
	今度の医療費の値上げであるとか4月からの診療報酬の引き下げ、こういうこと
	で患者といいますか、町民の皆さんにも大きな負担がかかる、それから町も大変な、
	診療報酬の引き下げでは 9,000 万円からのお金が入ってこないというふうな状況で
	あります。前のように、それじゃ町の財政から支援をするかというようなこともな
	かなか簡単にはいかない、そういうふうな現状であります。やはり何とか知恵を絞
	りながら、負担が軽く済むような方策がないかどうか、そういうことを探ることが
	非常に大事だなというふうに思います。そのことについて具体的にこうやるという
	のはなかなか出てこないと思いますけれども、方向だけでも示していただきたいと。
	それから、診療の質を落とさないというふうに強調されておりました。先ほどか
	ら申し上げておるように再診料が通減で減らされていく、そういうようなことで診
	療報酬の引き下げで入ってこないの、診療を縮小するというようなことはやらな
	いということでございます。非常に厳しい面があるかと思いますが、その点はひと
	つよろしく願いをしたいということでもあります。
	それから、償還払いのことなんですが、これ見てもそうなんですけれども、高額
	医療費の計算というのは、お年寄りにとっては大変だなというふうに思うんです。
	行った先、行った先で領収書をもらってきて、そしてそれを合わせて役場の窓口に
	行って申請をしなければ、高額医療費、超過した分については戻ってこない、こ
	ういう仕組みであります。窓口も大変なんだというふうに言っておられましたけれ
	ども、私はやはりこの高齢者のことを考えると、窓口を充実して、きちんと申請が
	されて、お金が戻ってくるような仕組みを確立しないと困るなというふうに思うん
	です。しかも、このお金はすぐに戻るわけではありませんから。2 カ月あるいは3
	カ月かかるんですね。
	そういうことで、きちんと申請をすれば世帯で固めて超過分が返ってくる、有利
	な点もあるわけですから、そういう点では。そういう点で私は、窓口は大変だと思
	うんだけれども、ひとつ充実をしていただきたいし、何よりもこのことについて町

民にやはり周知徹底をすることが大変必要だというふうに思うんです。ほとんどわかっていないと。10月1日以降これが実施されるわけで、窓口に行って請求をされて初めてびっくりするという状況が出てくるというふうに思うんですね。そういう点からいいますと、どうしても周知の徹底が必要だというふうに思いますので、その点についてお答えをいただきたいと。

それから、後発品の問題であります。今、国でも後発品を使うと、これは患者負担を軽減するということと薬価を下げるということで、薬剤費を下げるということで、国も腰を入れて——国の場合は国立病院でありますけれども、そういう通知を出して徹底するような方策がとられている。道はどうか。道でも議会で論議があって、そして道立病院の院長会議等を通じて、この後発品の問題について、使用を強めてきているという状況であります。

しかも、診療報酬の引き下げの話を先ほどしましたが、この中で後発品については、町の病院からいただいた資料にもありますが、2点加算されるんですね。後発品を使うことによって2点加算される。

先ほど、800品目薬品があって、56品目だかこの後発品を使っているんだというようなお話がありましたけれども、それで一体どのぐらいの増になったのか、収入のですね。その点に限ってどうなったのか。

それから、全品目についてどれだけ後発品が使えるのか、使える後発品があるのか、ある薬品が何品目あるのか、それを仮に全部やったとすればどのようになるのか、このことについて再度お伺いをしたいと思うのであります。

それから、支援費については、10月1日から申請の受付が始まる、そういう中で厚生労働省も基準案づくりであるとかその他やらなければならない仕事、なおざりではないんだろうけれども非常におくれて、いら立っているんだというご答弁がありました。私も大変だなと。もう何日もないわけですからね。準備は進めておられるんだろうけれども、大変だなというふうに思います。

これも私は、障害者手帳を持っている人が対象になると思うんですが、そういう人たちにやはりこの問題についてきちんと周知徹底を図るということが一つは大事ではないのかなと。それから、一般的には、障害者手帳を持っていないけれども、日常生活に支障を来すという人もいるんですね、いるんです。だけれども、今回それは救われなかったんですね、この支援費では。あくまでも障害者手帳がなけれ

ばだめだというふうに言われているものですから。その点について幅がないのかどうか、お答えをいただきたい。

以上であります。

議 長

町民課長。

町民課長

それでは、私の方から、窓口償還払いに係る問題についてお答えをいたします。

ご質問者のお話のとおり大変な医療改革でありますから、窓口の充実もさることながら、問題は、この新しい制度がどのぐらい皆さん方に理解をされて、そして、きちっと戻ってくる医療費を受け取ることができるのかというところがかぎだというふうに思いますし、そのことが少しでもこの医療改革に対する町側のケアだというふうに思いますから、万全を期していきたいと思っていますし、ご指摘のとおり、このパンフレットの中では小さな字で市町村窓口に申請してください、こう言ってもなかなか周知徹底になりませんので、この辺の周知徹底につきましては広報11月号をもってまずはやっていきたいと思っています。

ご案内のとおり、1カ月分の医療費をまとめてということになりますから、10月分は10月31日分をまとめて11月からの申請になりますから、この11月の広報あっても徹底をしてみたいというふうに思いますし、また、制度的にお話の出ていました低所得者の皆さん方の入院の場合は食事代の減額の問題、こういった問題も含めて、現行の医療制度を受けられる皆さん方がきちっと受けられるような体制のPRというものについて、さらに徹底をしてみたいと思いますし、順次これらの徹底は回を重ねてまいりたい、そのように思っているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長

病院事務長。

病 院
事 務 長

医療費の高負担、そしてまた診療報酬の引き下げに伴う病院経営における影響等との質問でございますけれども、当然13年度決算におきましても赤字を余儀なくされている状況でございますし、なおまたこのように医療費抑制策がなされる中で、ますます病院経営は厳しい状況にあるわけでございます。

そういう中で、今、質問者のおっしゃるとおり、今後どうするのかと、いい方策はどうかということでございますけれども、今、得策を即答することはなかなか難しいわけでございますけれども、当然今、病院運営の中でも、やはり一番医師体制の充実を図らなきゃならないと思っておりますし、その中で収入の面の確保、いろ

いゝな見直しも必要かなと考ゑてござゐます。また当然、固定費であります人件費の問題、また経費の問題も、これも改めて見直しも必要かなと、こう考ゑております。

いゝかんせん今の収支の中では、かなり大きい町財政の負担を強いられているわけでございますけれども、これもだんだん、先ほどおっしゃったように町財政も厳しい状況にあります。そういう中で、やはり病院の自助努力も当然していかなければならないと思ひますし、国・道の交付税の措置とか、そういうものも強く要望もしているかなきゃならんということで、今、全国自治体病院等でも強く要望もしているところでござゐます。そういう中で、今後この病院運営については、十分検討、協議をさせてまいりたいと思ひます。

あと、今回の診療報酬の改定等に伴ひまして医療の質はどうかということでござゐますけれども、当然私ども、今回、診療報酬が下がったからといって、回数を減らしたりとか、また内容を落とすとか、そういうことは考ゑてござゐませんし、従来どおりの質のある診療を続けてまいりたいなと、こう考ゑてござゐます。

あと、後発品の関係でござゐますけれども、先ほど町の方では約 800品目のうち 57品目ですか、1割弱を使つてござゐます。これもやはり以前から比べるとふゑている状況にござゐますし、医局の方でも私もいろいろお話をする中で、後発品を使う方向はどうかということで医局ともお話しする中で、安全性のあるものは当然今後ともふやしていきたいというふうな医局の考ゑも持つてござゐますので、先ほどおっしゃったように、患者負担にならないような、やはり後発品も使うことを進めてまいりたいと思ひます。

それと、800品目のうち使用可能な後発品は幾らほどかという前段のご質問ございましたけれども、約 230品目弱ですか、約28%のものが現在も後発品が使えるものがあるという状況でもござゐます。

あと、今回、後発品を使うことによつての収入の増の関係でござゐますけれども、処方によつては2点が加算されることによりまして、月で見ますと大体3万円ほどの増額かなと、こういう試算でござゐますけれども考ゑてござゐます。

以上でござゐます。

議 長
助 役

助役。

支援費に関してであります、この10月1日から支援費制度の受付を開始しな

いということで通知が入っております。ただ、先ほども答弁させていただきましたとおり、国から流れてくる情報が極めて遅いという状況にありまして、今、担当はこれらの精読あるいは準備に四苦八苦をしているという状況であります。

既にこの制度の改正の要旨、あるいは事務手続の流れでありますとか、それからサービスの内容について、大まかなところはチラシ等を使って住民の方々にご案内をしておりますけれども、さらに先ほど申し上げましたとおり、支給決定にかかわる勘案事項がどういうことなのか、あるいは障害程度区分というものを定める基準というものがどういうものなのか、こういう大事なことをこれから、国から流れてきている情報を精読いたしまして、担当の熟度を高めて、この受付事務あるいは決定事務に手落ちがないように対応をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、手帳を持っていない障害児等にかかわるご質問でありますけれども、これは市町村が必要と認めれば支援費支給の対象となるサービスの利用が可能であるということになっております。この際、その当該該当者が身体障害を有するかどうかということの判断が困難な場合、これは必要に応じて更生相談所などの意見を聞いて、それで支給決定を行うという流れになっていこうかというふうに思っております。

以上です。

議 長

以上で、田宮議員の一般質問を終わります。

次に、11番、谷口議員の一般質問を行います。

11番、谷口議員。

1 1 番

本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました小中学校の校舎改築計画と教員住宅の改築計画、さらに陸上自衛隊矢臼別演習場の訓練、とりわけ今回は米海兵隊の実弾砲撃訓練が行われますので、これらについてお伺いをいたします。

1点目は、町内小中学校の校舎改築計画と教員住宅の改築計画についてであります。真龍小学校は2度の大規模な改修工事が行われているにもかかわらず、老朽化が激しく改築が急がれておりますが、当初言われておりましたより1年おくれでありますが、実施計画にも載って、来年から耐力度調査が位置づけられ、その後の事業が決まってきておりますが、実施設計や工事の着手、そして校舎はどのようなものになっていくのか、何期で行われるのか、また屋体や外構工事はどのようなものになっていくのかお伺いをいたします。

次に、改築後相当年数がたっております厚静小学校や片無去小中学校、尾幌小中学校などでは最近では傷みが目立ってきておりますし、厚岸小学校の新校舎においても今のうちに対策をと思われるところがあります。早急に補修や塗装などは行わなければならないと思われませんが、これらの今後の対策、計画についてお伺いをいたします。

3点目は、教員住宅の改築計画であります、最近では年次計画によって改築が進められておりますが、まだまだ町内には古い住宅があり、これを利用しなければならない状況にあります、現在利用されている住宅で今後改築を計画されているものはどのようになっているのか、お伺いをするものであります。

最後に、陸上自衛隊の矢臼別演習場での訓練についてお伺いをいたします。

今年は米海兵隊の砲撃訓練が行われており、まず自衛隊の訓練で気になることがあります。海兵隊の訓練があるときは、その前段で自衛隊の訓練が激しく行われているのではないかと。夜間訓練も含めて搾乳時間等の訓練はどのようになっているのか。さらに、照明弾を使った訓練なども行われているようでありますが、その演習はどのようなものなのか、きちんと通知されているとおり行われているか、お伺いをいたします。

海兵隊の訓練の内容についてお伺いをしたいと考えております。

今回の訓練の通知はどのように行われたのか。その内容はどのようなものなのか。訓練の規模、人員、砲数、参加車両はどのようになっているのか。今までたびたび言われている沖縄での訓練と同質同量の問題はどのようになっているかお伺いをいたしまして、私の第1回目の質問といたします。

議 長 町長。

町 長 私からは、陸上自衛隊や矢臼別演習場の訓練についてお答えをさせていただきます。

まず、陸上自衛隊の訓練内容がどのように周知されているのかとのご質問でございますが、当該訓練に当たっては、別海駐屯地業務隊長名で事前に訓練実施の期間、時間、砲種、砲数、砲撃音等の通知を受けた内容について、トライベツ、若松、糸魚沢、太田の各自治会及び高知小学校並びに町議会、教育委員会にそれぞれ文書により周知しております。

また、今年度2回の夜間訓練が行われておりますが、午後4時30分から午後7時

までの搾乳時間の演習は行われていないとの報告を受けており、私どもは搾乳時間帯での訓練はしていないものと認識しております。

なお、去る6月5日及び6日に行われた夜間訓練の際に、砲撃音を含め今までにない苦情が寄せられ、当町としては夜間訓練における自粛を事あるごとくに強く要望いたしているところであります。

沖縄米海兵隊の訓練内容につきましては、7月26日、札幌防衛施設局を通じて連絡を受けましたが、同日報道発表も行われ、ご存じのことと存じますが、9月8日に第1陣 110名が、9月9日には第2陣 110名が、さらには9月10日には第3陣 200名が矢臼別演習場に到着し、計 420名が9月10日午後2時に集結を終えております。

射撃訓練については、9月16日の午前9時52分から開始され、9月30日まで9月23日の秋分の日を除く10日間の予定で、午前8時半から午後10時までの時間帯で射撃訓練を行うこととなっております。

撤収の日程については、10月8日、第1陣 220名が、10月9日には第2陣 200名が矢臼別演習場から出発する予定となっております。

部隊は、沖縄在住の第12海兵連隊第3大隊 420名で、車両 100両、砲数8門により、平成11年度行われた大隊規模の訓練を予定しております。

最後に、訓練以外の行動についての通知はあったのかというご質問でございますが、去る9月11日、部隊の指揮官であるマイケル・E・ラングラー中佐ほか2名が来町した際、地域との触れ合いや奉仕活動の話がありましたが、当町としての受け入れの考えは示しませんでした。また、訓練休日については釧路市内の見学が考えられており、海兵隊員の当町への立ち寄りはないと判断いたしております。

以上でございます。

議長

教育長。

教育長

私の方からは、小中学校の校舎改築計画と教員住宅の改築計画についてお答えいたします。

まず、真龍小学校の改築計画についてであります。

この件につきましては、本年6月の第2回定例会で19番議員の一般質問でもお答えしておりますが、現在の町総合計画第3次実施計画に登載されている計画では、平成15年から19年度までの5カ年の事業計画となっております。

この年次計画の内容につきましては、平成15年度に現在の校舎等の耐力度調査を行い、16年度に基本設計と実施設計を行うこととしており、17年度と18年度で校舎の改築を、さらに19年度で屋内体育館の改修を図るもので、その全体事業費は16億4,295万6,000円と見込んでおります。

また、建設予定地につきましては、これまでもお答えしてきておりますが、児童の通学面や校外授業や地域との連携における周辺環境などから現在の場所が適当と考え、ここを予定地と計画しております。

この真龍小学校の改築事業につきましては、ただいま申し上げた計画に沿って取り組めるよう、今後も町長部局とさらに調整を進めてまいります。

次に、真龍小学校以外の学校の修繕についてお答えいたします。

老朽化が進んでおります昭和45年度建設の厚静小学校、及び昭和46年から49年にかけて建設された尾幌小中学校の大規模な改修が必要と考えますが、これまでもお答えしてきておりますとおり、この2校の改修には耐震改修とする大がかりなものとなりますので、真龍小学校の改築事業の後にならざるを得ないという状況にございます。

各学校施設の修繕につきましては、質問議員が言われるとおり経年とともに傷みも生じており、施設の延命維持を図る上で手を加えなければならないものが数多くございます。しかしながら、この補修等に要する費用も相当な額になることから、緊急性や優先度の高いものから順次手を加えて、できるだけ学校の要望にも近づけるよう努めているところでありますが、今後もこれら早期修繕に向けまして十分に配意してまいります。

次に、教員住宅の改修計画についてであります。資料として教員住宅の現状等を配付しておりますので、これにより説明申し上げます。

厚岸町の教員住宅数につきましては、全体で120戸の現有となっておりますが、これらの教職員入居数は98戸であり、22戸が空き家の状態であります。このうち12戸は既に入居不能として解体を予定していますので、現在、入居可能な住宅数は108戸現有している状況となっております。

この現有住居の状況であります。解体予定の戸数を除いた数で申しますと、配付資料に記載のとおり、木造住宅が47戸で、耐用の目安と考える27年を経過しているものが6戸あり、またブロックづくり住宅は61戸ですが、うち60戸は22年以上を

経過しており、古いものでは32年を経過している状態であります。

このように老朽化の進んでいる住宅が多い状況から、近年、年次計画で改築に努めておりますが、今後5年間で見ますと、木造現有住宅の12戸が27年以上経過し、また、ブロックづくりでは35年を耐用の目安に考えますと、18戸が経過することとなり、合わせて30戸が改築対象戸数となります。しかしながら、少子化による教員数の減少率や現在の入居率を考慮すると、5年間でおおむね20戸、年平均4戸程度の改築を計画する必要があると考えていますので、これをもとに事業の実施に努めてまいります。

なお、建設予定箇所についてのご質問でございますが、経過年数の多いものを基本に置きながらも、建物の状況や入居状況などさらに見直し検討を加え、次期の3カ年計画の中で位置づけてお示しいたしますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長 11番、谷口議員。

1 1 番 今、教育長から学校の校舎改築について説明があったんですが、5カ年で16億円以上の事業ということになるわけですが、1つにはやはり真龍小学校が町内一の小学校としては大規模校ということだと思んですが、そういうことで今の現在地が本当にいいのかどうなのか、これらについてはもう少し具体的に検討した方がいいのではないのかなと。

例えば、改築中のグラウンドの利用だとか、そういうものが十分に可能なのかどうなのか。校舎建築だけでも2カ年を要するということになると、その辺ではどのように考えているのか、もう一度説明をお願いをしたいというふうに考えます。

それから、実施計画では、外構工事はこの計画には入っていないんですよね。外構工事は入っていないんですよ、この実施計画の中にはね。そうすると、外構工事はまた別に予定するのかね。その辺ではどういうふうに考えているのか、お伺いをしたいというふうに考えます。

それから、改築後相当年数を要している厚静小学校あるいは尾幌小中なんですが、これらの2校はやはり相当、今、傷みが激しいのではないのかなと。後にできた学校から見ても、例えば上尾幌の小学校なんかと尾幌の学校を比べてみると、作りはほとんど同じであるにもかかわらず傷みが非常に激しい。校舎のガラスのひび割れだとか、あるいは壁が非常に亀裂が目立つ、床も随分傷んでいる、そういうところ

ろがたくさん見えますし、例えば片無去の小中学校のように、逆に今度は鉄骨がむき出しになっているところは、さびが非常に目立ってきているというような状況がたくさんあるわけですね。

そして、そういう学校をずっと見ていくと、今度は厚岸小学校に行くと、最高級の技術をもってつくられた学校ではないのかなというにもかかわらず、コンクリートの中に本当はきちんと納まっていなければならない鉄骨がだんだん表面の方に出てきてしまっていて、これから壁が傷んでいくというようなことになっているわけですよ。

そういうことを考えると、例えば30年、40年きちんと補修を行えば使えるものが、途中で非常にみすぼらしいものになってしまうし、そこからいろいろな傷みが入ってしまって、一層の補修費を必要とするというようなことになると思うんですが、これらをまず徹底して調査するということが必要ではないのかなというふうに思うんですが、これらはどのように考えているのか。

例えば、我々厚生文教常任委員会で所管事務調査でたまたま行っているいろいろ指摘したら、あそこもか、ここもかというような状況が生まれているんですけども、やはり事前に管理しているところがきちんと管理するということが大事ではないのかなというふうに思うんですが、それらの実態把握をやはり専門の技術者も含めて行っていくべきではないのかなというふうに思いますし、そのためにどのくらいの費用が今後かかっていくのか、それを具体的に我々に示していただきたいなというふうに考えていますが、それについてはどのように考えているかお伺いをいたします。

それから、教員住宅の改築計画の問題ですけれども、今、私どもに示されましたように、大体入居可能な住宅が——入居可能といっても、どういうふうに可能を判断すればいいのかわかりませんが、例えば今回 108戸入居可能な住宅があると。それで98戸、今入居しているというふうになっていますよね。それで、校区内に教員住宅があるにもかかわらず、別な地域の住宅に住まわれている教員の方がいるというのもあると思いますし、それから、町外から通勤しているのは別としても、町内で民間の住宅を借り上げて住まわれている先生もいると思うんですね。そういう先生方は何で教員住宅があるにもかかわらず民間の住宅を借りて住んでいるのかというあたりをきちんと調査されているのかどうなのか。

やはりこれらの教員住宅に、今、22戸のうち12戸はだめですから10戸ぐらいですか、入居可能な住宅があるというのは。そうすると、この10戸は入ることができる住宅なのか。もう間近にこの表で言えば右の方に移りそうな住宅なのか、その辺はどうなっているのか教えていただきたいなというふうに思います。

それで、これは今後、今、教育長の説明では、4戸程度ずついけば大体20戸が建てられて、入居を予定している人たちは大体住むことができるのではないのかなというふうになっていくのかどうなのか。

それともう一つ、以前から言われていますけれども、校区内に居住してほしいという要望は非常に地域の要望としては強いと思うんですが、これらについては対策はとられているのかどうなのかお伺いをいたします。

次に、矢臼別の演習場についてお伺いをいたします。

今年は海兵隊の訓練が行われているんですが、どうもこの海兵隊の演習や訓練があるということになると、その前段での訓練がいつも以上に激しくなると。先ほどの説明にもありましたけれども、つい先日の5日、6日ですか、非常に激しい訓練が行われておる。私もたまたま用事がありまして、5日の日、根室から帰ってきたんですけれども、ちょうど搾乳時間中にもかかわらず照明弾が連発で上がるんですよ。

それで、まず守ってほしい自衛隊がそれを破るというのでは、非常に私たち住民をないがしろにしているのではないのかなというふうに思うんですが、これらについてやはり町としてのきちんとした対応をしていただかなければならないのではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから、海兵隊の問題ですが、今回、今、町長が説明されましたけれども、人員は420名、車両は100両、砲門は8門というふうに言われておりますけれども、今回の訓練は受け入れの条件とされたものとどうだったのかということ、やはりきちんと地元としても検証しなければならないのではないのかなと。その受け入れの条件を認めて——私は認めませんでしたけれども、厚岸町議会や厚岸町としてはそういう条件を受け入れたわけですよ。

そのときに、沖縄の県道104号線越えの実弾射撃訓練の分散実施に係る厚岸町の受け入れ条件、それにどういうふうに回答を寄せられたかということがあるんですけれども、その中に、米軍の実弾射撃訓練は年1回を超えないこととし、射撃日数

は最大10日以内と。これは今までも大体そのように行われています。それから2つ目が、訓練規模については最大でも人員は300名強と。300名強ですよ。300名強、300名よりちょっと多いということだと思えますよ。400名になるのを300名強とは言わないと、普通ね。それから、りゅう弾砲については12門と言っているんですけども、今まで4門から8門の訓練だったと思います。それから、車両については60台ということ言われておりました。そして、矢臼別演習場における総射撃日数は、米軍の実弾射撃訓練を実施する場合においても、自衛隊の過去の年間最大総射撃日数を超えないというふうに言われて、それを大体受け入れたということだと思えますよ。

ところが、今回は420名の人員で、車両は100両。そして、今までの滞在日数をはるかに超える滞在日数で行われるということなんです。それで、今回こういう我々の、町の住民に対して約束したことがきちんと守られないことに対して、ただ傍観していていいのかどうなのかということだと思えますよ。これについて、やはりきちんとした対応をとっていただきたいと。

私も、12日に行われたブリーフィングですか、これに参加して、ラングレー中佐という人の話を聞いてきました。そうすると、夜間訓練はやりますよ。それから、人員は多いのではないかとということがあったんですけども、これは過去の合意の範囲内でやっていると。それから、車両についても、これも多いのではないかと。これは訓練が成功するためにやはり必要なんだと。

それから、もっとびっくりしたのは、NBC訓練をやるのかという記者の質問がありました。そうすると、これは自衛隊がやっているんだから我々もやるというような説明を受けました。

それで、多くの住民は、海兵隊の訓練というのは、県道104号線越えの155ミリりゅう弾砲の砲撃訓練が分散して移転実施されるというふうに理解しているんですよ。ところが、海兵隊の説明は、いろいろな訓練をその中で、これもやるけれども、他の訓練もやるということをはっきり言っているんですよ。そうすると、我々が今まで理解していた範囲を超えるような訓練が行われ、どんどんこれが拡大解釈されていったのではやはり困るのではないのかなと。

このごろ最近、沖縄では大変、海兵隊員を含めた米軍のいろいろな事件が多発しているという報道もあります。そうすると、これが拡大されていって、今、町長

が説明されましたように、今のところ海兵隊員のいろいろなことでの町内立ち入りはないようでありますけれども、こういうものを認めていくことによってエスカレートして、これが固定化や、あるいは町内にどんどん入ってきて、規律維持について最高度の何といったかな、前に……。米軍は、訓練部隊の司令官が責任を持って自己の部隊の秩序と規律の維持を確保し、その際、最高度の規律を確保すると約束するというふうに言っています。しかし、これだってだんだん怪しいものになっていくんですよ。沖縄で、まさか最低度の規律維持をやっているわけではないと思うんですよ。そういう中で起きることがこの近隣で起きないという保証はないわけでありますから、これらについては受け入れた自治体として、やはりこういうところは変でないかということも含めて、きちんとやっていくことが大事ではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきます。

まず、陸上自衛隊の演習に関しましては、谷口議員ご承知のとおり、5月には不明弾の問題が生じました。さらにまた、当地域においても、演習中に騒音が極めてうるさいということについてのいろいろなお話等もございました。さらにはまた、役場等に自衛隊関係者が来る機会もあります。そのたびごとに、いろいろと来た方に、そしてまた別海駐屯地並びに札幌防衛施設局等に強くそのことを申し上げて、地域住民の信頼を損なうようなことがあってはならない、そういうことで強く要請をいたしておるわけであります。一時その要請を受け演習を休止した場合もあったわけでありますが、今後、陸上自衛隊の演習につきましても、やはり自衛隊と国民の信頼関係が極めて重要なものであります。損なうことのないように私どももさらに要請をしてまいりたい、かように考えます。

さらにはまた、米海兵隊の問題であります。このことについては演習前から常に、矢臼別演習場における米軍の訓練につきましても、夜間訓練中止など5項目の申し入れを再三再四にわたって行われておったわけであります。そういう中で演習が行われたわけでありますが、私といたしましても先般9月11日、先ほどの答弁でお答えいたしておりますけれども、部隊の指揮官でありますラングレー中佐の演習に当たっての表敬訪問があったわけであります。

私は、言葉荒く今日の我が国の陸上自衛隊の演習の姿というものをお話し、さ

議 長
教 委
管 理 課 長

らにはまた夜間訓練についても、地域住民から反対の声もあるので、また我々自体も今までそういう陳情をしてきた、そういうことも踏まえて演習をしていただきたいということもお話をいたしておったわけであります。その中で中佐は、そのことも十分踏まえた中でこの10日間の演習をさせていただきたいというようなお話があったわけでごさいます、私といたしましては、やはり陸上自衛隊と同様、米海兵隊におきましても地域住民との信頼関係が最も大事なことでございます。今後ともその趣旨に沿って私もこの期間中見守ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

教育委員会管理課長。

学校関係、教員住宅関係についてお答え申し上げたいと思います。

まず、ご質問にありました真龍小学校の関係でございすけれども、建設の場所の考え方でございすけれども、これまでも何度か申してきておりますけれども、真龍小学校のあるべき位置といたしましては、現在建設されている場所、現在地が最も理想であろうと、こういうふうに考えております。

ただ、おっしゃられるように、これの改築に当たりましては、当然その敷地内での建設と、こういうことになるわけでごさいます、グラウンド等の支障、こういったことがないかというご質問でございます。100%の確保というような部分については非常に難しいのかなというふうに思いますが、いわゆるこの後、その敷地内のどこの位置に校舎を置くのかと、こういう部分にかかわってくるわけでごさいますけれども、できるだけその事業、3カ年なら3カ年の形の中で分かれて建設するような形になりますので、そういった中でできるだけ支障のないようなグラウンド等の確保、こういったことを考慮しながらの建設を進めてまいりたいと、このように考えております。

それから、今回の示されている3カ年計画に出ております工事の中に外構工事は入っていないのかと、こういうご質問でございます。この外構工事につきましては、実はこの工事費の中に含めておりません。と申しますのは、基本設計がこれからでございまして、この基本設計によりまして外構関係の規模が出てくると。こういうことで、現在の段階ではその辺の見込みが立たないということで、外構関係についてはこの事業費に見込んでいないというのが実態でございます。

続きまして、厚静小学校、尾幌小中の特に傷みの激しい校舎の関係でございます。

これにつきましても厚生文教常任委員会の現地調査、こういった中におきましても見ていただいているとおり、非常に老朽化してきてございます。厚静小学校関係につきましても外壁の亀裂等が生じてきているということで、実は本年度におきましても、そのうちの一部でございますけれども、補修をさせていただいているというような状況でございます。

ただ、先ほど教育長の答弁の中でも申し上げておりますけれども、非常に補修費にかかる費用というものが大きくなってきてございます。私どもの方といたしましては、やはり安全性ですね、危険性をなくするという部分にまず主眼を置きまして、その辺を優先的に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、なお、こういう老朽化している部分につきましても、この辺の調査、これらも進めてきておりますけれども、なおかつ、学校の方からの要望というような形で報告等もいただいておりますけれども、現実、厚生文教常任委員会での調査の中で明らかになってくるという部分もございまして、この辺の調査につきましてもさらに詳細に進めてまいりたいと思ひますし、また学校側の方におきましても、その辺の管理上の部分において、よく見ていただいて報告をもらうように、改めて指示もさせていただいたところでございます。

これの具体的な経費の算定ということのご質問でございましたけれども、これらにつきましても、大きなものと数千万かかるような算定もされてございます。これらにつきましては3カ年の整備計画、こういった中で調整をしていかなければならないというふうに考えておりますし、先ほど出ました厚岸小学校の外壁部分、鉄筋の露出、こういったような部分でも積算しますと、総体で塗装等を含めまして160万円ほどの経費が見込めるというような部分も出てきております。これらにつきましては3カ年計画あるいは予算のヒアリング、こういったような中で進めてまいりたいと、できるだけ早急に改善を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

続きまして、教員住宅の関係でございます。

校区外に住まわれている教職員がいるのではないかとございまして、これは現実的にございまして、その学校の校区外に住まわれている。例えば、へき地の学校で、こちらの方の市街地の方に住まわれている教員、あるいは逆に、市街地の学校なんですけれども、いわゆる市街地から離れている教員住宅の方に住まわれ

ていると、こういう逆のケースもございます。これらは、例えば夫婦で教員をしておりまして、双方学校が違うところなものですから、両方の通勤に最も適当というふうに判断されて住まわれている、こういうケースもございます。総体でいきますと、校区外の住宅、こちらの方に入っているというのが28名ございます。

この辺の住んでいる状況につきましては、今申しましたようにいろいろなケースがございますけれども、一般的に、いわゆる郡部の住宅に本来は入っていただきたいんですけども、やはり生活面だとかそういった面で街の中に住みたがる、街の中に住みたいというようなことで、非常に難しいんですけども、そういったケースの中で逆に郡部での住宅があいているというようなケースが生じているというのが実態でございます。

それからもう1点、町内で借家に入っている教員の数でございますけれども、現在、期限付きの事務職員がいるわけですが、それを含めると6名、それを除きますと教員では5名が民間借家に入っているという状況でございます。

これは、なぜというご質問でございますけれども、やはり住環境でございます、自分の住みたい住環境に住みたいという意識があるわけでございます、その辺につきましては、やはり教員住宅の老朽化というのも一つの要因であるというふうに私ども考えてございます。

それから、取り壊し以外の空き家の部分でございますけれども、現在、基本的には入居可能というふうに考えておりますけれども、当然入居させるためには、そのままでストレートに入れるというふうには考えてございません。入る上では、やはり内装といいましょうか、そういったような部分、一部にはやはり手を加えて入っていただくというような形になろうかと思っておりますけれども、いわゆる構造的な大きな手を加えることなく入っていただけるだろうというような押さえ方の中でおりまして、これらにつきましては、その入居の状況等に合わせまして手を加えて入居していただくというように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長

11番、谷口議員。

1 1 番

矢臼別演習場の問題については、町長が答えておられましたけれども、受け入れた地元の自治体として、やはり住民の安全、これが一番だと思うんですね。そ

れと、この間のブリーフィングですか、に行ってみて思ったんですけれども、何となく高圧的だなと。自分たちの決めたとおりますよというふうになら、はっきり言って聞こえないんですよ。本当に地元の人の要望だとか、そういうものをきちんとくみ上げた上でやっていくのかということにはならないし、それから、以前に受け入れを決めたときの条件、そういうものに基づいてきちんと行われているのかといえば、もうはっきり破られているわけでしょう、人員にしたって、車両の数にしたって。回答でこういうことだということを厚岸町に、これは海兵隊が示した回答ではないけれども、国の方がこういうふうにするんですというものを厚岸町に示した内容と今行っている海兵隊の行動は、はっきりもう違ってきているわけですよ。そうすると、それに対しては、きちんと国等に申し入れをしていかなければならない問題ではないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。それでなければ、やはり住民の安全というのは守っていくことにはならないというふうに考えますので、もう一度お願いいたします。

それから、校舎の改築問題ですけれども、真龍小学校の問題についてはわかりました。ただ、外構工事も含めてきちんと実施計画に入れてほしかったなというふうに思います。考えれば、16億円の中で大体できれば外構工事もやりたいなというふうに考えて入れなかったのか、その辺はちょっとわからないんですけれども、もしできれば示していただきたいなというふうに思います。

老朽化というか、傷みの激しい学校の校舎の問題ですけれども、これらについては、やはり調査結果、調査資料について担当所管の厚生文教常任委員会なんかにもきちんと示して説明をしていただきたいなと思いますが、これはきちんとできているのかどうなのか、説明できるような状況になるのかどうなのか、お伺いをいたします。

それと、ただ一般的に事務担当者が見てきて、こんなものでないかというのでなくて、建築関係の専門家を含めた調査を行ってほしいと思うんですが、これらをやった結果が先ほどの答弁なのかどうなのか、もう一度お伺いいたします。できればそういう資料を関係委員会に提出願いたいと思いますが、それができるのかどうなのかお伺いをいたします。

それから、教員住宅については、結果的にはやはり今説明ありましたように、相当手を加えなければ——相当と言えばまた怒られるかもしれませんが、要す

るにストレートで入れるような住宅ではないと。入ることは可能であっても、手を加えなければならないと。

それと、夏向き住宅、非断熱住宅はどのくらいあるんですか。断熱されていない住宅、これはもうなくなっているのかお伺いをいたします。

以上です。

議 長 町長。

町 長 矢臼別演習場における米軍の訓練についてであります。私といたしましてはこれまで以上に関係町とともに、矢臼別演習場での訓練が将来にわたって固定化されないよう国において最大限の努力をするよう道並びに国に強く申し入れてまいりたい、かように考えます。

議 長 教育委員会管理課長。

教 委 真龍小学校の関係からお答え申し上げたいと思います。

管理課長

基本設計、実施設計、これからの形になってまいります。当然、事業費等につきましても概算で計上させていただいておりますけれども、こういった中で当然精査がされてまいるといふふうに考えておりますし、ただ、先ほど申しましたけれども、今の計画の概算の段階では外構関係につきましては、ちょっとその外構をどういふふうにするかという規模が見込めなかったものですから、見込んでいなかったといふことでございますので、ご理解をいただきたいと思ひますし、事業費等につきましては、そういう設計関係が進む、事業が進む上でさらに明確化になってくるといふことでご理解をいただきたいといふふうに思ひます。

それから、老朽化の校舎の関係でございますけれども、厚生文教の方にその辺のことを提出してほしいと、知らせてほしいと、こういうご質問でございます。私もいろいろ調査をまだ進めておりますけれども、すべての事業費が積算まだできてございません。こういったことで、当然これらは進めていかなければならないこととございまして、この辺を進めました段階で、できればお示しするように努めたいといふふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから、教員住宅の関係でございますけれども、教員住宅の営繕関係については意を配してまいりたいといふふうに考えておりますし、それから、最後に質問ありました断熱材の入っていない住宅でございます。実は、木造へき住で、かなり古くにつくられている住宅というのが入っていないわけで、現在入居しているわけで

		すけれども、門静地区にあります2戸と、それから高知小学校の校区にあります1戸、これが断熱材が入っていないという住宅でございます。
		以上です。
議	長	以上で、谷口議員の一般質問を終わります。
		次に、8番、小澤議員の一般質問を行います。
		8番、小澤議員。
8	番	私は、今定例会にさきに通告してございます次の2点について、町長のお考えをお伺いするものであります。
		まず第1点目の、厚岸町内にある釧路太田農協と厚岸町農協との合併についてであります。
		さきに合併推進委員会を創設して協議していると聞いておりますけれども、町としての対応について。また、この推進委員会に当たっては、町長が推進委員会の委員長としてこの仕事をなされるやに聞いておりますけれども、町長として、推進委員会の委員長として、今後の町としての対応についてお聞きをいたしたい、このように思います。
		次は、2点目の厚岸酪農の振興についてであります。
		現在、酪農も大型となり、分業化している現在であります。例えば、コントラクターを利用して牧草の収穫に当たる、この事業が非常に軌道に乗りまして、現在、私どもの太田地区におきましては、4セットフルに活動して適期に非常に良質な牧草を収穫している。このことは高く評価をしておるわけであります。
		今後さらに大型化が進むことによって、いわゆる育成牛、言うなれば哺育牛の育成等につきましても、各農家で飼育するのにも能力的にも限界があるわけであります。そこで、この事業も、太田地区におきましては今年度建設の予定でありますけれども、町としても今後何らかの形で考えるべきでないかな、このように思いますので、町長のお考えをお聞かせいただきたい。
		以上2点につきまして、1回目の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
議	長	町長。
町	長	8番、小澤議員のご質問にお答えを申し上げます。
		まず、町内両農協の合併問題に対する町の対応についてのお尋ねであります。

このたびの合併協議は、平成12年11月の厚岸町内ＪＡ合併検討委員会の発足に始まり、以来、検討委員会は約２年間の間、合併の是非について協議を積み重ねてきました。その成果は「合併の基本的考え方」という文書にまとめられ、８月29日に開かれました最後の委員会で合併の方向を確認したことを受け、合併推進委員会が発足したものであります。

こうして合併協議は新たな段階を迎えたところでありますが、この間、町は当事者の協議に重大な関心を寄せ、時には要請に応じて合併検討委員会の議論に加わるなどしながら、町の合併に対する基本的な考え方も一部披瀝してきたところでありますが、合併委員会への移行に際しては、関係者の強い要請もあり、厚岸町長の私が合併のかじ取り役となる委員長就任を決意し、21世紀の厚岸町農業の発展はもとより、まちづくり、地域活性化という広い見地から重大な責務を負うことにしたものであります。

合併委員会での協議で、厚岸町といたしましては合併経営計画書の策定、中でも地域農業振興計画の中で合併がさらなる発展の第一歩となるための施策を盛り込むことが最も重要な課題となってまいります。この過程におきましては議会の皆様とも十分な協議をさせていただき、効果的な施策に仕上げてまいりたいと考えております。

合併委員会は、本年12月中旬をめどに諸課題の審議を終え、両農協の合併総会に臨むことになっており、予定どおり進めば、来年４月１日には厚岸町農業協同組合の解散と釧路太田農業協同組合の定款変更による合併が実行されることになります。私といたしましては、関係者の懸命な努力によりここまでたどり着いたこの協議が最後の実を結ばせるまで、惜しみない支援を続けてまいりたいと考えております。

次に、酪農業の分業化が進む中、子牛の哺育を分業化する考えはないかというご質問であります。このことにつきましては最近の議会でも小澤議員からご質問をいただいておりますし、農協の幹部の方々からも町に対する期待が寄せられているところであります。

大型になった酪農経営では、子牛の飼育になかなか手が回らず、労働過重の原因となっている現実を見ますと、この作業を農家から切り離し、地域として支援するシステムが必要だという認識を深めているところであります。

そんな中、釧路太田農業協同組合は今年じゅうに施設を整備し、子牛の哺育事業

を試験的に取り組むことになっております。この先導的な取り組みを生かし次につなげるためには、早急に本格的事業の検討を進める必要があり、道営事業での施設整備について、その可能性を探っておりますし、その事業計画を実効あるものにするため、職員の視察研修による成果の積み上げにも努力しているところでございます。

哺育事業を地域支援事業として成立をさせるためには、ある程度農家の要望にこたえられる施設規模が必要であり、あわせて子牛の飼育という高度な技術やノウハウを持った人材の確保が大きな課題となりますだけに、施設整備や運営の主体をどこが担うのか、また、それを地域としてどのように支援するのかなど、最も効果的で実現可能な手法を関係者、関係機関の総意によりまとめ上げる必要があると考えております。

以上でございます。

議 長

8 番、小澤議員。

8 番

今、町長から合併問題につきましてご説明をいただいたわけでありますけれども、合併推進委員会の内容につきましては、私も資料を持ち合わせておりませんので詳しいことはわかりませんが、聞くところによりますと、中央会主導による合併の話し合いである、そのような話も聞くわけでありますけれども、ご承知のようにこの厚岸地区は、その地域によって立地条件のいいところ、あるいは不利益な地域との格差というのが非常に温度差が大きい、このように言われているわけがあります。

前、ある地域においては遊休農地がだんだんふえていく。その跡地は借り手はない、買い手はない、そういうような状況でもあります。あるいはまた一方では、離農した跡地も1町歩たりともむだにしないで有効に活用して、それなりの成果を上げている地域もあります。そうした中で、今後このいわゆる農協の合併というものは大きな意味を持つ、そのように思うわけですね。

先日でしたか、この合併推進委員会の発足に当たって、それも新聞で見たわけでありますけれども、不良債権等の処理についてもめどが立った。非常に明るい見通しであるというやに承っております。

今現在では、私どもの太田地域においては非常に飛躍的な牛乳の生産の伸び、全道でもまれに見る地域である、このように高く評価をされている地域であります。

8月末現在においては、前年度比 106.5%の伸びを示しているわけであります。一方、厚岸町農協の方では 100.1%、約前年度並み。この格差がだんだん広がっている、これが実態であります。

こうしたときに、厚岸の酪農の将来を考えたときに、どうしてもこの合併というものは絶対進めなければいけない。過去2度ほどそういう機会がありましたけれども、すべて失敗に終わっています。何事も三度目、絶対失敗は今度は許されないわけであります。

我々農業団体は、収支バランスとれているのが原則であります。そういう面からも、今後真剣にこの問題に取り組んでいかなければいけない。これが我々酪農家の正念場だと、このように理解しておるわけであります。

そこで、町長がこの合併の推進委員会の委員長として、町として、何らかのてこ入れ、これも必要でないのかな、このように考えるわけでありますけれども、このことにつきましてもどのように考えておられるか再度お聞かせいただきたい、このように思います。

次に、2点目の酪農の振興についてでありますけれども、ただいまここに示しておりますように哺育事業、これがいわゆる酪農というのは牛とともに歩んでいるわけですね。毎日毎日が進んでいるわけです。

例えば、大別地区に町営の牧場が建設された当時、その当時、じゃ地元の人は何と言ったか。自分の大事な後継牛を人に任せられるか、人の育てた牛で酪農ができるのか。極端なあれでは、そう言っていた人がいたんです。ところが、できたら、我も我もと 100%今では利用しています。そのことによって大きな成果を上げている。現在の厚岸の酪農はそのもとに成り立っている、このように思うわけであります。

そこで、この哺育事業でありますけれども、非常にこれは難しい。それなりの技術を要します。それで、私どもの地域で若い女性部の人、あるいは青年部の人、もちろん農協の役職員もでありますけれども、各地を回って、成功した例あるいは失敗した苦労話いろいろ聞かされております。そうした中で、どうしてもこれはやらなければいけない。私どもの太田地域では労力的にも無理がある、どうしてもやらなければいけない、そういうことから太田農協が建設に踏み切ったわけですね。

これは道の何というんでしょうか、元気づくり事業、あのような内容のものです

ね、2分の1の補助で、これでもってやるわけでありすけれども、規模にしたら道内では最大規模であろう、今現在ではね。最大規模になるであろう、そのようなものだそうであります。

そこで、では太田、あるいは合併した後、厚岸町の哺育はそれでいいのかというと、そうはいかないんですね。それをつくったからって、この問題は解決するわけじゃないんです。ということは、今、厚岸町で生産されている牛乳はどれぐらいあるかということ、昨年度におきましては太田農協関係では4万トン、4万1,000トン近くですね。厚岸町農協にすると、約その半分で2万トン。両方で約6万1,000トンくらいですね。現在の伸び率からいきますと、6万1,000トンは仮にオーバーするであろう。そうすると、搾乳牛はどれだけいるかということ、1頭当たりの乳量8,000キロにしましても、八八、六十四、6万4,000トンですけれども、1頭当たり8,000トンはいっていないんじゃないかな、平均しましてね。町内全部平均しまして。しかし、仮に8,000頭としても、半分は生まれんから、仮に四分六にしても、四八、三十二、3,200頭、3,000頭は1年に生まれるわけですね。じゃ、そうすると、太田農協が今やろうとしているのはどのぐらいの規模かということ、大体300頭くらいです。そのぐらいだと聞いております。そうすると、約10%、1割の牛しか飼育できない、これが現状であります。そうしたときに、どうしてもこの事業はやはり町としてもひとつ重い腰を上げていただきたいな、このように思うんですね。何らかの形で考えていただきたい。

例えば、私、太田農協が今やろうとしているのは道の補助事業であります。インターネットで得た情報では、農水省、いわゆる国でもこういう事業があるやに聞いておりますけれども、その事業内容について把握しているならば参考までにお聞かせいただきたい。

以上で、2回目の質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 町長。

町 長 お答えをさせていただきたいと思います。

私は、魅力ある農村社会の実現、あるいは農業の振興ということは、行政が努力を払うことは当然であると考えますが、やはりその役割の中核となるのは、相互扶助の精神のもとでさまざまな困難を克服しながら、戦後の厚岸農業の発展を支えて

こられた農業協同組合の指導力が不可欠と考えております。しかしながら、今日ご承知のとおり、農業事情、極めて厳しい昨今であります。透明性の高い経営の確保が強く農協にも求められておる次第でございます。

新しい時代に対応する経営基盤の強化と経営の効率化を推進するのが、これからの農業の振興に大きく寄与されるものであると考えておるわけであります。そういう意味において、私は委員長として所期の目的が達成されますように最善の努力をさせていただきたい。また一方、町長という立場もあります。

ご指摘のとおり、厚岸町として何ができるのかというお話であります。これからの推進委員会の中でいろいろと協議されることに相なっております。その中で厚岸町としての考え方も申し上げてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なおまた、哺育事業については担当課長から答弁をさせます。

議 長

農政課長。

農政課長

哺育事業の関係についてお答えを申し上げます。

今、小澤議員から、当初、町営牧場の利用については疑心暗鬼であったけれども、現在においては大変大きな成果を上げているというお話がございました。

哺育事業を考える場合に最も難しいのは、施設整備、ランニングコスト、それから、人をどう確保するかということに尽きるんだろうというふうに思います。

太田農協が今やろうとしている事業につきましては、聞いております範囲では月々の預かりが30頭から35頭、したがいまして、年間にしますと 360頭から 420頭という規模になるというふうに聞いております。この規模では、町全体のいわゆる生まれてくる雌子牛の数量からいいまして、全然農家の希望を満たすものではないということは、数字的には明らかであります。したがいまして、先ほど答弁いたしましたように、本格的な施設というものを考えなければならないというふうに思っております。

本格的な施設を考えるとしますと、小澤議員からもありましたように、厚岸町のいわゆる親牛から生まれてくる子牛は何頭かということを見ますと、相当大的な施設が必要になるだろうと。例えば、年間 4,000頭とか 5,000頭を扱う施設が必要だろうというふうに思われます。ただ、全農家がそういう希望を持っているかという、まだそこまではいっていないだろうというふうに思います。しかしながら、や

った結果として成果が出れば、今の町営牧場のように、どの農家もここを利用しようということになってくるだろう。としますと、それ相応の規模の施設を整備しなければならない。

ところが、大きな施設になりますと、1つの牛舎に400頭も500頭も一遍に入っているということになりますと、子牛というのは非常にデリケートでありまして、すぐ病気、どの牛かが病気にかかる、ほかの牛も全部伝染するといったような問題があります。こういう大きな施設というのは、少なくとも北海道内には今のところあるという話は聞いたことがございません。そういう子牛の伝染病のリスク、こういうものを1カ所に集めた場合どうなのかというようなことも検討しなければならないだろうというふうに考えております。

それから、例えば何カ所かに分けて施設をつくる必要があるということになりますと、これまた維持管理費、施設建設費とも、これは非効率になってくるという問題があります。

そういったことを考えますと、大規模施設をつくることの是非、それから施設建設や維持管理コスト、これを農家が負担できるであろうかというような検討、それから、対応できる技術者が確保できるであろうか。現在の町営牧場の技術では対応できないというふうに思っておりますので、全く新しいノウハウが必要だというふうに考えております。そういったことを含めまして、実現可能な方法はどんな方法があるかという形での協議をこれから行っていきたいというふうに思っております。

町は重い腰を上げてほしいというお話もありましたが、町といたしましては、このような施設を今すぐつくるということには、大変大きな今申し上げました問題があると。少しでも実現を早めるためには、例えば町が道営事業で施設を整備する。ただし、補助事業における負担割合を超えて農協とか農家の皆さんの負担をいただく。あるいは、農協とか農家の皆さんが事業主体になって施設をつくる。それに対して町が支援するといったような方法とか、いろいろな方法が考えられる。

全道各地の状況を見ますと、公立で小規模な経営をしているのは、浦幌の牧場とか新得の公社による牧場があります。ほかを見てみますと、農家が共同で人を雇って、余り新しくない、古い施設を使ってやっている場合もある。こういったさまざまなケースがございますので、どれがこの地域に一番ふさわしいのかということについては、もう少し皆さんと議論しなければならないというふうに考えております。

ので、ご理解をいただきたいと思います。

（「国の事業があると聞いたんだけど、それは把握していないかどうか、ちょっと聞いて」の声あり）

議 長

農政課長。

農政課長

つけ加えさせていただきます。

国の事業、国費が入った一番、最も我々が今押さえている高率の事業としては、道営公共牧場整備事業。公共牧場というのは、必ずしも町営牧場とは限りませんので、今、農協が経営しておられる共同牧場、こういったものも十分事業主体になることができるということをひとつ考えて、今、道にアタックをしている最中であります。

そのほか、哺育施設単体だけの整備であれば、ほかにまだあると思いますが、総合事業としての高率補助は、道営公共牧場整備事業というのを今のところ目星をつけているというところでございます。

議 長

8 番、小澤議員。

8 番

それで、今、町長から、合併について委員長としての考え方をお聞かせいただきました。これはぜひひとつ成功させていただきたい、このように期待をしておるところでもあります。

それから、今の哺育事業なんですけれども、課長、確かに二の足を踏むというか、非常に重い腰を上げるということはなかなか大変だと思うんですけれども、やはり子牛を育てるということは非常に難しい。我々毎日専門にやっているベコ屋でも、ちょっとゆるくないんですね。だが、やはり立派に成功している、それなりの成果を上げている地域が何カ所もあるんです。

だから、これはなぜ難しいかというと、やはり6カ月未満の牛というのは保険に入れないんですよ。問題はそれなんです。共済組合が受け入れてくれないわけです、6カ月未満は。そういう牛を預けるわけですから、もしか事故があったときには、だれも保証するもの何もないわけですから、それをかぶらなきゃならないから、なかなか大変なんです。だから、重い腰を上げたくないのは、これはわかるんです。だが、先ほど言ったように、世の中というのは歩いている、酪農も歩いている。

例えば、先ほど町営牧場の話もいたしました、両組合というのでヘルパー事業

をやったときなんかでも、自分の大事な牛を人に預けて休みをとって遊びに行くなんてとんでもない話だ、そんなもの必要ない、そう言っていたんですよ。ところが、この事業をやり出してから、太田農協ですよ、張りつきになっているヘルパーの人が6人いるんです。そして、その中にいわゆる実習生、農協の施設、それからもう一つ、工務店につくってもらったところにも入っている人もおるし、あるいは各個人に入っている。

先日、農協へ行って、今、実習生の状況どうなのと聞いたら、今月末になって約18人、太田へ入ってきている若い人が18人来て働いている。ヘルパー6人合わすと、総体20数人の人が働いているんですね。そして、休みをとって、毎週というぐあいにかんけれども、休みをとってホテルに行ったり温泉に行ったりかって、これが今、実態なんですよ。今までは考えられなかった。これだけ世の中も変わってきているんですね。私はそれで結構だと思うんです。収支のバランスさえとれば私は結構。そうあるべきだと、これからの若い人はそうあるべきだ、そのくらいの積極性があるべきだと、こう言っておるんです。

だから、これもやってみなけりゃわからないわけですけども、この哺育事業についても、そのことをやる。やはりそういうことが難しいからと言っているのはいかなものかな。難しいからそれなりに研修をして研究をして、それを軌道に乗せるのがやはり行政としてとるべき道じゃないかな、こういうふうに思う。そのことによって人も雇用できる、雇用対策につながる、ひいては町の活性化にもつながるのでないか、このように思うわけですけども、このことについてももう一度お聞かせいただいて、私の質問を終わります。

議長
農政課長

農政課長。

お答え申し上げます。

難しいからといって、ちゅうちょするのはいかなものかということでございました。ちゅうちょしているわけではございません。既にいわゆる道営事業においての可能性がないかどうかということは、もう先行して動いておりますし、さらに職員の研修も今進めているところで、その研修成果も徐々に明らかになってきております。それを踏まえて今申し上げているわけでありますが、こういう地域支援事業というものを必ずしも町がすべてをやらなければならないのかということの検討が必要だというふうに考えているところでございます。どこがどのようにやることが

早く実現する、あるいは効果的かということについては、もう少し知恵を出す必要があるのではないかと。そのことをこれから、技術的な難しい伝染病の関係とかを含めて、大規模な施設にならざるを得ないということの難しさ、これをどう克服するかということについて、関係機関で協議をしなければならないというふうに考えているところでありまして、決してちゅうちょしておくらせているということではございませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長

以上で、小澤議員の一般質問を終わります。

次に、6 番、真里谷議員の一般質問を行います。

6 番、真里谷議員。

6 番

本年度第3回目の定例議会に際しましては、先般ご通告を申し上げておりました大要2項目にわたる内容についてご質問申し上げまして、町理事者のご見解を承りたいと存ずるものでございます。

まず、中小企業の育成についてであります。不況下の現在、町内中小企業及び商店の経営は深刻であります。町としての対応策についてであります。何も町独自の事業の立ち上げなどということではなくても、小さなことであっても何かできることの一つでもとの考え方はないのかということでございます。

話によると、金融機関の貸し渋りの話も聞かされてきておりますが、中小企業及び商店の活性化に対し、今こそ町としての対応策が必要であろうかと存ずるものでございます。そのお考え方について、お聞かせをひとつお願いいたします。

さらに、後継者の問題についても同様であります。この点についてのお考え方もあわせてお聞かせをひとつお願いしたいところでございます。

次に、以前にもお尋ね申し上げておりましたが、介護保険法施行後1年以上経過しております現在、高齢者問題については種々の問題が重なって出てきているわけでございます。当町においても、65歳以上の高齢者はどんどん増加の一途をたどってきております。特に、ひとり暮らしの世帯の増加とその高齢者については人数的にもふえてきており、特にひとり暮らしの高齢者は釧路管内第一とも聞いておるわけでございます。

特別養護老人ホームへの入居待機待ちも、今までにない人数となっておるわけでございます。さらに、介護保険法施行後、町立病院が療養型病床群の施設介護に認

定され、介護保険適用者19名、医療保険適用者23名、計42床の収容ベッドを整備して発足したのでございますが、この療養型病床群に入居でき得ずに自宅での待機待ちの方も相当数おられるやにお聞きをいたしておるところでございます。特老の入居待機待ちの方も年々増加してきている現在から、どうしても増床して対応しなければならないと思われるわけでございますが、この点についてのご所見を承りたいと思うものでございます。

さらに、今年の9月定例議会でも、さらに以前にもお尋ねしたのでありますけれども、生活支援ハウス、またはケアハウスの設置、整備は今後の重要な課題であると思われるわけでございますけれども、この点についてのお考え方もお聞かせをお願いいたし、私の第1回目の質問とさせていただく次第でございます。

議 長 町長。

町 長 6番、真里谷議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、中小企業の育成についてのご質問でございますが、不況下の現在、町内中小企業及び商店の経営は深刻であり、町としての対応についてお伺いしたいとの内容であります。

率直に申し上げますと、町の立場では、国・道に対して景気浮揚対策を急務課題として進めてほしいという、町民生活を守る立場での陳情・要請行動に尽きるわけであります。それは、地域経済に大きく影響する公共事業の問題であり、個人消費の吸い込みに対する要因の解消対策という問題であり、いずれも今日的には容易な問題でないところに打開の展望すら見えない状況があるわけであります。

こうした状況の中で、即効薬が期待できないという認識にも立っているわけでありまして、我が町みずから少しでも変わっていくために、既存産業の新たな展開や中心市街地活性化の事業展開、雇用対策の取り組み展開に町民の皆さんの参加もいただき、創意工夫で挑戦していく必要があると、国や道、関係機関との連携を図りながら、とりわけ中小零細企業の産業団体としての商工会との連携を密にして、町民がその事業の主人公で推進役になって進んでいく、そんな内発型の構想を基本として進めていこうとしているところでございますので、いま少し時間をいただきたいと思います。

次に、金融機関の貸し渋りの声も聞かれているが、町としての対策は考えられないかとのご質問ですが、質問者のおっしゃるとおり、金融機関の貸し渋り問題は、

金融ビックバンと言われる金融自由化の流れに始まり、同時に発生した金融機関の破産に見る不良債権問題が金融機関個別の経営内容の信用問題となり、自己資本比率等の公開による競争の世界に入ってしまったことに起因しているわけであります。この4月からのペイオフ実施時にも関心を呼びましたが、金融機関の信用性の物差しが金融機関みずから自己査定をしている公表するデータでありますことから、融資にかかわる審査基準のハードルが少しずつ高くなってきているという実態にあると認識いたしております。

町といたしましても、町が制度化している融資制度はもちろんでありますが、町内中小零細事業者の経営安定の立場から、金融機関に対して資金運用業務の円滑化を求めてきておりますし、今後においても引き続き強い要請をしまいたいと考えています。事業者の経営指導の立場にあります商工会とも一層連携を強めながら、貸し渋り対策に当たってまいりたいと存じます。

次に、後継者の育成について、町としての対策をお聞かせ願いたいとのことの質問でございますが、この問題は、商店も含めて中小企業者の皆さんが後継者がいない現状を受けて、何をどうしようとしていこうとしているのかによって町の支援が定まってくるわけでありまして、そうした取り組みが構築されますならば、可能であれば当初の企画段階からも支援体制を検討させていただきたいと考えています。

とりわけ商店街の課題では、中心市街地化の取り組みの中で、商業者みずからの役割は何かというテーマで随分議論なされてきており、今後の事業展開の中で実施していく課題も多くあるわけでありまして、後継者育成問題もこうした課題の中に織り込んで進めていく必要があると認識いたしております。

次に、特老の入所待機者が年々増加して、現在、今後の対策についてのご質問でございますが、町の特別養護老人ホーム心和園の入所定員は50人であり、9月10日現在の状況は84人の待機者がおります。この待機者のうち、町内に住所を有している方は63人、町外の方は21人であります。また、町立病院の介護療養型ベッドの待機者は4人であります。

これまでの状況を見ますと、入所を希望される方はふえる一方であり、厚生労働省では、現行の申し込み順という考え方から、要介護度が重い人など緊急性の高い方から優先して入所できるよう、市町村がその指針を定め、これを利用者などに公表するよう助言をしてきております。町はこの助言に沿って、現在、担当部局で指

針の作成、公表に関する情報を収集し、その対応を検討中であります。

次に、生活支援ハウスまたはケアハウスの設置、整備は今後の重要課題と考えられるがどうかとのご質問であります。年々高齢者はふえている状況にあり、入所系の施設整備は早急に検討すべき課題であります。

ご質問者から提示いただいた施設につきましては、それぞれその特徴や目的がありますし、また補助基準や補助率も異なるものであります。加えて、入居者自身からいただく利用料の問題をはじめ、人的配置、施設建設後の維持管理など、整理すべき問題点もございます。

本年度は、平成12年度に策定いたしました高齢者保健福祉計画の中間見直しの年であり、また同時に、平成15年度からの介護保険事業計画を策定しなければならない年でもあります。これらの計画を策定していく中で、その緊急度合いや採算性などを勘案し、町民の皆さんからのご意見やご要望をいただきながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長

暫時休憩いたします。

休憩時刻 1 4 時 5 7 分

議 長

本会議を再開いたします。

再開時刻 1 5 時 3 0 分

6 番、真里谷議員の2回目の質問を行います。

6 番、真里谷議員。

6 番

ただいま町長さんの方からいろいろとご答弁をいただいたわけでありまして、中小企業の育成につきましては、厚岸だけが不況下ではないわけですね。日本列島、本当に世界的な不況下であると。そういう中で、厚岸町が特に何か起こしてやると、そんな簡単なものではない。これはよく承知をいたしております。

でありますけれども、自分も20数年、小さな店では失礼でありますけれども、商店に勤めておまして、時々そこに行くんです。そうしましたら、大変だと。物が売れない、それから利幅がない。ですから、店員さんを使うということも大変だと。深刻だと。そういう生の声をしょっちゅう聞いてくるんです。本当にそのとおりだと思いますよ。

そういう中で、町に、自治体に何か対策はないかなんて尋ねてお伺いする方がおかしいというふうに思われるわけでありまして、あえてお聞きをするのは、

そういう中で本当に真剣になって、商店の経営のために寝食を忘れて努力を尽くされている、その立場に立っていったら、小さなことでもいいと、商工会さんを通して協議をいただいて、そして何かいろいろそういうことに対して、そういう機会を設けるようなことを町みずからやっていく必要があると思うんですね。

ですから、金融機関の貸し渋りですね、そういうことも前と違うよと商店経営者の方が言っているんです。前だったら、もう借りてくれ、借りてくれという、そういう時代はあったんだけど、今は違うよと。もう貸し渋りの状態が出ています。そういう生の声を聞いてきているんですね。ですから、町としてはそのことに対して何か打つ手はないのかなというご質問をいたしたわけですが、残念ながら、特効薬というのはないよと、そんな簡単なものではありませんと。そんなことは町長さんは言いませんけれども、それに近いような、そういうことを言われているわけですが。ハードルが少しずつ高くなってきていると、そういうようなお答えをされているわけですが、本当に大変な時代に入ったなど。本当に地元商店街、私らもそういう立場からいろいろ伺いして対話をしているわけですが、ひとつ大変だなと、そういうことを毎回感じているわけですが。

それから、最も大事なことは後継者の問題でございますね。この方々も結局やる気をなくしていると、若い人がですね。一生懸命やっても生活費、何というんですかね、かけただけのものの利益を維持する、昔は25とか30の利益を上げなかったら経営はできないと。今はもう10%商店でも利益を得るということは大変だと、そう言われているんですよ。物は売れない、利幅はないと。こんなことをやっていったら大変だなと。そうかといって店を畳むわけにいかないと。そういう深刻な悩みの経営をされている方も結構いらっしゃるわけですが。後継者育成について、こういう点についても、これはもう経営者としては大変な問題でございますから、ひとつ何か対策はないのかなということでございます。

それから、介護保険法が施行されてから1年以上が経過しているわけですが、本当にいろいろな問題がどんどん出てきているなというふうに感ずるわけですが。

現在、特老の待機待ちが町外63、町内21、計84ですか、84人の待機者であると。それから、病院2階の42床の収容体制では待機待ちの方が4人いらっしゃる、そう

いうことでございます。

そして、厚岸町というのは本当に気候風土がよくて、食べ物がよくて、環境がいいと。管内第一の高齢者人口が多いと。先ほどもその数値が知らされたわけでございますけれども、本当に高齢者人口が多いと。いわゆる長生きされる方が多いわけですよ。ですから、待機待ちという問題は、これは本当に、何といたしますか、そういう本当に深刻な問題がそこにあらわれているわけですよ。

特に大事なものは、高齢者の独身者世帯の問題なんです。これは本当に大変なんですよ。この数値がどんどんふえていっているんですね。今年の3月定例議会のときには、独居老人世帯数が397世帯であった。それから、夫婦2人の高齢者世帯数が569世帯。その合計が966世帯であると。

夫婦2人の高齢者世帯数については、まだいいんです。お互いに対話できる、励まし合う、助け合うということができるからね。ところが、今400世帯ぐらいになっていると思うんです。以上、もうオーバーしているんじゃないですか、3月でもう大体この数値ですから。この独身老人世帯数が400世帯以上現在あると思うんですけれども、この方々が一番大変なんです。本当に深刻ですよ。

特に、男の独身者の高齢者の一人で住まわれているという世帯数も結構あるんですよ。この内訳わかりますか。独身者で男と女の——男と女と言えば悪いですが、男の独身者世帯数ですね。そこまでわからないですか、男女の区別。

それなぜ聞くかという、自分が当事者なんですよ。本当に深刻です。猫を飼って、犬との対話。対話できないんですよ、顔色見るしかね。そして、そういう関係しかない。この世帯数が結構あるんです、男の高齢者の独身者の世帯。そういう立場になったら本当に大変ですよ。

介護保険法が施行されて、要介護に対する段階が1から5までなって、そしていろいろヘルパーさんの訪問だとか何とかと、そういう体制はでき上がっているのですが、この独身高齢者の世帯数がどんどんふえていっているんですね。そういう問題に対して、これは大変なことだなと。

もう何もかにも自分でやる、何もかにもやる。それから、いろいろなこともやる。それから、元気です。高齢者の方、動くから。元気なんですね。ですから、こういう方々に対してのあり方というのは、今後、地方自治体の大きな問題なんですよ、これ。

こういう独身老人世帯数あるいは夫婦2人の高齢者世帯数ですね、大体1,000世帯ぐらい、厚岸町で1,000世帯。超えているんでないですか、今。3月で966だから。いや、本当に大変です。ですから、こういう高齢者の世帯に対しまして、町としてのそういう体制というものは大事になってくるわけですね。

生活支援ハウス、ケアハウスとも言われて、現代の軽費老人ホームと言われているんですね、現代の軽費老人ホーム。昔は軽費老人ホームと言ったけれども、今では結局、生活支援ハウスとかケアハウスとかと言われているわけです。これに対する、この施設に対しての入所希望というのは、どんどんふえてきているわけですよ。

本当に大変なんです、男の一人。女の人もそうですけれども、もう本当にそういう比率がどんどんふえてきているんですね。それも管内一だというんだ、厚岸町では。管内で一番だというんですよ。町長さん、誇りですね、厚岸町の。長生きする、できるんだ、厚岸町に来たら。いや、本当なんだ、Uターンしてくるんだ。本当は若い人がUターンしてくればいいんだけど、長生きする町だと言っている。私もこの間、親戚の人から言われたんですよ、それ。高齢者がUターン、こっち、厚岸町に来たいと言うんだ。そういう時代に入ったんですね。ですから、このことに対しては、やはりそういう施設をつくってあげなきゃいけないのでないか。

それで、63の21、もう80何名もいる町立病院の、そういうふうはまだ自宅で待機している。それを、いやいや国のあれがないし、道のあれもないし、これはもう町の独自でやるわけにいかないしと、そんな軽くいなしていくわけにはいかない現実なんですね。ですから、どうしてもこの生活支援ハウスですね、いわゆる新型軽費老人ホームと言えるこの生活支援ハウスとか、こういう施設をつくっていかなくちゃいけないんですよ。

それで、第4期総合計画の第3次事業計画の中でちゃんとあるんですよ、これをつくる計画というの。ちゃんと予算出ているんです。4億2,200万円で総事業費として出ているんですね。そして、16年に設計費が計上されているんですよ。ちゃんと出ているんです、この3期総合計画、厚岸町の。だけれども、今から5年も6年もたってから始まったって、もう大変なんですよ。だから、この事業は進めるべきなんです、早く。何おまえ勝手なこと言っているんだというような顔をして見ている。私は勘がいいからわかる。だけれども、この事業は早急に対応しないといけませんよ。そんな5年も6年もたってからできたってだめなんだ、つくったって。で

すから、この設置、整備は、これは重要な課題であるというよりも、早急に進めていかなきゃいけない。

本当ですよ、厚岸町有名になってきているんだもの。長生きのできる町だ。本当かと言うから、私、いろいろなあるのと言うから、こうなんだと言ったら、いや、そのとおりなんですねって。今度厚岸に来るかなと。年幾つだと言ったら、78歳だという。でも、人口1人でもふえればね。どうぞ、どうぞ。本当なんですよ。ですから、これは本当に……。余り長いこと言ったら議長に怒られるからね。

とにかく生活支援ハウス、ケアハウスですね、年とともに、ぼけがきます。いや、本当ですよ。自分なんか、そのもう状態出ているんです。物忘れはする。それから、今、家庭ではガスを使いますね、ガス。危ないですよ。つけたまま忘れて、煙もんもんと出ているから行ってみたら、もう真っ黒こげになっているんだ。これは特に高齢者の男の世帯に多いんですよ。火事になっていたら大変ですよ。いや、本当ですよ。ですから、こういう生活支援ハウス、ケアハウスの設置というものは、これは早急を要する。ちゃんとこれ予算まで、4期計画の3次実施計画の中に入っているんだもの、ちゃんと。ただ、遅いんだよね。ですから、これに対して積極的に対応していただきたいなと、こういうふうに考えるわけです。

以上、2回目終わります。

議長
商工観光課長

商工観光課長。

私の方から、中小企業の育成について、2回目の答弁をさせていただきたいと思っています。

質問者から、中小企業の育成について、3点にわたってご質問が再度ございました。6月の定例会にも、地域の活性化という切り口でご質問がありました。そういった視点で考えますと、個別に3つというとらえ方ではなくて、3つ総じて関連した地域の課題ではないのかなという受けとめ方をしているところであります。

それで、従来、私どもの業務の範囲といたしまして、わかりやすい言葉で言いますと、新しい商品を開発をしたいですとか、開発した商品を販路拡大に乗せて事業の円滑化を図りたいですとか、自慢の商品があるんだけど、何とかお金をかけないでパンフレットをつくれないうかだとか、こういった個別の課題で実はご相談がございました。その都度、物によっては国の助成制度でありますとか、というものもございしますが、関係する支援団体もございまして、そういった視点で、そういっ

た関係で助成事業に乗せて実は進んできたという経緯もありますし、商工会が取り組みました電子市場の事業に対しましても、町が支援をするという立場で補助をするだとかというたぐいの話でありまして、総体的に個別の事業者からのご相談そんなに多くないのでありますが、産業団体の中核であります商工会、ここは中小企業の地域の支援センターという役割を持っておりまして、そういう意味では個々の事業者なりが一番先に相談に伺う地域の窓口であります。そういった意味で、従来から商工会の特に経営指導員の皆さん、それから指導に当たる補助的立場の皆さんと意見交換をしながら、何とか支援のできるメニューを探すという役割を今まで行政も担ってきておりました。

ただ、新しい時代の要請として、やはり経営指導員の皆さんとお話をする中では、補助事業なり助成事業なり融資制度なり、たくさんあるんだけど、相談のケースがどの事業を使って、どのメニューを使って支援をしていくのかというところがなかなか結びつきにくい、こういった悩みも現場では持っております。そういったことも認識しながら、相談いただくお話は単発的にこういったものという希望で出てくることが多いわけでありまして、じゃメニューに乗せるために我々が行政の立場で、あるいは支援センターの役割を持ちます商工会の立場で、レベルアップをした計画にしていくと、このメニューに乗ってくるのではないかなというようなコーディネートの役割も、これから同じテーブルの高さに立ってやっていく必要があるのではないかないうところを最近痛切に感じているわけでありまして、そういう意味では、切り口が地域活性化という一口に申し上げて申しわけなかったのでありますが、今後も商工会と連携をしながら、地域の事業者の振興について、個別の事業メニューに基づくコーディネートの役割を果たしていければというふうに思っております。

それから、貸し渋りのお話もございました。町長のレベルでございますと、銀行なり信金のトップの方々ともお会いする機会もございまして、そういうテーブルにおきまして地域の事業者の育成のためにというお話もしておりますし、我々のレベルでも支店長さんなりというレベルで、銀行は銀行の実態として、先ほど町長からご答弁申し上げましたように、銀行の信用性の問題含めて実は苦勞もしているという話も実際承っておりますが、町の立場としては、それはそれとして、地域の事業者をどう活性化をさせていくのかという立場で、ぜひ融資の受け皿をお願いをした

い、こういう立場でもお話をしてくれているところであります。

現実には、質問者おっしゃるとおり、貸し渋りの問題が表面化しておりまして、そういったケースにつきましては、商工会の経営指導等の中で、国民金融公庫が持っておりますマル経資金へのシフトの切りかえですとかというやりくりの中で実際進めているわけではありますが、今後も金融機関に対しましては、地元事業者の育成という立場で行政として強い要請をしていきたいというふうに思っております。

後継者対策の問題、おっしゃられるとおり、生活ができないという立場では、なかなか自分の子どもなり、あるいは後継となっただけそんな社員でありますとかというところに、なかなか自信を持って跡を継いでほしいという話題すら出せないという実態があるんだろうというふうに思っております。これは率直に申し上げて、大変失礼な言い方ではありますが、行政としてはなかなか踏み込みにくい問題だと。そうなりますと、先ほど商店街の活性化を例にとりまして町長からご答弁申し上げましたが、具体的に共同体として自分たちは何をやるんだというところを、やはり腹を割って出していただくということが、行政も入ってその議論をするということが必要になってくるだろうというふうに思います。

それで、商店街の場合は、中心市街地活性化の問題でありますとか商店街の再編の問題でありますとかという課題の中で議論していけるというふうに思っておりますが、特に工業サイドでありますとか業種別の違う分野になりますと、例えば事業協同組合の必要性はないんだろうか。あるいは今、4人集まりますと企業組合というものが簡単につくれるようになりました。そういった取り組みもしていく必要があるのではないかというようにところに私ども希望を持っておりまして、そういう意味では、ぜひ個別の努力ということも基本にしながら、共同体としてそれぞれが個性を持った事業展開をしていくだとかという切り口の中で既存の事業自体を活性化をさせていく。その中で、新たな後継者問題等についても課題克服していける道があればというところで進めていきたいというふうに思っているわけでもあります。

議長 助役。

助役 生活支援ハウスとケアハウスの件でありますけれども、まず独居老人の方の男女別の数ということでございますけれども、残念ながら今その数字を持ち合わせておりません。ですが、5月の段階では既にこの独居の方々の数が440というふうに把握をしております。それから、老人世帯は570くらい。これらの数字全体では

1,600名弱となります。現在の厚岸町全体の65歳の数等の比率を見ますと、56%ほどになります。半分以上の方が独居または65歳以上のご夫婦でお住まいという数字になっております。

そこで、このケアハウスでありますけれども、自炊ができない程度に身体の機能低下が見られるということで、独立して生活するのに不安があると言われる方については、ケアハウスという施設があるよと。それから、生活支援ハウスの方では、おおむね60歳以上の方でひとり暮らしあるいはご夫婦のみの世帯で、やはりこれも独立して生活することに不安があると言われる方を対象にする施設であります。

当然厚岸町も、ご質問者が言われるとおり、どんどんお年寄りの数がふえてまわっているわけでありまして。その中には、やはり独立して生活することに不安を持っておられるという方も多数おられるということは認識をしております。

そこで、痴呆性グループホームに関しては、先ほど説明をさせていただいたとおりでありますけれども、特にこのケアハウスの方につきましては、この5月の末に社会福祉協議会の方で山形県の施設を見学をしていただいております。社会福祉協議会の方でこれらの施設建設ということができないかどうかということを今検討に入っているというふうにお聞きをしております。ただ、私どもがお聞きしているのは、やはりこれも入居者に相応のご負担をいただかなければならないということでありまして、これが要するにお一人あるいはご夫婦で入所されるのに相応の負担が生じてくるということでありまして、これらが施設建設するに当たって一番心配されるところであります。

それから、このケアハウス、生活支援ハウスというものは、まだ痴呆には至っていないと、痴呆には至っていないけれども生活に不安があるんだと言われる方の対象の施設であります。一たん入所されて、痴呆の症状が出てきた場合にどうするか。出ていっていただくのかと。引き受ける施設はあるのか。既に生活支援ハウスで運営をしているところでは、そういう問題が生じているというふうにお聞きをしております。これらのことも総合的に考えて、今後の対応というものを検討していかなければならないと。

それから、急ぐんだというお話でございましたけれども、差し迫っているご家庭ももう既にあるやに聞いておりますし、ただ、そこで入居される方の負担をどうやって軽減するかということについては、公設民営化というシステムが、11年に法律、

議長
6 番

P F I 法というものができ上がっています、その手法をきちっと総合的に研究する必要があるのではないかというふうに思っております。札幌市あるいは東京都の中央区などでは一部、この手法を取り入れた形で施設の建設ができないかということで研究も始めたようでありますけれども、厚岸町も速やかにこの研究を進める必要があるのではないかと、そのように考えております。

以上です。

6 番、真里谷議員。

いろいろとお答えいただきまして、本当に難しい問題でございます。中小企業の育成といたって、そんな簡単なものでないですよ。大変なものです。商工会を通じましていろいろそういう機会を設けて、そして、その中からどうあるべきかという、そういう形。

貸し渋りの問題についても、銀行の方ではもう貸してもらえない、そんなところに貸すわけじゃないですよ。担保もなければ何も無い。金払いのいいところは何とか使ってくれないかという猫なで声で来ますけれども、これは危ないなとなったら、もう来ないですよ、大体。極端です。そういう中での中小企業の闘いというのは大変ですよ、特に1人や2人ぐらい使われている。

今は厚岸町も、昆布だとか何だとか、サンマだとか何だとかと、いろいろそういう産物が揚がりますけれども、今年もこれは大変だなと思うのはこの冬期間ですよ。あっという間にもう秋風が吹いて、もう大変だ。冬はもう長い、その冬期間の問題です。大変ですよ。そういう中で、町として何をしたらこの方々の、中小企業の、あるいはそういう商店街の活性化に通ずるか。ばかでかいことをやるなんていうことはできません。小さいことでもいいから福祉的な——福祉的と言えば語弊あると思うんですけども、そういう何でもいから誠心誠意対応してあげる。地域活性化ということですね。そういう体制、そういう窓口を設ける、町の方で。そういう商工会とか——商工会も窓口の一つでありますけれども、町自体でもそういう対応策をつくるということも必要でないですか。

それで、やはり金のやりくりというのは本当に大変ですよ。そういう本当に深刻な、中小企業も行政もともどもに助け合って、そして乗り切っていくという体制、これが今一番、地方自治体で大切な問題だと思うんですね。

そして、高齢者福祉の問題でも、これはもう本当に、何と申しますかね、本当に

大変ですよ。ケアハウスなんていったって簡単にできるものでない。本当にこれどこに、土地もあるからあれでしょうけれども、本当に大変な問題でございますけれども、これについてもやはり早急にですね。16年に設計できるわけでありまして、設計すると言っているんだから。だけれども、早急にに取り組む事項であると思うんですね。どんどんふえていきますから、毎年毎年、高齢者の入居者。

地方も同じ体制なんだわ。厚岸町のところに入れないから、この間、留辺蘂のところに入るといって、そこに私いろいろとお手伝いをしたわけでございますけれども、全国的ですよ、今この問題は。待機待ちがどんどんふえていっている。

病院だって42床あるけれども、病院というのはやはり体悪い人でなきゃ入れないですよ、健康体の人はですね。そうですね。療養型というあれがあって、42床というのはやはり保険適用者と。そういう方々の42床のベッドも満床で、待機待ちである。それがどんどんふえていくのは目に見えているんですから、やはりこれに対応したものをちゃんとそれこそ立ち上げてやっていかなきゃならない。

ほかの北海道でこれやっているところないんですか、町村で。調査したことあります。先ほど木村議員さんも言われたけれども、中間施設、民間を投入しても、あらゆる方法を使って、そして対応するというふうには考えなきゃならないんでないかなと、こう思うわけですね。

3回目終わりたいと思います。

議 長
町 長

町長。

お答えさせていただきます。

中小企業を取り巻く厳しい状況の認識については、真里谷議員からのご指摘のとおりであると私も思うわけでありまして。そういうわけで町といたしましても、後ほど今議会において議案第64号としてご提案をいたす予定になっておりますが、役場の組織機構を見直しをいたそうと思っております。すなわち、中小企業の振興、そしてまた中心市街地の活性化のために新しい部署、まちづくり推進課を設置をいたす予定になっております。その中に、今ご指摘の商業振興担当を置く予定に相なっておるわけでありまして。

さらにはまた、当然、不況とともに人口の減少ということも中小企業には大きな打撃に相なっておるわけでありまして。そういう意味において、雇用推進施策を所管をする商工雇用推進係というものを商工観光課に位置づけしようと、そのようにも

考えておるわけでございまして、大変難しく厳しい課題でありますけれども、町といたしましても積極的に取り組んでまいりたい、かように考えるわけであります。

また、生活支援ハウス等の問題を指摘されましたけれども、私どもといたしましては、厚岸町の高齢化社会に向かうこの21世紀の厚岸町のまちづくり、極めて重要なものとして考えておるわけであります。高齢者等の住宅におきましても、中心市街地活性化基本計画の一つの構想の中にも含まれております。さらにはまた、支援ハウスにつきましても、ご指摘のとおり年次計画の中で考えておるわけでありますけれども、この厳しい時代でありますけれども、高齢化社会がより充実をした社会として発展いたすための施策を積極的に進めてまいりたい、かように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

議 長

以上で、真里谷議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました7名の議員の一般質問を終わります。

議 長

日程第3、報告第6号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

建設課長

ただいま上程いただきました報告第6号 専決処分事項の報告について、その提案理由の説明を申し上げます。

緊急執行を要した「工事請負契約の変更について」を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおりに専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

この内容は、平成14年度町営住宅宮園団地6号棟の建設工事に伴う基礎くい工事で、ボーリングデータに基づき、くい長を想定し、設計しておりましたが、支持地盤の傾斜が複雑になっており、くい長を想定することが困難であったため、くい打ち込み終了後の設計変更とし、その結果、くい長全体で141メートルの増となったことと、駐車場整備工事において、計画当初はアスファルト舗装雨水排水を予定していたが、建設戸数及び実施年度が未確定なため砕石敷駐車場整備を行うこととしておりましたが、開発行為技術基準上、砕石敷駐車場であっても雨水排水を設けるよう指導があり、雨水升3カ所と排水管61.9メートルを整備することとなり、あわせて設計変更するものでありますが、平成14年度工事の出来形確保のため議会招集

のいとまがないことから、専決処分を行い、工事請負契約の変更を行わせていただいたものであります。

次ページをごらんください。総総専第2号 専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成14年8月9日。

工事請負契約の変更について。平成14年6月20日議案第48号をもって議決を得た「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更する。

表になっておりますが、表は区分、変更前、変更後となっております。1の工事名については、変更はございません。2の場所についても、変更はございません。3の契約の方法についても、変更はございません。4の請負金額については、変更前は3億7,800万円でありましたが、変更後は3億8,078万2,500円となり、278万2,500円の増額となったものであります。5として請負契約者については、変更はございません。

次ページをお開きください。参考として、1の工事概要については、構造及び共用部、住戸部、解体は変更はございません。外構については、変更前が通路・植栽・駐車場（砕石敷）であったものを、変更後は駐車場部分に雨水升を布設するものであります。

2として工期については、変更はございません。

3の杭伏図、駐車場排水図、雨水升詳細図でございますが、次ページをお開きください。くい伏図でございますが、丸で表示してあるのが基礎ぐいです。その横にプラス・マイナスで数字が記入されております。プラスの数字については設計より深い位置で支持層に達し、マイナスの数字については設計より浅い位置で支持層に達したものであり、その結果、下の表のとおり、くい本数は123セットで変更ありませんが、くい総長で3,590メートルであったものが変更後3,731メートルとなり、141メートルの増になったことにより請負金額が変更になったものであります。

次ページをお開きください。駐車場の排水図でございますが、駐車場部の左側、小さく黒く塗った四角でA、B、Cと表示されたのが雨水升で、それを結ぶ点線が排水菅の設置箇所です。

次ページをお開きください。雨水升詳細図です。詳しくは左下の雨水升一覧表に記載してあるとおりであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお

		お願い申し上げます。
議	長	これより質疑を行います。 ありませんか。 (な し)
議	長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
議	長	日程第４、議案第59号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 町長。
町	長	ただいま上程いただきました議案第59号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。 本町の固定資産評価審査委員会委員であります河村一雄氏は、本年９月18日をもって任期満了となりますので、地方税法第 423条第３項の規定によりまして、引き続き同氏を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。 住所、厚岸郡厚岸町太田２の通り87番地。氏名、河村一雄。生年月日、昭和５年1月29日。性別、男。職業、農業。 以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これより質疑を行います。 ありませんか。 (な し)
議	長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 本案は人事案件であります。よって、討論を省略し、本案のとおり同意すること

		にご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
議	長	日程第5、議案第60号 固定資産評価員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。
		職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
		町長。
町	長	ただいま上程いただきました議案第60号 固定資産評価員の選任に対する同意を求めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。
		本町の固定資産評価員でありました鈴木英世助役が本年6月30日退職されましたことに伴い、地方税法第404条第2項の規定により、新たに大沼隆助役を選任しようとするものであり、議会の同意を求めたく提案するものであります。
		住所、厚岸郡厚岸町太田南71番地21。氏名、大沼隆。生年月日、昭和28年6月13日。性別、男。職業、地方公務員。
		以上、簡単な説明であります。ご同意賜りますようお願い申し上げます。
議	長	これより質疑を行います。
		(なし)
議	長	なければ質疑を終わります。
		お諮りいたします。
		本案は人事案件であります。よって、討論を省略し、本案のとおり同意することにご異議ありませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。
		よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。
議	長	日程第6、議案第61号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。
		職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
		建設課長。

建設課長

ただいま上程いただきました議案第61号 工事請負契約の締結について、提案内容の説明をいたします。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この内容については、トライベツ道路は地域の幹線道路であります。幅員が狭隘なため、近年の農業機械の大型化によりトラックや一般車両との交差に支障を来しているため、平成4年度から防衛施設周辺整備事業により、全体計画延長 5,915メートルを年次的に道路改良・舗装工事を進めてきており、平成13年度で 4,332メートルの整備を終えております。今年度は14年、15年の2カ年事業として工事を行うものです。

内容であります。1として工事名、トライベツ道路改良工事。2として場所ですが、厚岸町大字別寒辺牛村字トライベツ。3として契約の方法ですが、地方自治法施行令第167条による8社による指名競争入札です。4として請負金額、金1億4,332万5,000円。5として請負契約者、厚岸郡厚岸町字真栄町1条113番地5、株式会社宮原組です。

次ページをお開きください。参考として、工事概要、施工延長 558メートル。幅員 7.5メートル。土工として、切流用盛土量3万1,300立方メートル。路盤工として、下層路盤厚40センチ、40ミリ級の切込砕石を入れます。凍上抑制層厚として40センチ、これは山砂を入れる。排水工として、U字トラフ工（300B）を延長1,069メートル行うものです。

2として工期として、着手平成14年9月25日から、完成平成15年10月31日までとするものであります。

3として位置図、平面部、定規図、別紙説明書のとおりであります。

次ページをごらんください。位置図であります。茶内原野幹線道路、中山宅付近を起点とし、道道上風連大別線、井上宅付近を終点とする道路で、本工事区間は鶴橋から井上宅側へ 558メートルを改良整備するものであります。

次ページをお開きください。平面図であります。縮小図で若干見にくいかもしれませんが、トライベツ3号川にかかる鶴橋付近、SP＝4,792メートルからSP＝5,350メートルの間、558メートルを幅員 7.5メートルで改良工事を行うものであります。

	次に、定規図でありますが、一般的な切り土と盛り土の施工断面で、 5.5メートルの車道のほか、両側に1メートルの路肩をとり、車道部幅員 7.5メートルの改良工事完成断面となります。 以上、簡単な説明でありますが、ご審議の上、承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。 ありませんか。 (なし)
議 長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決しました。
議 長	日程第7、議案第62号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 企画財政課長。
企画財政課 長	ただいま上程をいただきました議案第62号 辺地に係る総合整備計画の変更についてでございますが、その提案理由を説明をさせていただきます。 議案書の19ページをお開き願います。本議案は、平成11年6月に既に議決をいただき、平成11年度から平成15年度までの5年間をもってただいま執行中であります。辺地総合整備計画、これのうち末広辺地計画におきまして今年度新たに辺地対策事業債の充当を適用する可能性を有する事業、具体的には消火栓の設置事業なんです。それが生じました。よって、今回、辺地債の申請、設備等の前提といたしまして、末広辺地計画にその事業を追加をいたしまして、計画変更をさせていただきます。議会の承認を求めるものでございます。 本文でございますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定により、末広辺地に係る総合整備計画の内容

を別紙のとおり変更するとするものでございます。

次ページ、20ページをお開き願います。総合整備計画書、右下でございますが、北海道厚岸郡厚岸町末広辺地でございます。

1 番の辺地の概況でございますが、これにつきましては変更はございません。

それから、2 番目の公共的施設の整備を要する事情というところで、従来この末広辺地計画でありますと、道路事業のみ記載されておりましたが、その掲載済みの道路の次に消防施設というものを加えさせていただくものでございます。追加する部分読ませていただきますが、消防施設。当地域は市街地より10キロメートルほど離れ、消防水利の確保が必要な地域であることから、地域住民の安全な生活確保のため、消火栓を整備するものであります。括弧して消火栓設置 地上単口式1基ということでございます。

それから、3 番目の公共施設の整備計画という部分、期間は11年度から15年度までの5年間で変わりございませんが、2 番目と同じく、道路の下に消防施設というものを加えさせていただくものでございます。施設名として消防施設（消火栓設置）ということで、これは釧路東部消防組合の当初予算に既に計上済みの事業でございます。事業主体が釧路東部消防組合ということでございます。

なお、括弧書きが変更後ということでございまして、事業費が従来ゼロであるところを、括弧書きの120万円になると。それから、同じく財源内訳の一般財源及びその右になりますが、辺地対策事業債の予定額という欄がございますが、その欄もゼロのところを括弧書きで120万円に。さらに、それに伴います、一番下の欄でございますが、合計欄もそれぞれ120万円を加えさせていただこうとする内容でございます。

なお、本計画変更のご議決いただいた上、速やかに法にのっとりまして北海道を通しまして総務大臣へ提出をし、今年度内の辺地対策事業債申請手続あるいは借入れ手続等を取り進めてまいりたいという考えでございますので、本趣旨をご理解賜りましてご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議 長	なければ質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、本案は原案のとおり可決しました。
議 長	日程第 8、議案第 63 号 厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議
	題といたします。
	職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
	企画財政課長。
企画財政課 長	ただいま上程いただきました議案第 63 号でございますが、厚岸町過疎地域自立促
	進市町村計画の変更について、その提案理由を説明をさせていただきます。
	議案書の 21 ページでございます。本議案につきましても、ただいまご承認賜りま
	した議案第 62 号と基本的には同様の趣旨でございますけれども、さきの平成 12 年 9
	月にご議決をいただき、12 年度から平成 16 年度までの前期 5 年間、これをもちまし
	てただいま執行中でございます厚岸町過疎地域自立促進市町村計画、いわゆる過疎
	計画でございますが、これにおきまして本年度新たに過疎対策事業債、通常過疎債
	と申しますが、これの充当を適用する可能性を有する事業、具体的には学校給食セ
	ンターの備品整備事業でございますが、こういう事業が出てまいりましたので、今
	回、過疎債発行の前提計画である本計画を変更させていただきまして、同事業項目
	を追加をさせていただくべく、議会のご承認を求めるものでございます。
	本文でございますが、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 6 項の規定により、
	厚岸町過疎地域自立促進市町村計画の内容を別紙のとおり変更する。させていただ
	くものでございます。
	22 ページをごらん願います。過疎地域自立促進市町村計画でございまして、区分
	欄のところ、計画書の 49 ページになりますが、7 の教育の振興の②その対策という
	ことで⑧までございましたが、その⑧の 19 行までありましたが、その下に⑨といた
	しまして次の一文を加えさせていただくものでございます。
	⑨といたしまして、変更後でございますが、⑨ 学校給食における食材の安全性

確保と児童生徒の健康維持のため、学校給食用調理器具・器材の整備を行い、給食メニューの充実や環境改善を図りますという文言を入れまして、その下になりますが、③の事業計画というところで7番の教育の振興と。変更前が事業名で①の学校教育関連施設とありまして、（イ）その他の施設ということで、その他の施設の部分が従来空白となっていたところに給食施設という部分を入れまして、変更後の方でございますが、学校給食センター備品整備、内訳といたしまして、配送用のコンテナ11台、これは当初予算で計上済みでございますが、それと超音波洗浄機1台、消毒保管器1台、この2つは今回9月で補正計上させていただこうとしているものでございます。これらを加えて過疎債適用の手続をしてまいりたいというものでございます。

事業主体は厚岸町という文言を加えさせていただくものでございます。

なお、本計画も、ご議決いただいた後は、速やかに北海道を通して総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣へ提出をさせていただきまして、今年度内の過疎債申請手続及び借り入れ手続を取り進めてまいりたいと考えておりますので、ご趣旨ご理解賜りましてご承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

議 長 これより質疑を行います。
ありませんか。

（な し）

議 長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。
休憩いたします。

休憩時刻 16時33分

議 長 再開いたします。

再開時刻 16時36分

議 長 日程第9、議案第64号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めますが、この議案につきましては過日の議員協議会で説明を受けております。提案理由の説明は簡便をお願いいたします。

総務課長。

総務課長

ただいま上程いただきました議案第64号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

本町の現行組織機構につきましては、平成11年5月に施行され、それ以降、介護保険の実施に係る体制整備や保健福祉の保健福祉総合センターへの移転、国直轄になった国民年金事務に伴います体制の縮小など、部分的に修正をしながら現在に至り、丸3年が経過しております。

この間、平成12年度、地方分権一括法の施行に始まりまして、本格的な地方分権の時代が到来するとともに、地方自治体は自己決定・自己責任のもとで自治体経営を推進する体質改善が求められており、厳しい財政状況を踏まえて財政運営基本方針のもと、3月の第1回定例会にお示しいたしました町政執行方針に基づきまして、町民と協働するまちづくりの推進に当たっての行政組織機構の見直しを検討を行い、新たな施策の課題への対応と現在充実すべき課題に対応した体制の構築とともに組織機構のさらなる簡素効率化を図るべく、行政組織機構改善検討委員会を4月に立ち上げ、7回にわたる同委員会の審議を経まして、さらに職場課長会議等において補強意見を生かした改正案を提案するものであります。

見直しに当たりましては、年度内10月1日で実施、現行の12課体制内での見直しとし、課をふやさない。現状の職員数で人材の有効活用を基本に配置する。編成に伴う各課の事務分掌に伴う係の分担事務を調整をする。町長部局の見直しに伴い、他部局の見直しも働きかける。この基本事項によりまして、今年度の町政執行方針の実施体制の構築のため、この10月以降に取り組まなくてはならない事項の解決に向けた組織環境をつくることが最大の理由となっております。

また、これらの町長部局の見直しにあわせまして、教育委員会も組織機構の一部見直し、教育行政の諸計画の早期策定と事務の効率化に向けた管理課の再編や、海事記念館、博物館法に基づきます施設の位置づけ、生涯学習課にある文化財係を当館配置するほか、当館を除く出先機関の係制の廃止などをするを、今後の議案

第72号及び第73号で上程されることになっております。

23ページをお開き願います。厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例。厚岸町事務分掌条例（平成10年厚岸町条例第30号）の一部を次のように改正するものでございます。

議案第64号説明資料、厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

資料の1ページをお開き願いたいと思います。向かって左側が現行、中央改正案、右側改正要旨になってございます。

本条例は、3条からなっているものでございまして、まず第1条でございましてけれども、現行の12課体制について、事務の分担を読みかえることにより、課の名称を変更するものでございます。現行企画財政課を行財政課と改称し、次にまちづくり推進課を新設し、管理課と建設課を統合・再編して建設課とすることに当たって、管理課の名称を削除するものでございます。

次に、第2条の分掌事務の改正でございましてけれども、総務課の現行第12号、地方分権、行政改革に関する事項につきましては行財政課へ移行し、12号として新たに文書管理、情報公開に関する事項の既存文書事務を明記いたしております。

次に、企画財政課を行財政課に課名の改正を行っております。企画財政課の現行第1号、町の総合計画に関する事項、第2号、諸計画の推進及び調整に関する事項、第7号、地域振興に関する事項、第8号、国際交流に関する事項をまちづくり推進課へ移管をし、行財政課の第1号に行財政改革、行政評価に関する事項、第2号に地方分権、自治体合併に関する事項を総務課から移管し、改正するものでございます。

次の、裏面でございましてけれども、2ページをお開き願いたいと思います。現行第9号、統計調査に関する事項につきましては第7号に繰り上げを行い、第10号、その他企画財政に関する事項につきましては、第8号としてその他自治体経営に関する事項として内容改正を行うものでございます。

次に、新たに設置いたしましたまちづくり推進課でございまして、改正案の方でございましてけれども、第1号、町の総合計画に関する事項、第2号、諸計画の推進及び調整に関する事項、第3号、地域振興に関する事項、第4号、国際交流に関する事項を企画財政課から移管をし、第5号に都市計画に関する事項を建設課から移管

をしております。第6号、中心市街地活性化に関する事項、第7号、その他まちづくり企画に関する事項の新規及び包括事項の設定をここで行ってございます。

次に、保健福祉課の第2号、老人福祉及び心身障害者福祉に関する事項を、高齢者福祉及び障害福祉に関する事項に施策表現の改正をするものでございます。

次に、3ページ目をごらんいただきたいと思います。商工観光課の現行第2号でございますけれども、労政及び消費者行政に関する事項を第2号、労政及び雇用対策に関する事項、第3号、消費者行政に関する事項とし、対応強化に伴います改正を行うものでございます。以下、3号以下の番号につきましては、繰り下げを行うものでございます。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。管理課の建設課への課名の統合に伴いまして、管理課の現行1号、道路、河川、公園の維持管理に関する事項、第2号、庁用車両及び土木機械に関する事項、第3号、地籍調査及び公共施設等用地に関する事項、第4号、町有財産の設置、管理、処分に関する事項を建設課へ移管し、建設課の建設工事の入札、契約に関する事項、土木に関する事項、建築に関する事項につきましては第5号以降の番号に繰り下げまして、第8号に管理課、建設課の包括事項といたしまして、その他建設、維持管理に関する事項を設定するものでございます。

議案の24ページにお戻り願いたいと思いますけれども、附則といたしまして、この条例は平成14年10月1日から施行するものでございます。

大変簡単な説明でございますけれども、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長	ここで時間の延長をしたいと思います。 本日の会議は、議案第73号 厚岸町学校給食センター管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査が終わるまで延長いたします。
議 長	日程第10、議案第65号 厚岸町総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 総務課長。
総務課長	ただいま上程いただきました議案第65号 厚岸町総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。 議案第65号でございますけれども、議案第64号 厚岸町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定に伴いまして、次に掲げる厚岸町総合計画策定審議会、国土利用厚岸町計画策定委員会、厚岸町史編さん審議会、厚岸町字名等改正審議会、厚岸町行政改革推進委員会の5つの審議・委員会の庶務を担当する課の名称も変更を一括して行うものでございます。 議案の25ページをお開き願いたいと思います。厚岸町総合計画策定審議会条例等の一部を改正する条例。第1条でございますけれども、厚岸町総合計画策定審議会条例（昭和46年厚岸町条例第19号）、第2条、国土利用厚岸町計画策定審議会条例（昭和56年厚岸町条例第19号）、第3条、厚岸町史編さん審議会条例（平成8年厚岸町条例第20号）、次のページでございますけれども、第4条、厚岸町字名等改正審議会条例（平成12年度厚岸町条例第43号）、第5条、厚岸町行政改革推進委員会設置条例（昭和61年厚岸町条例第3号）、以上5件の条例の一部を次のように改正するものでございます。 これにつきましても、お手元に議案第65号説明資料、厚岸町総合計画策定審議会等の一部を改正する条例の新旧対照表をお配りしてございます。これにより説明をさせていただきますと思います。 厚岸町総合計画策定審議会条例第7条の庶務でございますけれども、企画財政課をまちづくり推進課に、次に国土利用厚岸町計画策定審議会条例第7条の庶務、これをまちづくり推進課に、さらに厚岸町史編さん審議会条例第7条の庶務を企画財

ている実態もあり、町行政の執行はもとより、住民生活にも支障を来している状況にあります。このため、住民の利便性や行政の円滑な推進を図るため、本年度改正予定のトライベツ、若松、糸魚沢地区を初年度としまして、平成21年度までの8年間で字名等の改正を行おうとするものでございます。

議案書28ページ、1としまして町の区域を新たに画するものとして、トライベツから初めまして、議案書の34ページ、梅香2丁目まで、それから議案書35ページ、2としまして町の区域を変更するものとして登喜岳から筑紫恋まで、それから議案書36ページ、3としまして町の名称を変更するものとしてホロニタイから松葉2丁目まで、また、これに伴いまして議案書37ページになりますけれども、4として字の区域を廃止するものとして、大字別寒辺牛村字トライベツを初めに一番右側下、最後まで、大字床潭村字バラサン山、これまでの95の字を廃止するものでございます。

これらにつきまして、配付させていただいております議案第66号説明資料、A3の大きな資料になりますけれども、これによって説明させていただきたいと存じます。

説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。この表につきましては、字名等の改正について、その改正予定年月日を一覧表にしたもので、この改正により全町が一度に改正されるものではございませんけれども、今年度はトライベツ、別寒辺牛、若松、糸魚沢などの地区を改正する予定でございます。

15年度以降の改正予定につきましては、この表に記載のとおりですので、参考にしていただきたいと思います。

この表を図面に表示したものが次の2ページになりますけれども、これも参考にしていただきたいと思います。

次に、資料の3ページから25ページまでですけれども、これにつきましては各地区ごとに新区域と新名称などをそれぞれ示した図面ですけれども、内容はこの図面に示したとおりとなっておりますので、説明を省略させていただきたいと存じます。

説明資料の26ページをお開き願いたいと思います。これらの字名等改正を行うに当たりまして、住所の関係では、改正される地域に住所を有する方と、それから改正区域内に本籍を有し、改正区域外で厚岸町内に住所を有している方、さらには改正区域内に本籍を有し、厚岸町外に住所を有している方には、新しい住所の通知を

しなければなりませんけれども、これについては町民課の方から新住所の通知書、新区域図、パンフレットを1週間前には通知したいと考えております。

また、土地や家屋の関係では、改正区域内に土地や家屋を有している方には、管理課の方から土地の住所の変更通知書、改正区域の全体図、それからパンフレットを1週間前には通知するようにしたいと思います。

また、改正区域内の商業・法人への通知ですけれども、これらについては手続きに期限があることから、住所変更登記が本店の場合は2週間、支店の場合は3週間以内となっていることから、1カ月前には通知するようにしたいと思います。

次に、27ページから29ページまでは改正実施後の住所変更手続きについて記載しておりますけれども、まず27ページですけれども、①としまして役場が書きかえるものとして、住民基本台帳や印鑑票の住所欄について役場が書きかえるということでございます。

次に、②としまして皆さんに手続きをしていただくものということで、登記関係では、こういうことは、だれが、どこへ、いつまでに、何を持ってという形で、それぞれ表にしておりますけれども、例えば土地の登記簿の住所欄を変更する場合には、その土地を所有している方が法務局へ行って手続きをしなければなりませんけれども、この場合は期限はなく、必要なときに手続きをとっていただければいいということになります。

また、商業・法人の関係では、会社などの法人の本店・支店などの住所変更登記をされる場合には、法人の代表者が本店及び支店を管轄する法務局で、本店は2週間以内、支店は3週間以内に手続きをしなければなりません。

これらの手続きは、いずれも所有者本人が行うことになりますけれども、手続きには登記申請書と字名等改正に係る証明書が必要ですが、登記申請書については資料として記載例を作成するなど、可能な限り町民の皆様の便宜を図っていきたいというふうに考えております。

また、字名等改正に係る証明書を申請に基づいて無料で交付いたしますけれども、これを添付することによりまして登録免許税は免除になるということでございます。

なお、抵当権、根抵当権などに関して変更登記の必要がある場合につきましては、金融機関にそれぞれご相談をしていただきたいと思います。

次に、資料の28ページと29ページですけれども、まず②としましてその他の住所

変更関係ということで記載しておりますけれども、特に手続の期間では、速やかに、早目に、あるいは遅滞なくとなっているものもあります。例えば、宗教法人の規則（住所）変更では速やかになっておりますし、風俗営業許可証の住所変更は期限はありませんが早目になっておりますし、砂利採取業の所在地（表示）変更は遅滞なくとなっております。また、建設業許可に係る変更届、これは住所ですが、この変更届は30日以内などとなっております。先ほども申し上げましたけれども、手続に期限のあるものについては、1カ月前には通知するようにしたいと思います。

次に、最後のページになりますけれども、資料の30ページをお開き願いたいと思います。27ページから29ページまでにつきましては字名等改正に伴う共通した手続の関係ですが、30ページの最初に記載しておりますけれども、このページで平成14年11月25日と具体的な年月日を記載しておりますけれども、これはこの日に改正される予定のトライベツ、若松、糸魚沢地区の皆さんを対象にして記載した内容でございます。

ここでは、先ほども申し上げましたけれども、字名等改正に伴う証明書の交付申請の場所、それから、会社等法人の住所変更登記については法務局に照会していただくことなどについて、それぞれ記載しておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

また、字名等改正に伴う証明書につきましては、必要の都度申請をいただければ交付をしていきます。

それから、字名改正の実施に当たりましては、これからの作業になりますけれども、10月の広報では全町的にどの地区がいつ改正になるのかについて、11月の広報ではトライベツ、若松、糸魚沢地区の皆さんを対象にした広報を行っていききたいと思いますけれども、その後も改正地区と改正時期に合わせて随時広報を行っていきと考えております。

最後に、事業実施についてですけれども、地方自治法第260条第3項で、第1項の規定による処分は政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずるということから、既に準備作業は進めておりますけれども、速やかに告示をして事業実施に当たっていきと考えております。

以上、大変簡単な説明でございますけれども、ご審議をいただき、ご承認を賜り

	ますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長	これより質疑を行います。
	ありませんか。
	11番、谷口議員。
1 1 番	今説明されたんですが、今回、字の廃止ということで新たに地域名が変わってくるわけですが、例えばその後の番地はどういうふうに考えるのか。
議 長	管理課長。
管理課長	番地につきましては、法務局がそれぞれの地域でつけることになります。
議 長	11番、谷口議員。
1 1 番	そうすると、今回、字名が変わっていくと、地域の名前ががらっと変わりますよね、場所によっては。同じ名前のところもあるし、もうなれ親しんでいるにもかかわらず、その名前が全くなってしまう場所もありますよね。そうすると、やはり地域の住民にとって、これが本当によかったと言われるようなものでなければならぬと思うんですよ。そういうのも十分に考えられて今回進められているのかどうなのか。 何でも便利で、登記だとか測量だとか、そういうことをやるために便利のようなやり方でいいのか。果たして、今までずっと長年町内に住んで使ってきた名前、地名、そういうものがやはり一つには大事にされなければならないのではないのかなというふうに思うんですよ。そういうことも含めて今回こういう字名の改正が行われてきたのかどうなのか、そのあたりはどうなんでしょうかね。 ですから、今回このように町の地域が変わっていくわけですが、全く違う名前になってしまったり、それから、やはり歴史的な価値がある地域だとか、そういうものも十分考えながら名前を決めていかなければならないというふうに思うんですけども、今の課長の説明では、一発それは法務局の仕事だということでは、ちょっと町がやった仕事にしては余りにも町民の感情とかけ離れたものになってくるのではないのでしょうか。町の考え方だとか地域の住民の考えだとか全然入る余地はないものですか、これは。どうなんでしょうか。
議 長	管理課長。
管理課長	それぞれの新たに画する町の区域の名称ですけども、これにつきましては、もと厚岸町で、町の方では基本計画をつくりまして、それぞれ各地域で懇談会を

実施しております。そこで、特に郡部については、従来住所が長過ぎるだとか、そういうこともございまして、今、通称で使っている例えばの例をとりますと、若松とか糸魚沢地域ではこういう簡略化した名前にしてほしいということで意見を賜ってございます。

それと、昔からなれ親しんだ住所ということもございますけれども、例えば別寒辺牛を例にとりますと、今回、別寒辺牛は、人の住んでいない地域を別寒辺牛に圧縮したわけですが、別寒辺牛という名称そのものは湿原だとかラムサール条約の関係でかなり全国的に有名になっておりますので、この名前をもちろんなくするわけにはいきませんので、先ほど言いましたように、人の住んでいない地域ですが、そこに別寒辺牛という地名を持ってきたと。

それで、先ほど法務局が決めているというようないちよつと言ひ方をしたんですけれども、これは要するに区域の名称につきましてはあくまでも町が決めるということで、ただ、これに伴って地番も新たに振らさる形になるものですから、その地番については法務局が新たに番号を振っていくというような形になります。

議 長 11番、谷口議員。

1 1 番 今、課長が説明されたのはわかるんですけれども、それから、町内できちんと住民の声を聞いてやってきていますよね。それで、私は今回決めること、名称の変更だとか、こういうことに私は異議を唱えているわけではないわけさ。わかりますか。この後をやはりどうするか。

今、課長の言われているように、あとは法務局で番地だとかそういうものを決めていきますということなんでしょうけれども、それではちょっとやはり地域の住民の感情だとかそういうものからいって、私はちょっと変でないのかなというふうに思うんですよ。

だから、歴史的にいろいろなことがあって、山に行けば山に行くほど長々しい名前になっていきますよね。だから、それはいいですよ、簡略にしたりしていくことは私はいいと思うんですけれども、やはりその地域で通用していた名前もあるし、今まではっきりと住所として認められていた名前もあるし、そういうものが全く消えてしまうというのでは、本当の改正ではないのではないのかなと。真の改正ではないのではないのか。

例えば、その後に旧地名がついていたっていいのではないのかなというふうに思

	うんですけれども、そういうことも含めて地域の声だとか住民の声だとか、そういうものは全く入る余地ないものなんですか。法務局がもう一方的に決めるものなんですか。そういうことを行った上で、町がこれを行った上で、それに基づいて、その意向を酌んで番地だとかそういうものを決めていくものではないのかなというふうに思うんですけれども、もうこれは、ここまでは町の仕事だけれども、あとの法務局の仕事だということなんですか。私はその辺がちょっと疑問に思うんですが、いかがですか。
議 長	管理課長。
管理課長	地番のつけ方、法務局でつけるということに先ほどから申し上げて 있습니다けれども、法務局は当然厚岸町なり現地に精通していないこともございますので、その地番の決め方につきましては、町の方と相談しながら決めていくというようなやり方でやっております。
	(「何そんな、一回目にいわないのさ」の声あり)
議 長	休憩します。 休憩時刻 17時09分
議 長	本会議を再開いたします。 再開時刻 17時23分
	質疑はほかにありませんか。
	(なし)
議 長	なければ質疑を終わります。
	お諮りいたします。
	討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、本案は原案のとおり可決しました。
議 長	日程第12、議案第67号 厚岸町地区集会所条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
	職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
	管理課長。
管理課長	ただいま上程いただきました議案第67号 厚岸町地区集会所条例等の一部を改正

する条例の制定について、その提案理由について説明申し上げます。

字名等の改正区域内にあります各施設等の名称や位置を改めようとするものであります。

新旧対照表を配付させていただいておりますので、この表を参考にさせていただきたいと存じます。

初めに、議案書38ページ、厚岸町地区集会所条例等の一部を改正する条例の制定について。厚岸町地区集会所条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

としまして、初めに、第1条では厚岸町地区集会所条例の一部改正でございますけれども、この条例の第2条の表中、名称、若松地区集会所、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字茶内原野94番地6を、名称はそのままにしまして、位置を厚岸町若松 103番地に改め、名称、トライベツ地区集会所、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字トライベツ89番地2、名称、糸魚沢地区集会所、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字別寒辺牛300番地12、これらをそれぞれ名称はそのままにして、トライベツ地区集会所の位置を厚岸町トライベツ 170番地に、糸魚沢地区集会所の位置を厚岸町糸魚沢66番地に改めようとするものでございます。

次に、第2条の厚岸町立へき地保育所条例の一部改正でありますけれども、この条例の第2条の表中、名称、別寒辺牛地区へき地保育所、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字別寒辺牛 193番地1を、名称を糸魚沢地区へき地保育所に、位置を厚岸町糸魚沢 322番地に改めるというものでございます。

次に、第3条の厚岸町墓地及び霊園条例の一部改正でありますけれども、この条例の別表1中、名称、別寒辺牛墓地、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字別寒辺牛 194番、名称、若松墓地、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字茶内原野西18線98番4、名称、トライベツ墓地、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字茶内原野95番2となっておりますものを、別寒辺牛墓地の名称を糸魚沢墓地としまして、位置を厚岸町糸魚沢 321番地に、若松墓地につきましては名称をそのままにして、位置を厚岸町若松19番に、それからトライベツ墓地も名称はそのまま、位置を厚岸町トライベツ 381番に改めるというものでございます。

次に、第4条の厚岸町育成牛等一時管理施設条例の一部改正でありますけれども、別表を次のように改めるということで、40ページをお開き願いたいと存じます。名称の厚岸町育成牛等一時管理施設はそのままでございますけれども、位置を全部改

めるものでございまして、改正前の位置が厚岸町大字別寒辺牛村字茶内原野66番15、茶内原野 109番 1、茶内原野西19線16番 3、厚岸町大字別寒辺牛村字トライベツ87番、トライベツ 100番 2、トライベツ 108番 2、トライベツ 114番、トライベツ 122 番 2、トライベツ 131番 2となっていたものを、新たに厚岸町トライベツ18番、トライベツ 168番、トライベツ 182番、トライベツ 185番、トライベツ 255番、トライベツ 357番、トライベツ 369番、トライベツ 447番、トライベツ 462番にそれぞれ改めるという内容でございます。

次に、第 5 条の厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正であります。この条例の第 2 条の表中、名称の別寒辺牛団地、これはそのままにしまして、位置、厚岸町大字別寒辺牛村字別寒辺牛 221番地 1、別寒辺牛 221番地 2、別寒辺牛 221番地 3、別寒辺牛 221番地 4、別寒辺牛 221番地 5、別寒辺牛 221番地 6、厚岸町大字別寒辺牛村字茶内原野75番を、それぞれ厚岸町若松 2 番、若松 3 番、若松 4 番、若松 8 番、若松10番、若松11番に改めるというものでございます。

次に、第 6 条の厚岸町立学校の設置及び管理に関する条例の一部改正でありますけれども、この条例の第 3 条中、糸魚沢小学校の位置、厚岸町大字別寒辺牛村字別寒辺牛 193番地 1 を厚岸町糸魚沢 322番地に改め、高知小学校と高知中学校の位置、それぞれ厚岸町大字別寒辺牛村字茶内原野西17線85番地 1 とあるものを厚岸町若松 307番地に改めるというものでございます。

最後に、附則としまして、この条例は平成14年11月25日から施行するというものでございます。

以上、大変簡単な説明ですけれども、ご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。
 ありませんか。

 (な し)

議 長 なければ質疑を終わります。
 お諮りいたします。

 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

 (「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第13、議案第68号 町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長 ただいま上程いただきました議案第68号 町税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

今回改正を行おうとする町税条例の一部改正条例では、地方税法の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成14年3月31日公布されたことを受け、町民税、固定資産税について平成15年1月1日までに施行が必要な条例、本則及び附則にわたる関連規定の改正を行うものであります。

なお、平成14年4月1日から適用すべき必要な条例改正につきましては、去る4月14日開催の第1回臨時町議会に提案し、原案可決をいただいております。

今回提案しております条例改正の要旨は、まず町民税の関係であります、株式譲渡益課税の申告分離課税の一本化に伴い、申告事務負担軽減に向けた申告不要の特例創設。法人町民税では、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の制定に伴うマンション建替組合事業に係る所得等の非課税措置の創設が法定化されたこと。固定資産税の関係では、縦覧制度の拡充、固定資産課税台帳の閲覧制度の創設、固定資産課税台帳記載事項の証明制度の創設などの法定化をはじめ、その他各種非課税措置の廃止あるいは整理合理化、創設、拡充、延長が行われます。以上が、地方税法改正の今回の概要でございます。

42ページでございますけれども、町税条例の一部を改正する条例。町税条例（昭和25年厚岸町条例第21号）の一部を次のように改正する。

これよりの改正条項の説明につきましては、お手元に配付してございます議案第68号説明資料として条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。配付資料に沿いながら、その要旨のみご説明させていただきます。

よろしいでしょうか。新旧対照表でございます。現行、改正案、摘要でございますが、主に改正案に沿って説明していきたいと思っております。

第11条の4、納税証明の交付手数料でございますが、この点につきましては（昭和25年第19号）となっておりますが、改正案では（平成12年条例第19号。以下「手数料条例」という。）に改正するのと、それから「、手数料は」を「、手数料を」に字句の整備でございますが、この点につきましては冒頭からおわび申し上げなければならないわけでありましたが、この証明手数料条例（昭和25年条例第19号）につきましては、平成12年度において平成12年3月第1回定例会におきまして全部改正を行い、新たに厚岸町手数料条例（平成12年条例第19号）を制定したところでございますが、このときにこの町税条例を改正せぬまま今回の改正に至ったわけでございますが、その点の整合性を欠いたことにつきましては深くおわびを申し上げる次第でございます。

次に、第25条、均等割の税率でございます。これは2項で法人等の区分、第1号でありますけれども、管理組合法人の次にマンション建替組合。これはマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行に伴う条項の整備でございますが、当該マンション建替組合は、その本来の事業が公益的な性格を有していることから、法人町民税においては、収益事業以外の事業に係る所得または収入金について非課税とするものであります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。第54条、固定資産税の徴収の方法でございます。2項であります。法第364条第3項を364条第5項とする地方税法の条項移動に伴う整備の改正でございます。

次に、固定資産課税台帳の閲覧、第59条の2でございますが、これよりは参考といたしまして、この説明資料の11ページの後ろの方に5ページまで、それぞれ参考としてその課税と改正のイメージをつけてございますので、その点も説明してまいりたいと思います。

この59条の2、固定資産課税台帳の閲覧につきましては、市町村長は、納税義務者その他の者——これはその他の者とは政令で定める借地・借家人等——の求めに応じ、固定資産課税台帳のうち、これらの者に関する固定資産について記載されている部分を閲覧に供する固定資産課税台帳の閲覧制度の創設に伴う条項の新しくの追加でございます。

それから、次に3ページをお開き願います。この点につきましても、これと関連といたしまして、第59条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交

付手数料であります。市町村長は、納税義務者その他の者（政令で定める借地・借家人等）から請求があったときは、固定資産課税台帳に記載された事項のうち、これらの者に関する固定資産に係る一定の事項を証明しなければならない。これにつきましても、固定資産台帳記載事項の証明制度の創設に伴う条項の追加でございます。

そこで、先ほどの参考の１ページを見ていただきたいと思います。ここに第59条の２及び第59条の３関係といたしまして、固定資産の課税イメージ（例）を添付してございます。

価格決定、台帳登録を３月31日に、台帳登録の公示を４月１日に行う場合で、最初の納期限が厚岸町が６月25日に設定されている場合がありますけれども、この課税客体の把握・資産の評価でございますが、賦課期日は１月１日。これは現行と15年度以降も変更はございません。その矢印の下にありまして、価格等の決定でございますが、３月31日となっておりますが、現行では２月末日。土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿の作成も３月31日。決定後、直ちに固定資産課税台帳に登録され、台帳登録の公示を４月１日に行い、同時にこの土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧に供し、４月１日から第１期の納期６月25日までの期間は公示を必要といたします。同時に、路線価図等の公開もあわせて行うものであります。賦課決定・課税通知書の交付、６月10日、納期限の10日前までということで、第１期納期が６月25日ということございまして、あとは価格に対する不服の審査申し出等につきましては、このイメージのとおりでございますので省かせていただきます。

次に、附則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございます。この点につきましては、上場株式等を譲渡した場合の課税の特例でございます。１項では条文追加による引用規定の整備でございます。

次に、第３項でございますが、長期所有上場株式に係る１００万円の特別控除の延長の規定の整備でございますが、平成15年３月31日までを平成17年12月31日まで延長する内容でございます。

次に、４ページをお開き願います。附則第19条の次に、４ページ、第19条の２、第19条の３、第19条の４、第19条の５、これが８ページまで19条関係がございます。これは附則19条の次にただいま申し上げた４条を加える改正でありまして、昨年11月の税法改正において、証券市場への個人投資家参入促進の観点から、株式譲渡益

に係る申告分離課税の一本化、上場株式等の譲渡に係る軽減税率の特例並びに繰越控除制度創設が法定化されまして、その内容が今回の税法改正とあわせた形で改正条文例の規定が追加された内容でございます。

そこで、まず第19条の2でございますが、これは参考の2ページにもそのイメージがついてございます。19条の2につきましては、上場株式等を譲渡した場合の株式の譲渡所得に係る町民税の課税の特例でありまして、市町村民税の所得割の納税義務者が平成15年1月1日以後に上場株式等を譲渡した場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得については、100分の3.4の税率により課税することとした内容でございます。ちょうど参考の真ん中の市町村民税の3.4%でございます。

次に、19条の2の第2項でありますけれども、これにつきましては、所得割の納税義務者が平成15年1月1日から平成17年12月31日の間に所有期間が1年を超える上場株式等を譲渡した場合には、当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等については、100分の2の税率により課税することとしたものでございます。これは先ほどの株式譲渡の下の方の枠組みの中にございます市町村民税が2%という内容でございます。

次に、19条の2の3項、4項につきましては、町民税の申告の適用等でございます。

それから、第19条の3、5ページでございますね、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例でございますが、これは証券会社に特定口座を有する際の所得計算の特例に係る追加規定の整備でございます。

次に、第19条の4、上場株式等取引報告書が提出される場合の町民税の申告等に係る特例でございます。これは参考の3ページにそのイメージを付しておりますが、これは株式譲渡益課税に係る申告不要の特例で、証券業者から上場株式等取引報告書が提出される場合、個人投資家からの申告は不要とする追加規定。申告分離課税へ一本化された後の納税義務者の申告事務の負担軽減を図ったものの内容でございます。

次に、19条の4の第2項、6ページでございますけれども、上場株式等の取引に係る町民税申告の特例に係る申告がない場合の取り扱いでございます。これは同じく参考4ページでございます。

次に、第19条の5、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除でございます。これは

参考の 5 ページ、最後のページでございますけれども、このイメージにあります申告分離課税の見直しに関連し、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除についての規定の創設でございます。

次に、8 ページをお開き願います。8 ページの第20条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例でございますけれども、附則第20条第1項から第8項、11ページまでの改正になるわけですが、附則第19条の次に第19条の2から第19条の5が追加規定されたことから、引用規定の整備を行う改正、並びに租税特別措置法、地方税法施行令及び地方税法施行規則の条項移動に伴う改正でございます。中身といたしましては、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例措置について、その対象となる特定中小会社の特定株式の譲渡所得等の金額の計算方法を定めたものでございます。

以上が、改正条例本則の改正内容でございます。

次に、附則であります、これは議案の6ページになりますので、そちらをお開き願いたいと思います。47ページでございます。失礼いたしました、すみません。47ページの附則、施行期日、第1条でございます。第1条では、施行期日を平成15年1月1日からとしております。

第1号であります、第25条第2項、これは均等割の税率の表の第1号の改正規定、マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）の施行の日と。現在審議中のため、施行期日は未定となっております。

第2号につきましては、59条の次に2条を加える改正規定でございます。これは平成15年4月1日。

それから、次に町民税に関する経過措置、第2条、第2項、3項、4項とございます。附則第2条関係につきましては、町民税に関する経過措置を設けておるものでありまして、内容につきましては、新旧対照表の摘要の中にもその施行月日を記載させていただいておりますので、この説明につきましては省略させていただきます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

9 番、木村議員。

9 番 私は正直な話、今さっぱりわかりませんな。改正の目的、株式譲渡益が云々とか特例法何とかとたくさんありましたが、内容はどうなんですか。今までかからなかった税金がかかるようになったのか、あるいは今まである一定の水準のものが幾らか安くなったのか、その辺をちょっとお知らせ願いたいと存じます。

今、何か、株式市場の活性化のために手数料を減額するとか課税を安くするとかと政府もやっているようですが、安くなったのか高くなったのか、その辺を私程度が理解できるように、ひとつ簡単に説明願います。

議 長 税務課長。

税務課長 ただいまの株式の譲渡に関する関係でございますけれども、この株式の譲渡所得の関係につきましては、昨今いろいろと新聞紙上あるいはテレビ等でもなっておりますが、投資家が源泉徴収選択の特定口座を設けることによりまして、証券会社がこの申告事務を行うと。それから、投資家本人がこの特定口座を持たない場合には、今までどおり市町村あるいは税務署等を通して確定申告を行わなければならないという内容でございます、安くなるということではございません。

(「わかりました。あといいよ」の声あり)

税務課長 そして、この改正によりまして厚岸町でどのくらいの増だとか減だとか影響あるかということになりますと、このケースは今のところございませんので、増減はないということになります。

議 長 他にありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第14、議案第69号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税務課長。

税務課長

ただいま上程いただきました議案第69号 厚岸町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由についてご説明申し上げます。

今回改正を行おうとする厚岸町手数料条例の一部を改正する条例では、ただいま地方税法の一部改正による閲覧・証明制度の創設に伴い町税条例の一部を改正する条例で、申し上げました閲覧手数料、記載事項証明書の交付手数料、本2件の手数料を新しく定めようとするものでございます。

厚岸町手数料条例の一部を改正する条例。厚岸町手数料条例（平成12年厚岸町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別紙お手元に配付してございます資料、厚岸町手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。ただいまの12号の次に第13号、固定資産縦覧帳簿の閲覧、1回につき400円、14号、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付、1件につき400円、これを新しく制定しようとする内容でございます。

次に、議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成15年4月1日から施行する内容でございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長

これより質疑を行います。

10番、室崎議員。

10番

69号説明資料というのが手元に来ております。それを見ますと、13、14というのは改正案で新しく出た項目なんですね。そうすると、今まではこれは無料だったわけ。それが今回有料になったのか。それとも、今まで固定資産縦覧帳簿の閲覧とか固定資産課税台帳記載事項証明書という制度がなかったのか。そのあたり、今、提案理由説明のときに何も、今までどうで今回どうなったのかということがないんですね。まずそれを、経過説明をきちんとしてください。

それから、どういうわけで今回、それと絡むんだけど、この2つが料金を取るようになったのか、それを説明してください。

それから、固定資産の縦覧帳簿の閲覧とか事項証明というのは、自分のもの以外でもできるのか。

この3点。

議 長

税務課長。

税務課長

説明不足で申しわけございません。

先ほどの議案第68号のところで固定資産課税台帳の閲覧と、それから第59条の2、それから第59条の3、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料という、この2つの制度が新しく創設されまして、それぞれ条項の追加となりました。そのことから今回この証明手数料の追加をお願いしているわけですが、けれども、この閲覧の内容につきましては、先ほど申し上げました納税義務者以外に、1つには固定資産税の納税義務者、2つとして、土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われる者に限る）を有する者、3つ目に、家屋について、同じく土地と同じ内容で賃借権その他の使用ということでございます。4つ目に、固定資産の処分をする権利を有する一定の者ということが新しく加わりました。今までは納税義務者のみでしたけれども、これが新しく追加になったことと、それから59条の3で、証明事項につきましては、これは5つの点が出てきてございます。今、閲覧で申し上げましたほかに、5つ目として、民事訴訟費用等に関する法律にのっとりた掲げる申し立てをしようとする者に対するものでございます。

それで、先ほど参考の固定資産税の課税のイメージで申し上げました。それぞれ台帳登録の公示が4月1日になされまして、4月1日から6月25日までの期間の中では手数料は無料と。今までと同じでございます。それから、現行では縦覧期間は3月1日から20日以上の間ということ、それぞれ公示をして実施しておりましたけれども、その段階でも手数料は無料で行っていました。その以降にかかわる点につきまして、この固定資産縦覧帳簿の閲覧1回につき400円、それから固定資産課税台帳記載事項証明書の交付1件につき400円をいただくという内容のものでございます。

以上でございます。

議 長

10番、室崎議員。

10 番

すみません。そうすると、議案第68号でその内容が決まって、その今、69号が料金というか、手数料の条例なんだと、そういうことなんですね。ごめんなさい、68号の説明を聞いているときに聞き逃していたもんだから、よくわからなかったんです。それで、ちょっとそういうことで議長すみません、68号の話も少し入って

きますけれども、勘弁してください。

今のお話を聞いていたら、何か非常に難しいお話をしているので、よくすべてがわからないんだけど、固定資産台帳の閲覧というのは、今までは縦覧期間をつくって、そのときに本人、要するに所有者だけが見られる。特別な例外もあったかもしれないけれども、そういうものであった。しかし、今度は、縦覧期間の制度はもちろんあるんだけど、それ以外のときでも、一定の利害関係を有する者が縦覧をしたり、あるいはその内容について証明書をもらったりすることができるようになりましたよ。したがって、このところの59条の2の改正条文を見ると、縦覧期間中の納税義務者は無料だけれども、それ以外は、自分のものを見ても、それから自分のものについて証明もらっても、400円いただきますよというふうに理解すればいいんですか。それが1点。

それから、その利害関係について、今、非常に賃借権を有する場合だとか何とかとか、ダーツとおっしゃったけれども、それはどこに記載されているのか。何か法律で決まっているんですか。それとも、そういうのは規則で決めるんですか。もし規則で決めるのであれば、そういうものも出してもらわなきゃならないと思うんだけど、それともこの68号の中でもって全部規定されているんでしょうか。現在の議案第68号、今可決した、それの中に書かれているのか。その利害関係の範囲というのはどこに記載されているということがちょっとわからなかったので、それも説明してください。

議 長 税務課長。

税務課長 ただいまの関係でございますけれども、閲覧につきましては、縦覧期間につきましては手数料は無料でございます。これからにつきましても同じでございます。

それと、縦覧期間以外の自分のものについての関係でございますけれども、この関係につきましては、厚岸町も現在、課税明細書の送付を行ってございます。そういった点で、課税明細書を見ていただければ内容はわかるようになっているわけがありますけれども、万が一紛失等そういったことがあった場合には、その再発行等もできると考えてございます。

それから、利害関係のある者でございますけれども、これは地方税法の中で今回新設されてきた内容となっております。

議 長 10番、室崎議員。

10 番

答弁が親切過ぎて、そのためにちょっと混乱するんですよ。

この制度にのっとれば、縦覧期間以外の閲覧や証明については手数料を払わなきゃならないんでしょう。だから、厚岸町はそれはかわいそうだから、だから納税通知書の裏に明細書をつけているのを再発行するという形で、せめて本人からはお金を取らないような便法をしてあげるよと今おっしゃったんでしょう。

だけれども、それ今のやつを真っすぐ聞いているというと、本人の場合にはお金を取らないというふうに聞こえますよ。制度はそうじゃないんでしょう。それとも、制度として本人からは取らないというふうにしたんですか。そこのところがちょっと今の話ではあいまいなのさ。

だから、やはりきちんと答弁して、制度としては取るんだけど、こういう便法を考えて負担かけないようにしてあげようと思っているというならわかるけれども、そういうことはきちんと答弁してください。

それから、利害関係人の範囲については、これは地方税法で決まっているんですね。そうすると、この制度ができたのも、地方税法の改正によって条例改正が行われたんですね。そうですね。厚岸町が独自の考えでこういう制度をつくったんじゃなくて、地方税法にこういう制度ができたから、自動的に条例をつくらざるを得なくてつくったんですね。というようなことが提案理由説明じゃないんですか。言っている意味わかりますか。

だから、手数料条例を言うときにも、せめてそのぐらいのことはやはりつけ加えてほしいんですよ。前の方が非常に難しくて、株式がどうしたとかかにしたとかというのがびっしり続いたものだから、隣の木村議員の方からああいう核心をつく質問がぽんと出てくるわけですけども、非常に附帯的なものがたくさんあって核心が見えなくなっちゃう。

そして、その次に今度は、手数料条例のところで町民に影響のある話がぽんと出てきたわけですから、すっきりさせるように、やはりそういうことを提案理由のときに私程度の者にわかるように、わかりやすく核心だけを言ってほしいんですね。要するにそういうことなんです。

議長
税務課長

税務課長。

答弁の言葉不足で大変申しわけございません。

そこで、今2点の問題かと思いますがけれども、この証明制度の関係でございます

けれども、私もちょっと言葉少なに申し上げてしまいました。本人が縦覧期間以外に見えた場合、それらにつきましては、何らかのやはり資産についての調べるという内容がいろいろな観点であろうかと思います。そういった点で、課税明細書をお見せする、あるいは欲しいという方には再発行をということを一応考えておりますけれども、制度上はやはり質問者が言われるように、その人によっては、これは料金をいただいて交付すべきものと考えてございます。

そのほかにも、いろいろな使途によっては、評価証明であるとかいろいろな証明も他にございますけれども、この関係につきましては、そういうようなことを考えている状況でございます。

それから、先ほど地方税法と私申し上げましたけれども、利害関係の方が見られる範囲というものにつきましては、地方税法施行令に新しく追加、整備された内容でございます。訂正し、おわび申し上げます。

議 長 10番いいですか。

(「いいです」の声あり)

議 長 他にありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第15、議案第70号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 ただいま上程いただきました議案第70号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由について、ご説明申し上げます。

その主な改正内容であります。健康保険法等の一部を改正する法律の成立により、本年10月1日から老人保健法が一部改正され、自己負担額を一定以上所得者2割、それ以外を1割に改正することに伴い、北海道医療給付事業の乳幼児医療費、重度心身障害者及び母子家庭等医療費、老人医療費の助成に係る訪問看護費、訪問看護療養費基本利用料及び一部負担金につきましても、改正老人保健法に準拠し、1割、2割負担とすることとなったため、今回条例改正を行うものであります。

なお、条例改正理由が同じであることから、3つの条例改正につきまして、まとめて行うものであります。

お手元に配付しております議案第70号資料により説明させていただきます。

初めに、1ページ、厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例改正新旧対照表をお開き願います。第2条、用語の定義であります。第4号は、引用法令であります健康保険法の改正による条番号の変更であります。第6号は、老人保健法の改正による訪問看護療養費基本利用料について、一定以上所得者2割、それ以外1割の自己負担とする改正内容であります。第7号は、引用法令であります健康保険法の改正による条番号の変更であります。

第6条は助成の範囲であります。2ページをお開き願います。新たに第3項において、基本利用料の自己負担額を超える額を助成する規定を加えるものであります。

次に、3ページ、厚岸町重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例改正新旧対照表をお開き願います。第2条は定義であります。第2号は、知的障害者の認定基準を定めた内容であります。第4項は、引用法令であります健康保険法の改正による条番号の変更であります。

資料の4ページをお開き願います。第7項は、老人保健法の改正による基本利用料について、同じく一定以上所得者2割、それ以外1割の自己負担とする改正内容であります。

第4条は、助成の額であります。新たに第3項において基本利用料の自己負担額を超える額を助成する規定を加えたものであります。

次に、資料5ページをお開き願います。厚岸町老人医療の助成に関する条例改正新旧対照表であります。第2条は用語の定義であります。新たに5号、6号、7号を加えるものであります。現行条例第8条で規定されていた用語について、

条文の整理を行った内容であります。

第7条は一部負担であります、老人保健法の改正により、これも同じく一定以上所得者2割、それ以外を1割の自己負担とする内容でありまして、第2項におきましては、入院給付における負担限度額を超えた額を助成する旨の改正規定であります。

次に、資料6ページであります、第8条は助成の額であります、新たに第2項において一部負担金及び基本利用料の自己負担限度額を超える額を助成する規定を加えたものであります。

第9条は助成の方法であります、自己負担限度額を超える医療費については、すべて高額医療費の対象となり、これらの支払い計算事務等について、北海道社会保険診療報酬支払基金及び北海道国民健康保険団体連合会、その他これらに属する者に委任することができる旨を規定した内容であります。

恐れ入りますが、議案の52ページをお開き願います。

附則であります、この条例は平成14年10月1日から施行するものであります。

以上、大変簡単な説明であります、議案第70号 厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。
ありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決しました。

議長 日程第16、議案第71号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

助 役

助役。

ただいま上程をいただきました議案第71号 厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明申し上げます。

この条例は16条で構成されておりましたが、介護相談員を設置するため、11条以下を6条ずつ繰り下げ、新たに11条から16条までを加えようとする内容でございます。

これまで介護サービスに関する利用者からの苦情は、国保連合会あるいは町が受け付けることになっていますが、これはあくまで苦情が生じてからの事後的な対応が主となっております。今回の条例で規定しようとする介護相談員は、介護サービスの提供をしている現場を訪れ、利用者の話を聞き、相談に応じる等の活動を行い、利用者の不平、不満、疑問の解消を図り、利用者と事業者の橋渡しをし、苦情となる前に問題の改善や介護サービスの質的向上を図るために設置しようとするものでございます。これに当該相談員の所掌事項、身分を明確にするために、関係条文を追加する条例の一部改正を行うものでございます。

なお、議案第71号の説明資料といたしまして新旧対照表を別途お配りしておりますので、これもご参照をしていただきたいと思います。

条文の内容でございますが、第10条は、この規定条文は保険料の賦課徴収についての準用を規定しており、改正後に追加する16条第2項においても準用規定を設けることとしたことから、見出しを改める内容でございます。

第11条につきましては、問題改善や介護サービスの質的向上を図るための介護相談員を厚岸町介護相談員として規定しようとする内容でございます。

第12条、介護相談員が所掌する事項について規定をさせていただいております。

第13条、介護相談員の人数及び介護相談員として任命される者の条件を規定するものでございます。

第14条は、介護相談員の任期及び守秘義務を規定しております。

第15条であります。介護相談員を町の非常勤職員として規定する内容でございます。

第16条につきましては、介護相談員の報酬日額を規定し、さらに報酬や費用弁償の計算あるいは支給方法については、厚岸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を準用するという内容を規定するものでございます。

		54ページでございますが、附則でございます。この条例は、平成14年10月1日から施行しようとする内容でございます。 以上、大変簡単雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認をいただきますようお願いを申し上げます。
議	長	これより質疑を行います。 ありませんか。 (なし)
議	長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決しました。
議	長	日程第17、議案第72号 厚岸町海事記念館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 教育委員会生涯学習課長。
教 生 涯 学 習 課	委 員 会 長	ただいま上程いただきました議案第72号 厚岸町海事記念館条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由をご説明いたします。 このたび厚岸町教育委員会行政組織機構の見直しにより、文化財係を生涯学習課から分離し、海事記念館に同係を配置することとするため、あわせて登録博物館としての海事記念館の性格、機能を整理することとするため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。 現在、本町には、博物館としての機能を有する海事記念館と、博物館的施設としての郷土館及び太田屯田開拓記念館の3館を開設しており、この3館の中核施設と位置づけ、運営に当たっているのが海事記念館であります。 一方、文化財の保護、調査及び研究を担当している文化財係は、現在、組織機構上、生涯学習課にありますが、3館と文化財係の業務内容が極めて関連が深いこと。また、海事記念館の勤務体制についても、文化財係職員はローテーションに含めて

行っているほか、海事記念館配置の学芸員が文化財係を兼務している状況にございます。

このようなことを踏まえて、円滑で効率的な業務遂行を図っていく必要があることから、文化財係を海事記念館に配置し、館の組織を、館長のほか、管理係、文化財係の2係と、専門員としての学芸員の配置の体制にしようとするものでございます。

次に、改正の内容でありますけれども、恐れ入りますが、別途配付しております議案第72号説明資料新旧対照表によってご説明いたします。

まず、第1条、設置を改める内容であります。海事記念館は、平成11年3月に博物館法に基づく博物館として登録し、町の重要な文化財施設の一つに位置づけられているところでありますので、この際、館の性格につきまして、博物館法に定める定義を参酌して改める内容でございます。

次に、3条、事業を改める内容であります。これにつきましても同様の考え方で整理をさせていただき、博物館登録施設としての機能充実を図ったほか、文化財係を配置するため、同条第8号といたしまして、厚岸町に存する文化財の保護、調査及び研究を行うことを新たに規定化した内容です。

恐れ入りますが、議案書の56ページをお開き願います。次に、附則の内容であります。この条例は平成14年10月1日から施行する内容でございます。

以上、簡単雑駁な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長　これより質疑を行います。

10番　10番、室崎議員。

10番　海事記念館条例の内容についての話ではありませんので、ただちょっとお願いなんですけれども、今回出ている説明資料をずっと見ていきますと、2つだけ右と左逆なんですね。前にもこれ議会で話ししたことあるんですよ。ばらばらに右と左が出て非常に見づらいんだ、見る方は。ところが、頑強にほかの人とは違う、このやり方でなければ気の済まないという方が何かお二人いらっしゃるようで、ほかと合わせていないんですね。これ大した問題じゃないんですけども、やはりせっかく資料をつくるんだから、見やすいようにつくった方がいいと思うので、内部でやはり一応の形式をつくっていただけませんか。これお願いしておきます。

議 長	管理課長。
教 委 管 理 課 長	大変申しわけなく、おわび申し上げたいと思います。 本件新旧対照表、おっしゃられるとおり、他の改正条例の対照表と左右逆になっております。大変見づらい状態になっているということで、まずおわびいたしたいと思いますし、今後は他の部分と合わせました、統一した形で提出させていただきたいというふうに考えております。大変うっかりいたしまして、まことに申しわけございません。ご容赦願いたいと思います。
議 長	いいですか。 他にありませんか。 (な し)
議 長	なければ質疑を終わります。 お諮りいたします。 討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決しました。
議 長	日程第18、議案第73号 厚岸町学校給食センター管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。 職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 教育委員会管理課長。
教 委 管 理 課 長	議案第73号 厚岸町学校給食センター管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明申し上げたいと思います。 本条例の改正につきましても、厚岸町教育委員会行政組織機構の見直しに係る内容のものでございます。 今回の機構見直しの一つに、出先所属機関における現行1係体制のところにつきまして、係制を廃止することとしております。この一環といたしまして、学校給食センターに現在置かれている業務係の名称、これが係が廃止になるわけでございますけれども、このために必要な条例規定の整備を図りたいという内容のものでございます。

改正部分の内容でございますけれども、給食センターの職員について規定しております第3条の内容においてでございます。現行規定では、給食センターに所長、係長、その他必要な職員を置くというふうになってございます。これは係を置くことを前提とする規定となっておりますので、これを給食センターに必要な職員を置くというふうに改めたいとする内容のものでございます。

以上が、本条例の一部改正の内容でございます。

改正条例の施行につきましては、附則におきまして本年10月1日からとする内容のものでございます。

よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長 これより質疑を行います。

ありませんか。

(なし)

議 長 なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、あすに延会いたします。

延会時刻 18時30分

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成14年9月18日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員

